

第2期 松戸市子どもの未来応援プラン (案)

(松戸市子どもの貧困対策計画)

(注) 本文・図表・写真などのレイアウトや配置、ページ数等は、パブリックコメント
でのご意見を反映させた後に、最終的に変更・修正・追加することがあります。

令和4年〇月

松 戸 市

ごあいさつ

子どもは、日本の将来を担う「社会の宝」であり、子どもたちを誰一人取り残さず大切に育むことは、社会全体の責務であるとともに、本市の未来を創っていく根幹であると考えております。

こうした考えから松戸市では、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、平成30年に「松戸市子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいりました。

しかしながら、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は急速に変化し続けており、近年は新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでの私たちの生活に大きな影響を与えました。

特に、貧困の状態にある子どもはより一層厳しい状況に置かれ、経済的困窮にとどまらず自粛生活等により、「生きる力」を育むための様々な体験や交流の機会までもが失われつつあることから、人と人とのつながりや、お互いに助け合い、支え合う地域づくりの大切さを改めて強く認識したところです。

また、子どもの貧困は様々な社会的背景に起因し、表面化しづらい傾向にあるため、社会全体で注視して取り組むことが重要であると考えております。

本計画では、このような視点や考え方にに基づき、すべての子どもが夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、市民、関係団体、NPO、企業等の皆様と連携しながら、社会全体で一丸となって着実に子どもの貧困対策を進めてまいります。

最後に、計画の策定にあたりまして、ご尽力をいただいた皆様に改めて御礼を申し上げますとともに、パブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様には心より感謝申し上げます。今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

松戸市長 本郷谷 健次



目次

第1章 計画策定の概要 1

第1節	計画策定の背景と目的	2
第2節	子どもの貧困の概念	4
第3節	計画の対象	6
第4節	計画期間	6
第5節	計画の位置づけ	6

第2章 松戸市の子育て世帯を取り巻く環境 7

第1節	国の法律や制度の改正等	8
第2節	SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	10
第3節	松戸市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	11
第4節	松戸市子育て世帯生活実態調査の概要	26
第5節	支援団体ヒアリング	34
第6節	第1期計画の進捗状況と成果	37
第7節	第1期計画の取組を踏まえた今後の課題について	47

第3章 計画の基本的な考え方 51

第1節	基本目標（目指す姿）	52
第2節	基本施策（6つの柱）	53
第3節	施策の体系	58
第4節	子どもの貧困に関する指標	60

第4章 具体的な取組（主な事業） 63

第1節	社会全体で応援	64
第2節	支援につながる	74
第3節	生活を応援	82
第4節	学びを応援	93
第5節	仕事を応援	103
第6節	住まいを応援	107
○	松戸市における妊娠・出産から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援	108

第5章

計画の推進 111

- 第1節 計画の推進体制 112
- 第2節 計画の進捗管理 112

参考資料 113

- 1 子どもの貧困対策の推進に関する法律 114
- 2 子供の貧困対策に関する大綱 117
- 3 国の子供の貧困に関する指標 118
- 4 松戸市子どもの未来応援プラン策定経過 121
- 5 松戸市子どもの未来応援懇談会名簿 122
- 6 子どもの未来応援検討チーム名簿 123
- 7 子ども・子育て会議委員名簿 124
- 8 パブリックコメント（意見募集）の実施結果 125
- 9 用語解説 126

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の背景と目的

平成26年に厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」によると、平成24年における日本の子どもの相対的貧困率は16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟国34か国中25位（2010年）と、先進国の中でも厳しい状況にあることが明らかになり、「子どもの貧困」が社会的課題としてクローズアップされるようになりました。

このような状況を踏まえ、国においては、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）が施行され、これを受けて同年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

この法律において、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県の努力義務とされたことから、千葉県においては、平成27年12月に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（平成27年度～平成31年度）を策定しました。松戸市においても、さまざまな環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、平成30年3月に「松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」（以下、「第1期計画」とする。）を策定し、庁内横断的に子どもの貧困対策を推進してきたところです。

近年は、法整備などの影響により、全国的にも「子どもの貧困」に関する社会の認知が進み、困難を抱える子どもに対しては、学校や地域、家庭などのさまざまな場面で多様な主体が支援を進めています。しかしながら、厚生労働省が発表した平成30年の全国の子どもの貧困率は13.5%（新基準においては14.0%）となっており、未だに約7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあると言われている厳しい水準にあります。

こうした中、国において、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号、以下「改正法」とする。）が成立し、同年9月に施行されました。改正法については、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県では義務化、市町村では努力義務とされ、地方公共団体における子どもの貧困対策に関する積極的な取組がより一層求められています。

千葉県では、令和2年8月に第2期目の計画となる「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」など、3つの基本方針を定めるとともに、重点的支援施策として新たに「支援につなぐ体制整備」を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

また、令和2年に入ってから、新型コロナウイルスによる感染が世界的に拡大し、日本においても新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が発出されるなど、これまでの生活が大きく一変する環境変化がありました。外出自粛に伴う働き方の変更のほか、企業等の業績不振に伴う収入減少や失業など、さまざまな影響を受けた子育て家庭も多く、また、子どもにとっては長期間の学校休校、修学旅行や課外学習の中止などにより、友達や先生、地域の方々と関わる機会が減少するなど、さまざまな環境変化がありました。これらの環境変化が、学習面、体力面、精神面で大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの状況を踏まえ、子どもの貧困対策をさらに推進していくため、本市では、第1期計画の見直しを行い、「第2期松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」（以下「本計画」とする）を策定します。本計画では、第1期計画における基本目標や基本施策を継承した取組を踏まえつつ、引き続き全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、等しく健やかに成長し、夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、子どもを第一に考えた支援を総合的に推進していくことを目指します。

第2節 子どもの貧困の概念

子どもの貧困対策を考えるにあたっては、「絶対的貧困」と「相対的貧困」を理解することが重要となります。

■ 「絶対的貧困」と「相対的貧困」について

「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示します。世界銀行が平成27年10月に定義した国際的な貧困線の水準は、1日の生活コストが1.9米ドル未満で、当時の為替レートで日本円に換算すると約229円となります。こうした「絶対的貧困」は、南アジア地域やサブサハラ・アフリカ地域などの途上国に集中しています。

その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題をとらえる必要があります。「相対的貧困」とは、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」として算出しています。

「相対的貧困」は「絶対的貧困」に比べて表面化しにくい傾向にあります。

■ 子どもの貧困率

子どもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況」のことを指します。厚生労働省が発表した平成30年の日本の相対的貧困率は、全体で15.4%（新基準は15.7%）、子どもで13.5%（新基準は14.0%）となり、日本の子どもの約7人に1人が相対的貧困にあります。

特に、「子どもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は48.1%（新基準は48.3%）と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準にあるなど、その状況は依然として高いものとなっています。人間形成の重要な時期である子ども期の貧困は、子どもの成長・発達におけるさまざまな機会の妨げになり、子どもの未来に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

子どもの貧困率の状況

	平成 12年	平成 15年	平成 18年	平成 21年	平成 24年	平成 27年	平成 30年	
							旧基準	新基準
子どもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0
相対的貧困率	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもがいる 現役世帯	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が2人 以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2

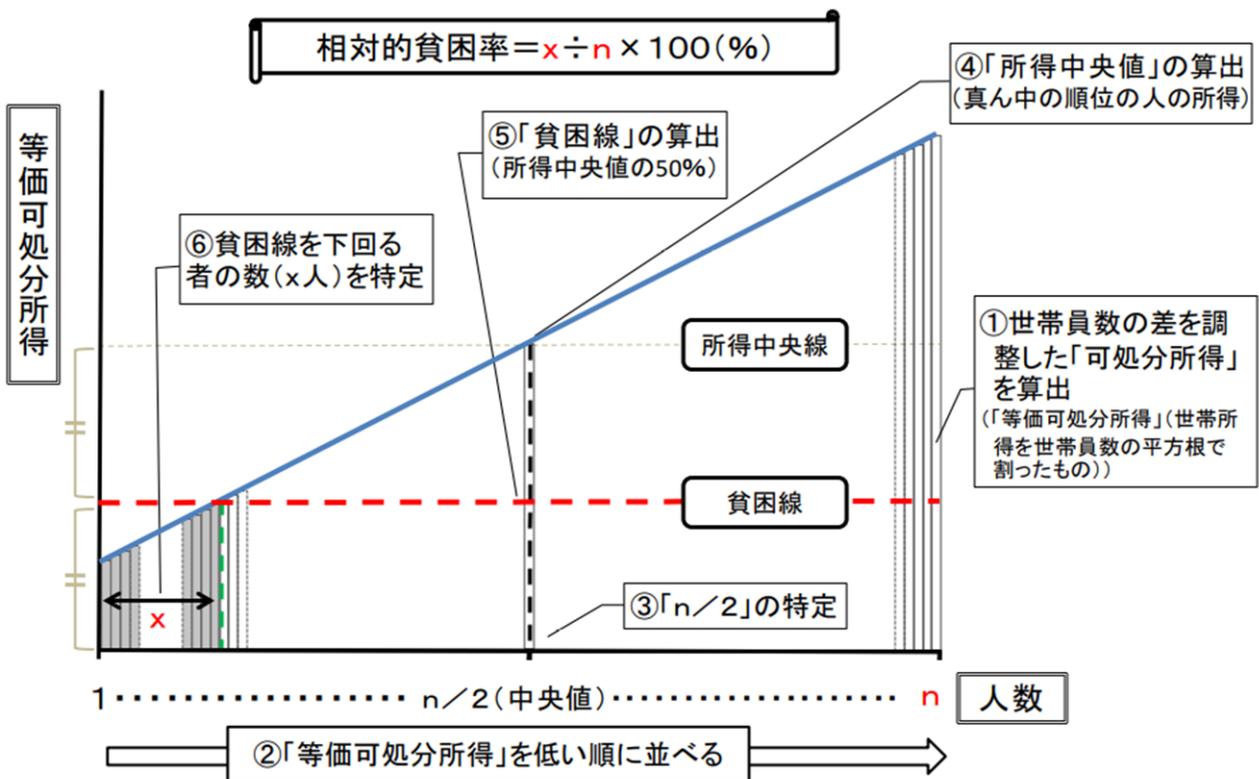
資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

(注1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

(注2) 平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出

(注3) 「子どもの貧困率」は、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査において3年ごとに調査されています。全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により調査、算出されており、都道府県別、市区町村別の数値は算出されていません。

「相対的貧困率」・・所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



第3節 計画の対象

概ね18歳未満の子どもとその家庭を対象とします。

※現在、生活困窮状態にある子どもとその家庭はもちろんですが、誰もが生活困窮に陥る可能性があるという考えのもと、対象者は広く捉えます。

第4節 計画期間

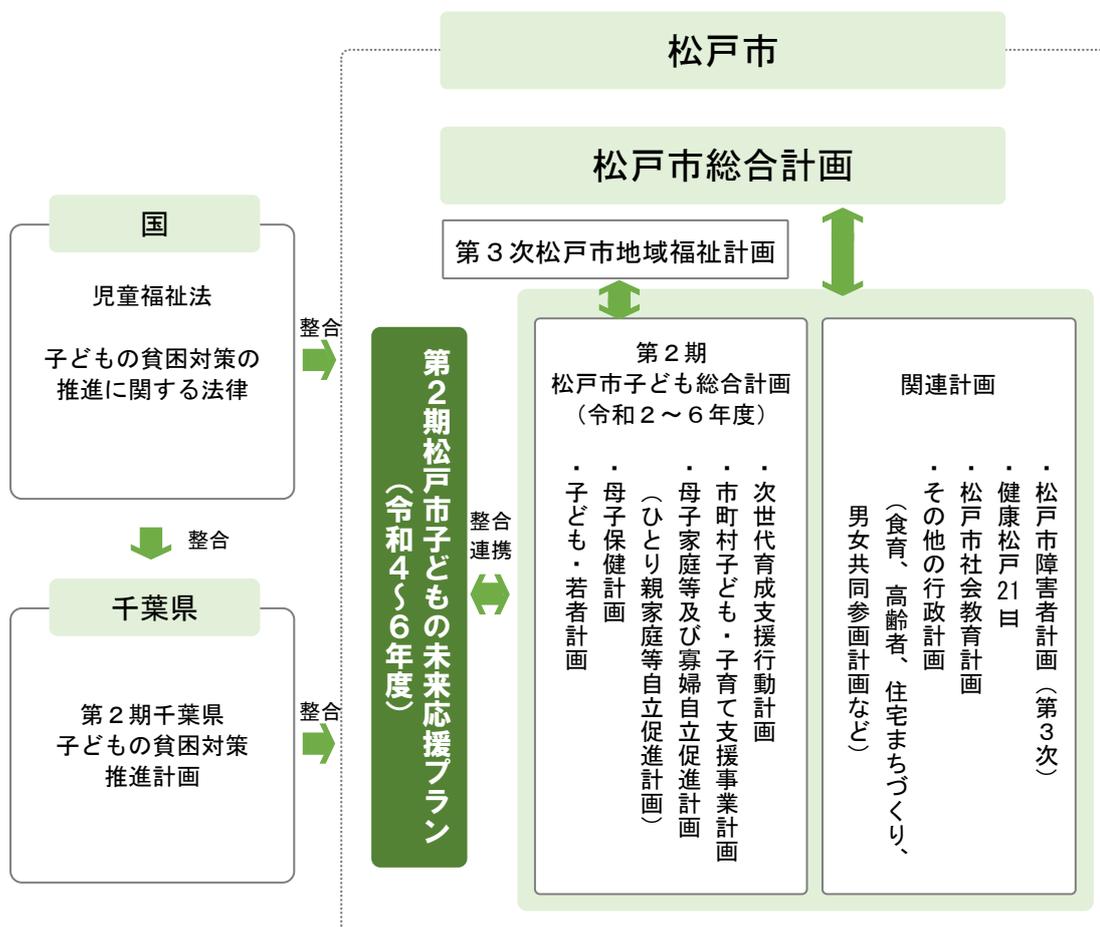
令和4年度から令和6年度まで（3年間）

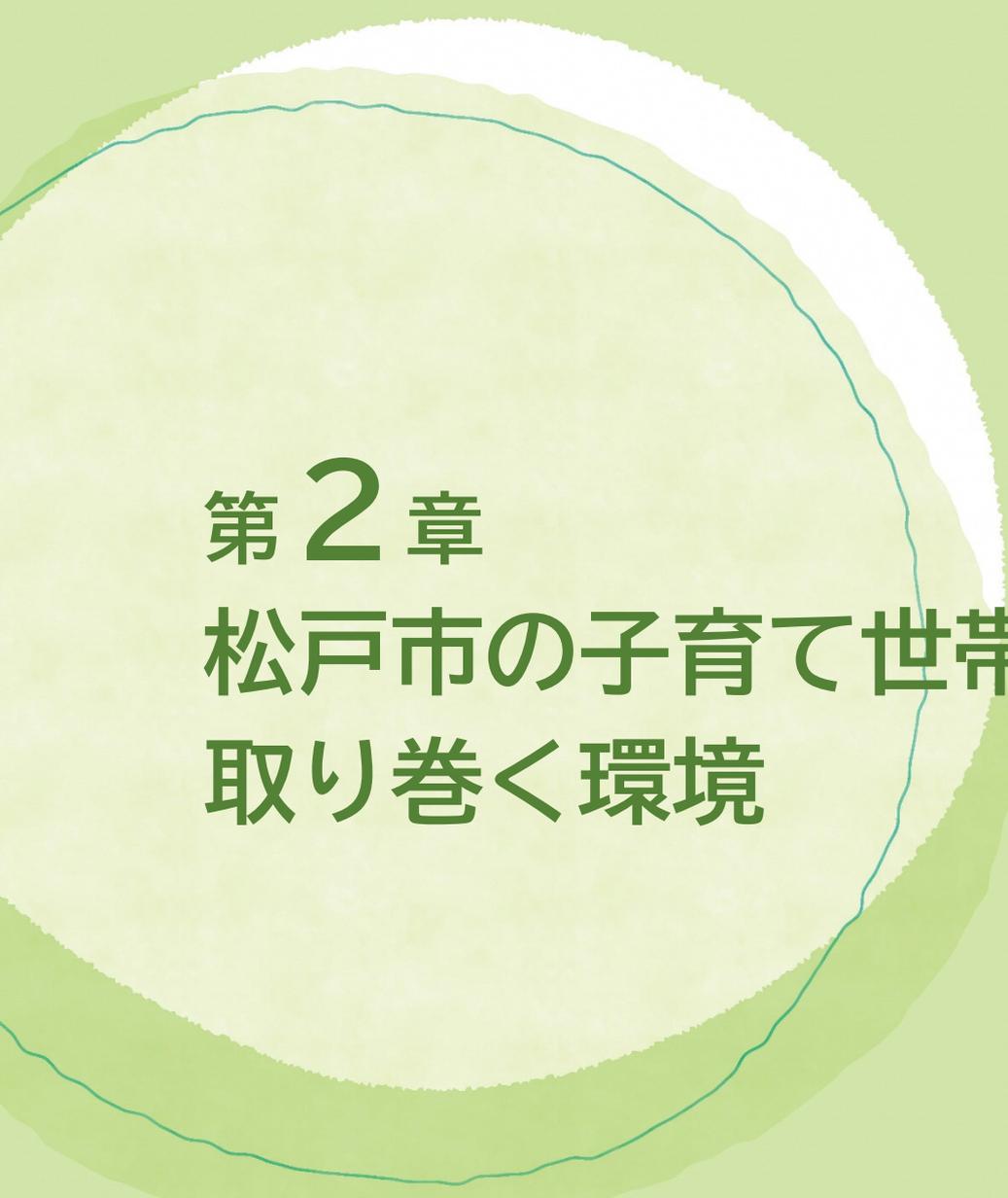
第5節 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく市町村計画とします。

また、本計画は「松戸市総合計画」・「第2期松戸市子ども総合計画」を上位計画に位置づけます。

○本計画と他計画との関係





第2章
松戸市の子育て世帯を
取り巻く環境

第1節 国の法律や制度の改正等

	法律	閣議決定等	制度
2014（平成26年）1月	子どもの貧困対策の推進に関する法律		
2014（平成26年）8月		子供の貧困対策に関する大綱	
2015（平成27年）4月	生活困窮者自立支援法		
2015（平成27年）12月		すくすくサポート・プロジェクト（子どもの貧困対策会議決定）	
2016（平成28年）8月	児童扶養手当法改正		2016（平成28年）8月 児童扶養手当の第2子、第3子以降の加算額増額
			2018（平成30年）8月 児童扶養手当全部支給の方の所得制限限度額引き上げ
2018（平成30年）10月	生活困窮者自立支援法等改正		2018（平成30年）10月 生活保護世帯の子どもの大学等への進学準備給付金創設
2019（令和元年）9月	子どもの貧困対策の推進に関する法律改正		
2019（令和元年）10月	子ども・子育て支援法改正		2019（令和元年）10月 幼児教育・保育の無償化
2019（令和元年）11月		子供の貧困対策に関する大綱改定	2019（令和元年）11月 児童扶養手当の支給回数を年3回から6回に変更
2020（令和2年）4月	大学等における修学の支援に関する法律		2020（令和2年）4月 高等教育等の無償化

※法律は施行年月を記載

○生活困窮者自立支援法の改正

生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給等の支援を目的として、生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行されました。平成30年の改正では基本理念が新設され、「生活困窮者の尊厳の保持」を図りつつ、困窮の背景にある「地域社会からの孤立」も含めた個々の状況に応じた支援を包括的かつ早期に行うことや、困窮者支援を通じた地域づくりの視点が明確化されました。また、子どもの学習支援については、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加され、子どもの学習支援・生活支援事業として強化されました。

○幼児教育・保育の無償化

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援等を利用する満3歳児から5歳児までの子どもの利用料が無償化となるとともに、住民税非課税世帯については、満3歳児未満の子どもの利用料も無償化の対象となりました。

○高等教育等の無償化

大学等における修学の支援に関する法律の成立により、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象として、大学・短期大学・高等専門学校（4・5年次及び認定専攻科）・専門学校の授業料等の減免と、給付型奨学金による高等教育の修学支援新制度が令和2年4月から実施されました。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号。以下「改正法」という。）が公布され、同年9月に施行されました。

【改正法の主なポイント】

- ・ 子どもの将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
- ・ 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
- ・ 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
- ・ 貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえること

【改正法（一部抜粋）】

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

- 第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

第2節 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

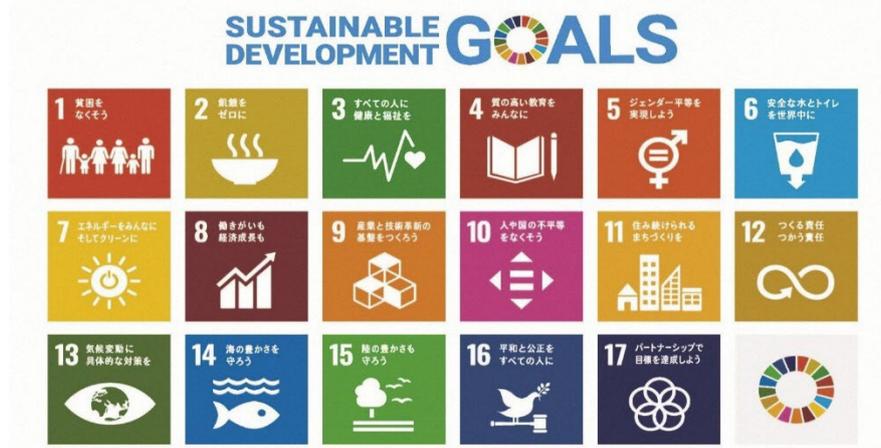
SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

国においても、地方創生の深化に向けては、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要とされ、地方公共団体におけるSDGsの達成に向けた取組は、地方創生の実現に資するものであり、その取組を推進することが必要とされています。

本市では、SDGsの達成に向けた取組を原動力とした地方創生を総合的かつ効果的に推進するため、「松戸市地方創生SDGs推進本部」を設置しています。市民、企業、各種団体などのステークホルダーとのパートナーシップを推進し、「経済・社会・環境」の三側面の調和を保ち、現世代と将来世代がともに安全・安心に暮らせる持続可能な優しいまちを実現させる取組を進めることにより、我が国や世界のSDGs達成に貢献することを宣言しています。

「誰一人として取り残さない」という考えは、松戸市の未来を担う子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを願う、「松戸市子どもの未来応援プラン」の目指すべき姿にも当てはまるものです。

本計画を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、「すべての子どもの権利が尊重され、心豊かに育つ」まちづくりを目指します。

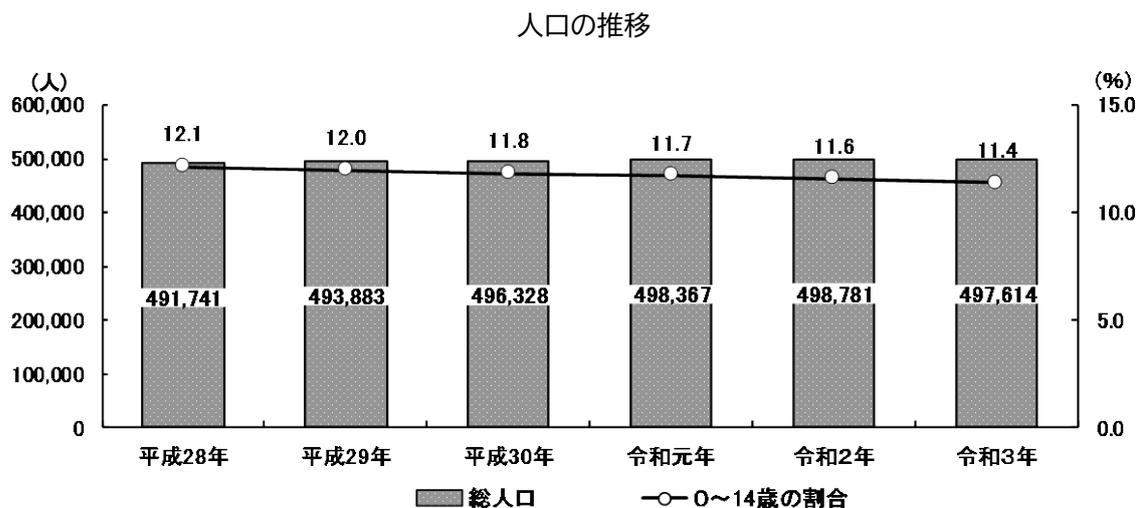


第3節 松戸市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

(1) 人口の推移

■ 総人口と年少人口の推移

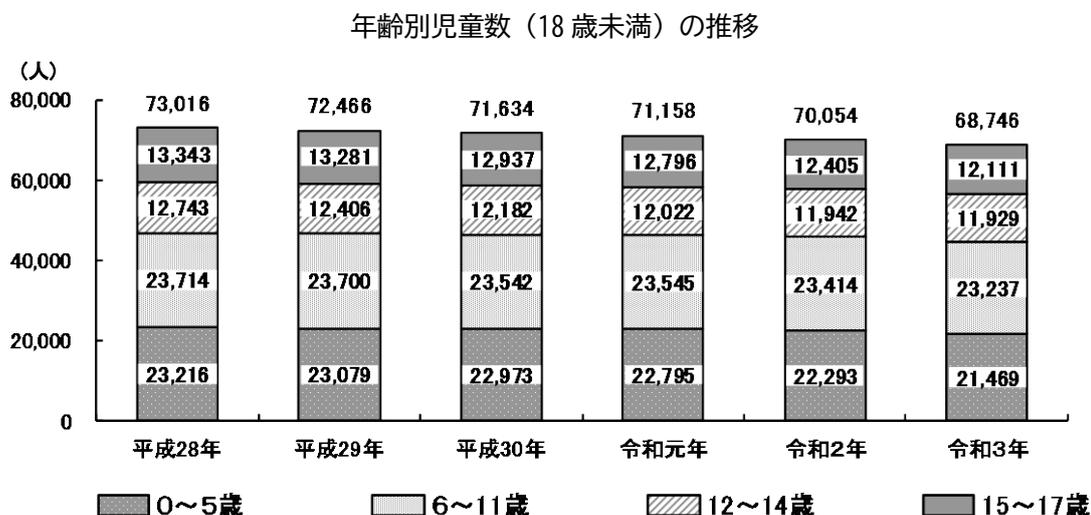
本市の総人口は増加していますが、0～14歳の年少人口は年々減少しており、総人口に占める割合も低下傾向が続いています。



資料：松戸市住民基本台帳（各年9月30日現在）

■ 18歳未満児童数の推移

18歳未満児童数も減少傾向です。0～5歳、6～11歳、12～14歳、15～17歳の全ての年代において減少しています。

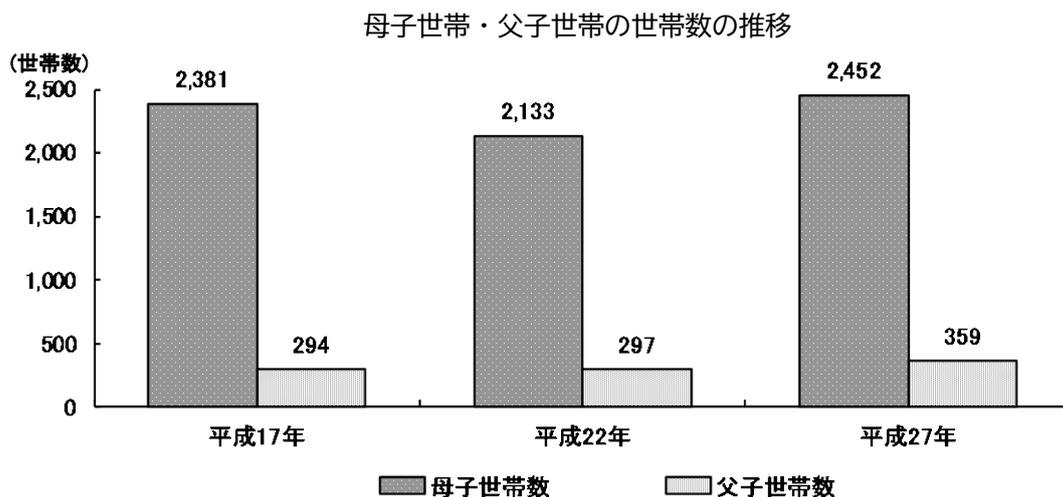


資料：松戸市住民基本台帳（各年9月30日現在）

(2) ひとり親世帯の状況

■母子世帯・父子世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯・父子世帯（注4）ともに平成22年以降、増加傾向です。

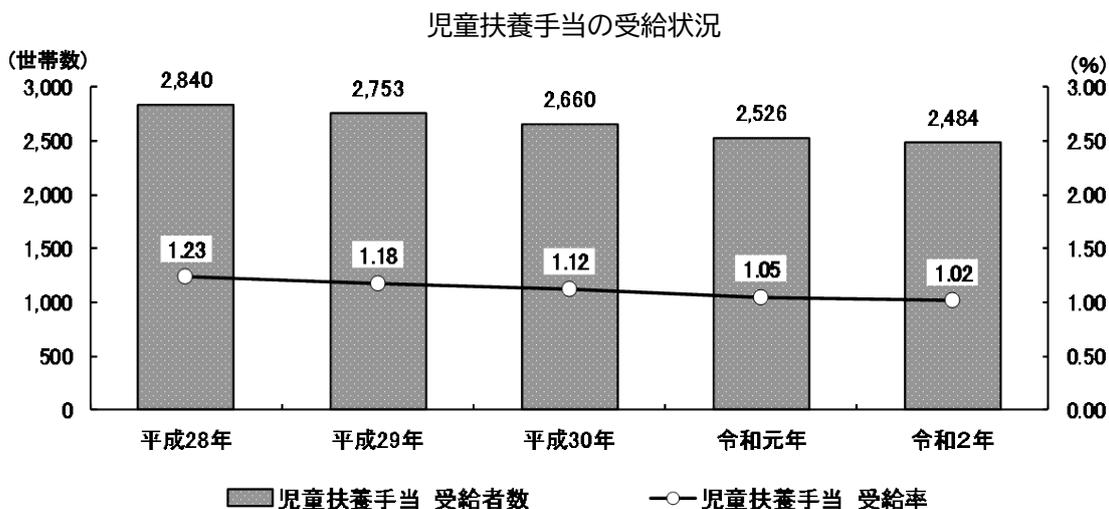


資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

（注4）母子世帯・父子世帯：核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どもから成る一般世帯

■児童扶養手当の受給状況

児童扶養手当の受給世帯は減少しています。また、児童扶養手当受給率（注5）も減少しています。



資料：総務課、子育て支援課児童給付担当室資料（各年 12 月 31 日現在）

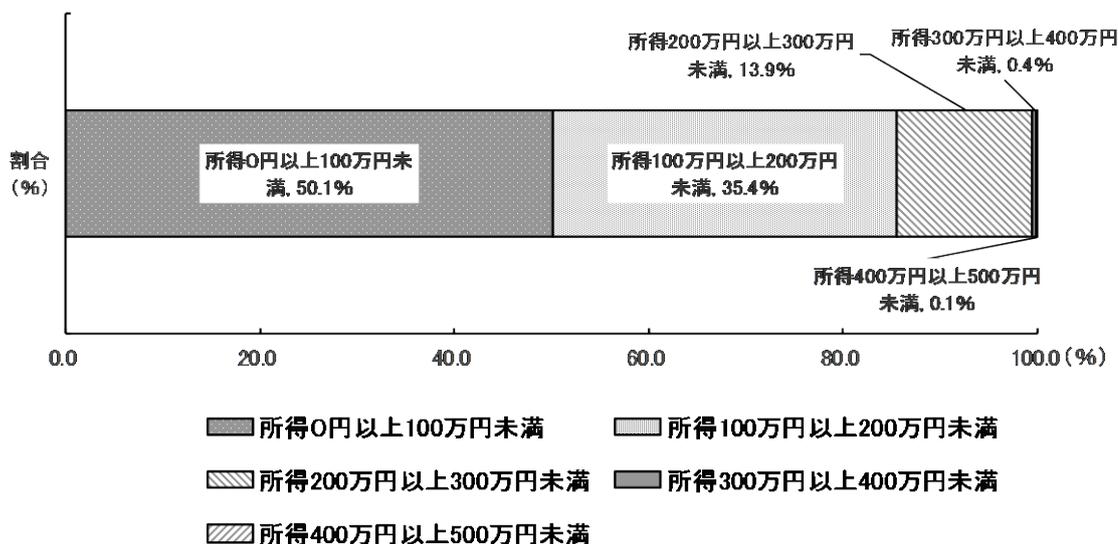
（注5）児童扶養手当受給率：（計算式）

「児童扶養手当受給者」÷「松戸市全体の世帯数（松戸市統計書）」×100

■児童扶養手当受給者の総所得内訳

児童扶養手当受給者の所得は、ほぼ全ての受給者が300万円未満であり、そのうち200万円未満の人が約85%となっています。

令和2年末 児童扶養手当受給者の総所得内訳 (n=2,484)

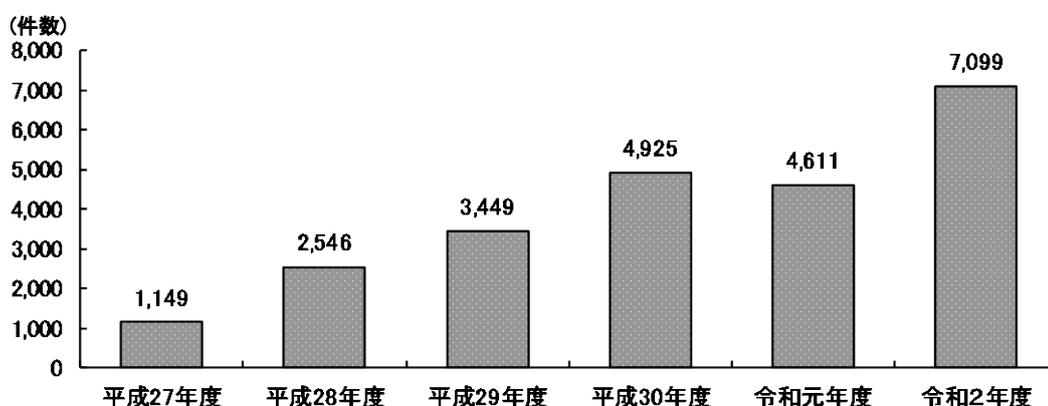


資料：子育て支援課児童給付担当室資料（令和2年12月31日現在）

■ひとり親相談件数の推移

母子・父子自立支援員（注6）が応じるひとり親相談件数は、増加傾向にあり、令和2年度は令和元年度と比較して相談件数が約1.5倍になっています。

母子・父子相談件数の推移



資料：子育て支援課資料

（注6）母子・父子自立支援員：母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、生活面、経済面など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる専門職

■高等職業訓練促進給付金支給件数の推移

ひとり親家庭の就労支援のため支給する高等職業訓練促進給付金支給件数は、年々微増傾向にあり、令和2年度で9件となっています。

高等職業訓練促進給付金支給件数の推移

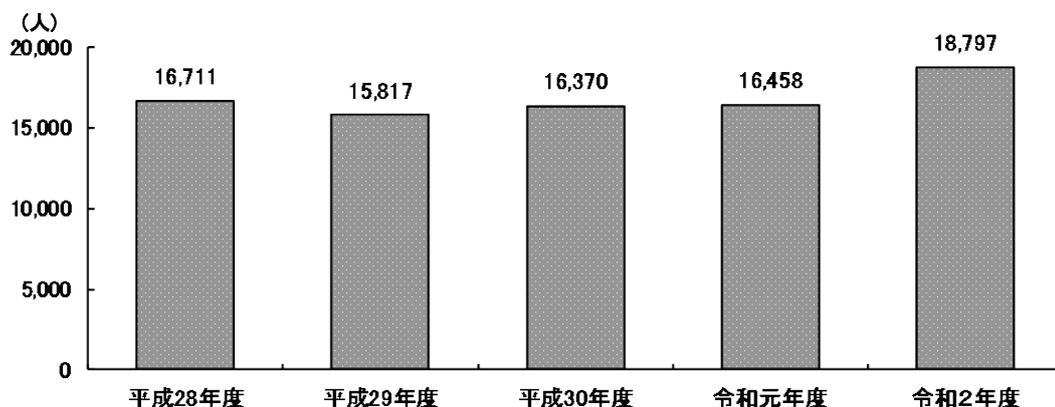
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	5件	8件	7件	7件	9件	9件

資料：子育て支援課資料

■ひとり親家庭等医療費の受給状況

ひとり親家庭等医療費の受給状況については、令和2年11月の現物給付化実施以降、増加に転じています。

ひとり親家庭等医療費の受給状況

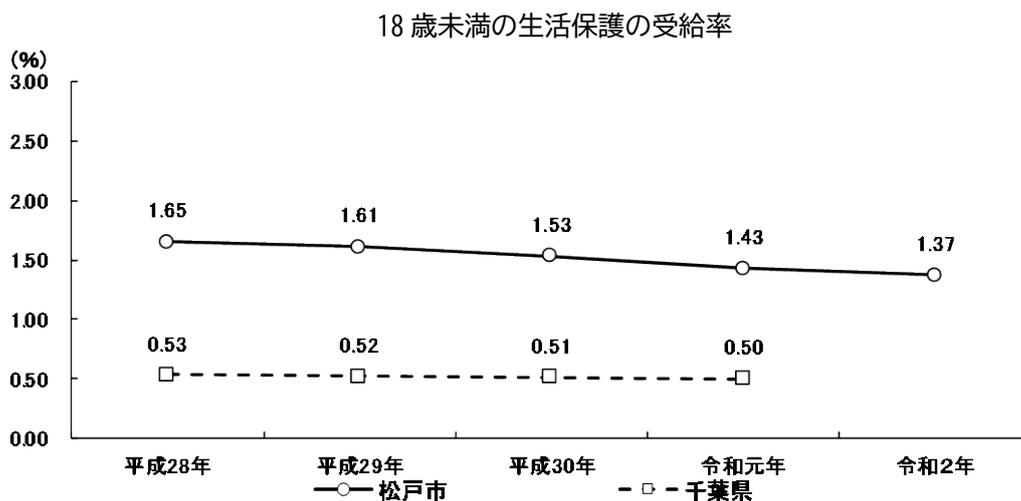


資料：子育て支援課児童給付担当室資料

(3) 生活保護の受給状況

■18歳未満の生活保護受給率

生活保護の受給率は松戸市と千葉県ともに減少傾向にあり、令和2年では松戸市で1.37%となっています。千葉県では令和元年で0.50%となっており、千葉県と比較すると受給率は高い水準となっています。

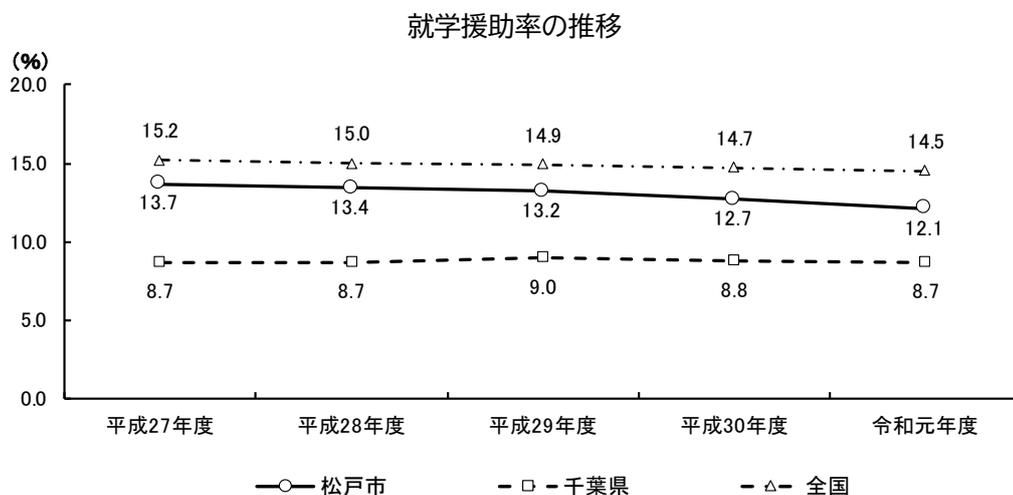


資料：総務課、生活支援一課資料、厚生労働省「被保護者調査」より作成
(各年7月31日現在)

(4) 就学援助の認定状況

■就学援助率の推移

就学援助（注7）の認定状況をみると、松戸市は減少傾向にありますが、令和元年度で12.1%と、千葉県の8.7%よりも高い数値となっています。



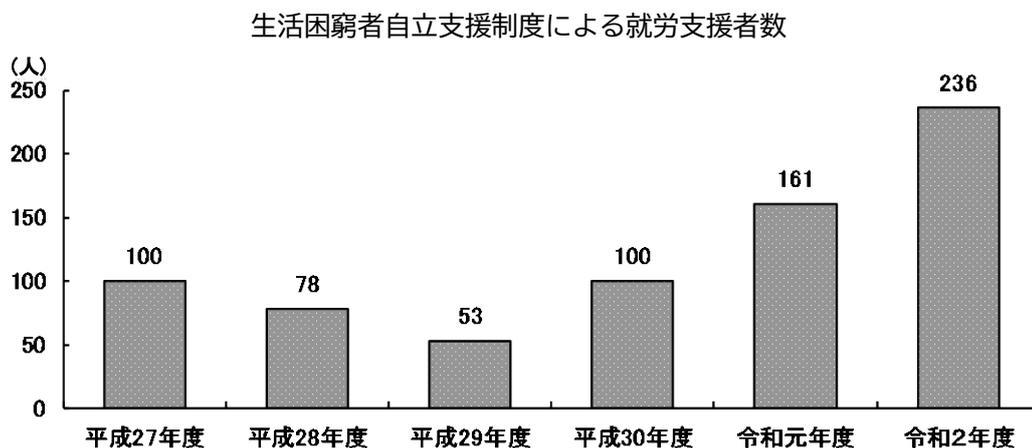
資料：学務課資料

(注7) 就学援助：経済的な理由により就学が困難な子どもの保護者に対し、援助を行い、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度

(5) 生活困窮者自立支援制度による就労支援者数の状況

■生活困窮者自立支援制度による就労支援者数の推移

生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援者数（注8）は、平成29年度までは減少していましたが、その後増加しています。



資料：生活支援一課資料

（注8）就労支援者数：松戸市自立相談支援センターで就労支援プランを作成し、就労支援を行った実人数

(6) 児童虐待の状況

■家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は年々増加しており、そのうち、児童虐待相談件数が増加しています。

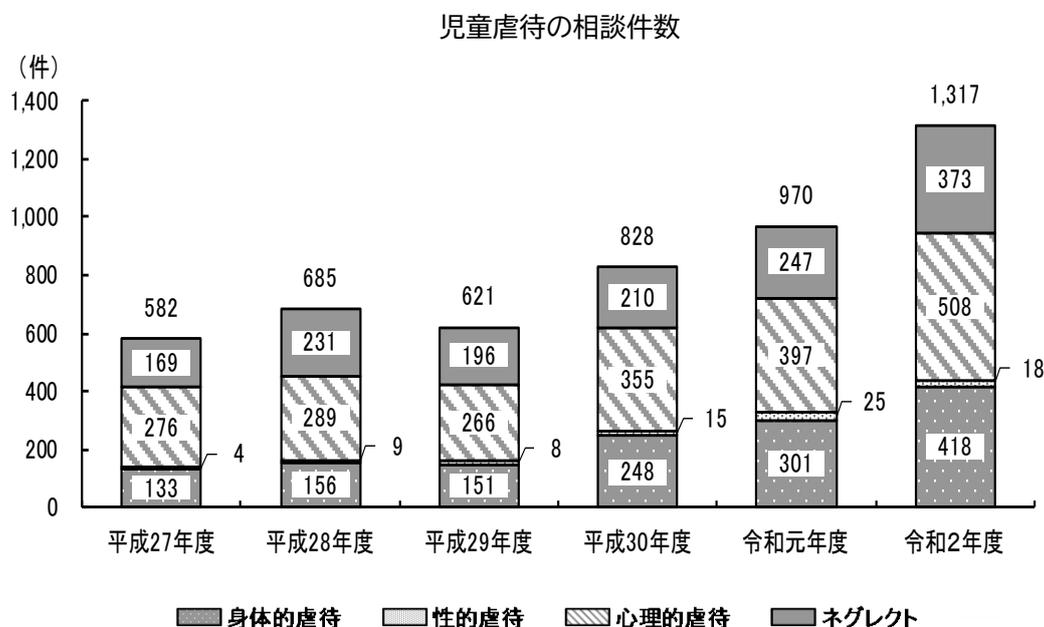
単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
家庭児童相談件数	939	966	1,045	1,311	1,371	1,667	
うち児童虐待相談件数	582	685	621	828	970	1,317	
内容別	心理的虐待	276	289	266	355	397	508
	身体的虐待	133	156	151	248	301	418
	ネグレクト	169	231	196	210	247	373
	性的虐待	4	9	8	15	25	18

資料：子ども家庭相談課資料

■児童虐待の相談件数の推移

児童虐待の相談件数（注9）は、平成30年度以降増加傾向にあり、令和2年度では1,317件となっています。またどの年度も「心理的虐待」による相談が最も多くなっています。



（注9）児童相談所から受けた調査・支援依頼件数も含む。

（7）スクールソーシャルワーカーの相談延べ回数の状況

■スクールソーシャルワーカーの相談延べ回数の推移

スクールソーシャルワーカーによる相談延べ回数は年々増加しており、平成29年度と比較して令和2年度は約5倍となっています。

単位：件

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談延べ回数	1,330	3,490	5,749	6,379

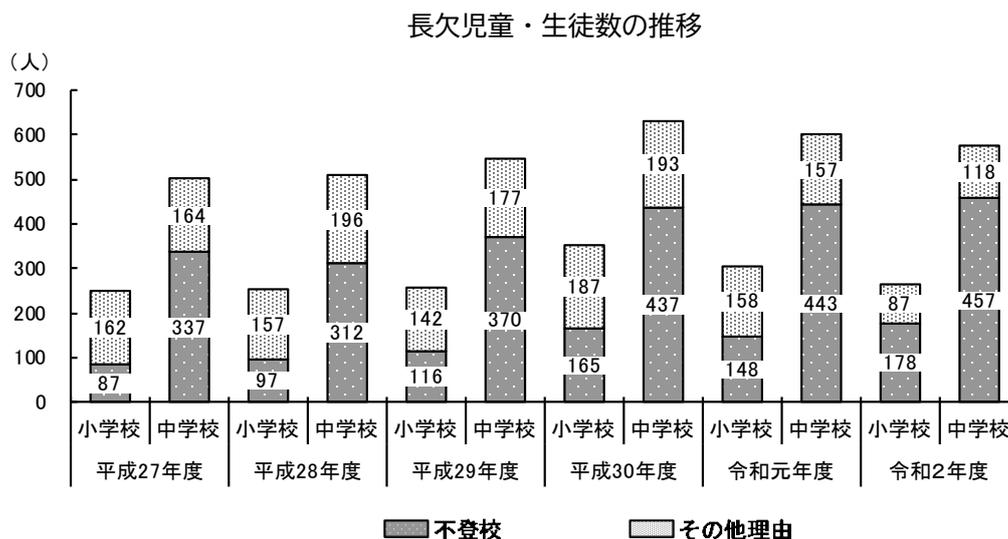
資料：教育研究所資料

(8) 不登校（注10）の状況

■長欠児童・生徒数の推移

松戸市の不登校生徒数は小学校、中学校ともに増加傾向にあります。

平成27年度と比較すると、令和2年度では小学校で約2倍増加の178人、中学校で約1.3倍増加の457人となっています。



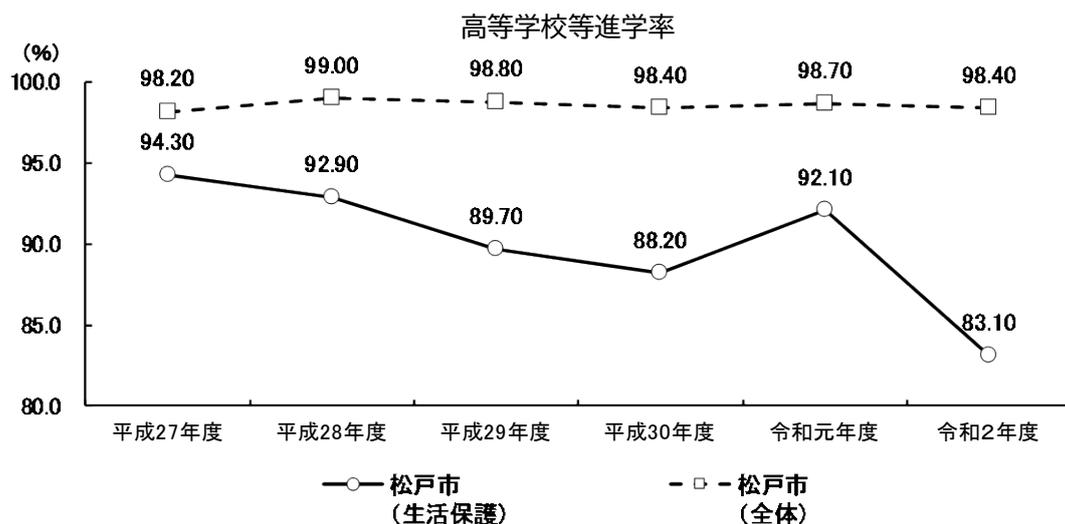
資料：教育研究所資料

(注10) 不登校の定義：30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）

(9) 進学状況

■ 中学卒業後の進路（高等学校等進学率）

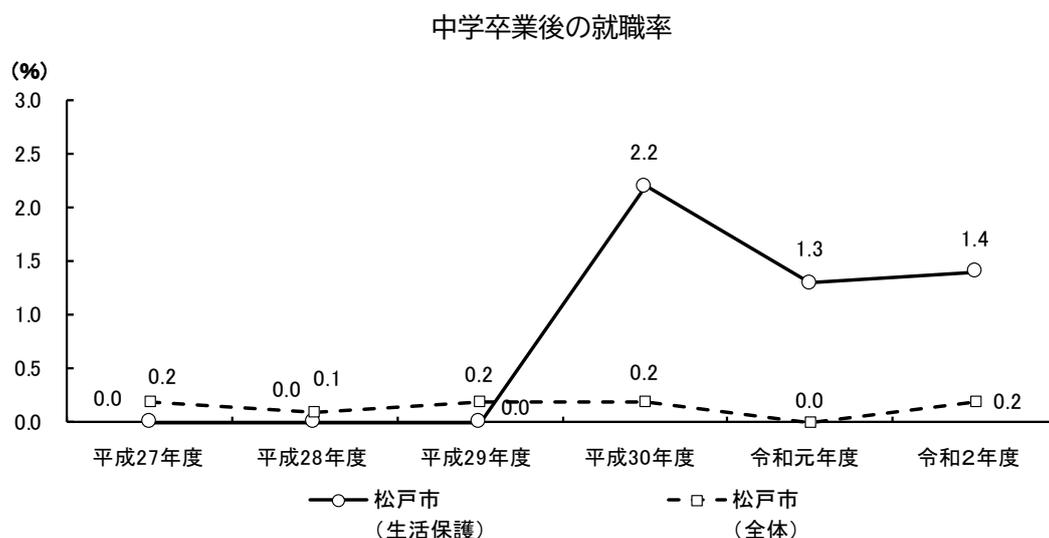
松戸市の生活保護世帯の高等学校等進学率は減少傾向となっており、令和2年度は83.10%となっています。



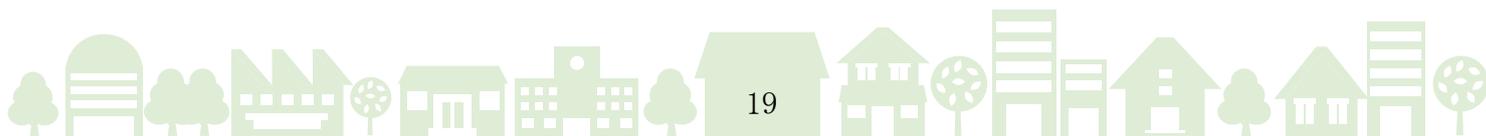
資料：生活支援一課資料、「松戸の教育」（各年度3月卒業現在）

■ 中学卒業後の就職率

松戸市の生活保護世帯の中学卒業後の就職率は、令和2年度には1.4%と令和元年以降横ばい傾向にあります。

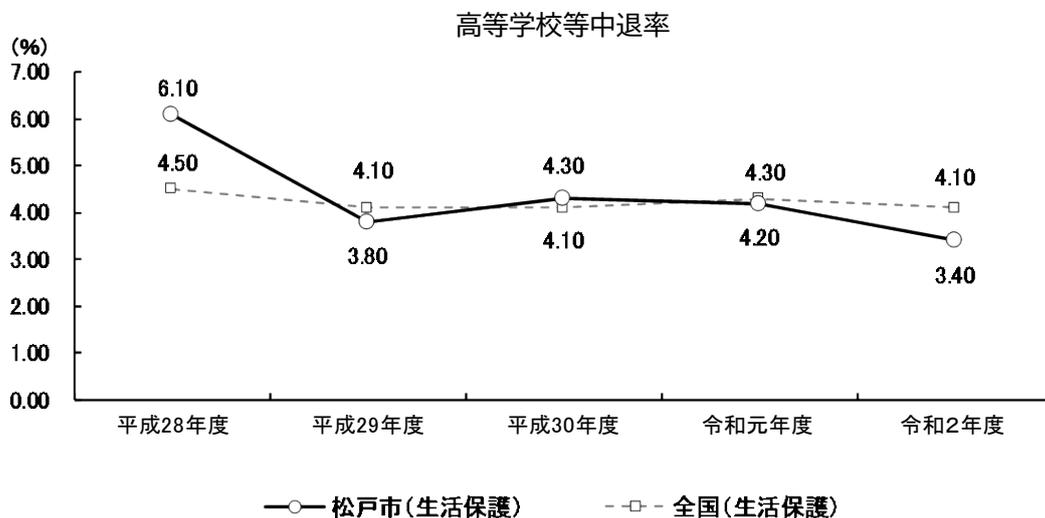


資料：生活支援一課資料、「松戸の教育」



■高等学校等中退率の推移

松戸市の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は、平成28年度の6.10%から平成29年度に3.80%まで減少しています。その後、平成30年度に4.30%に増加したものの、令和2年度では3.40%となっています。

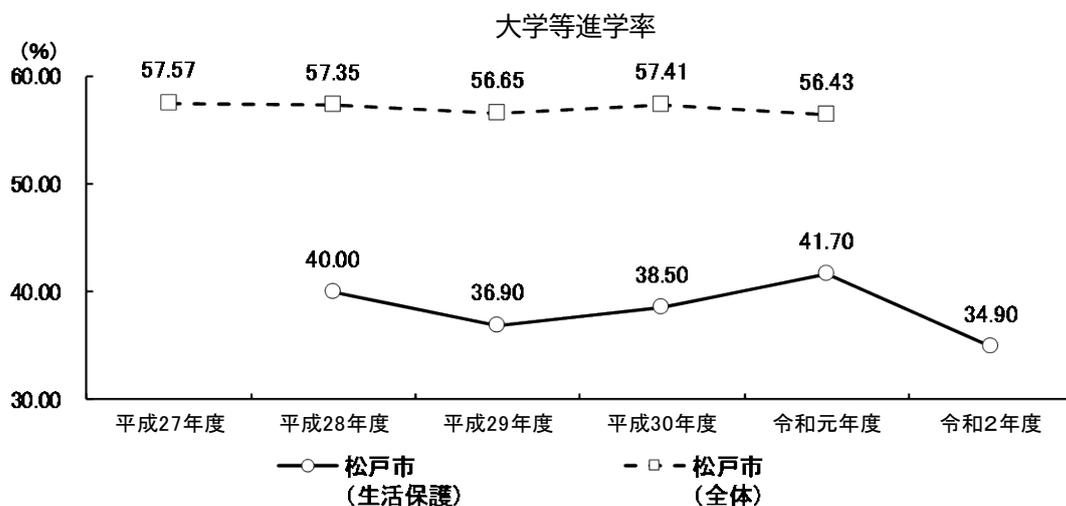


資料：内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」
生活支援一課資料（各年度3月卒業現在）

■高等学校等卒業後の進路（大学等進学率）

松戸市の生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は、平成29年度から令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和2年度には34.90%と減少しています。

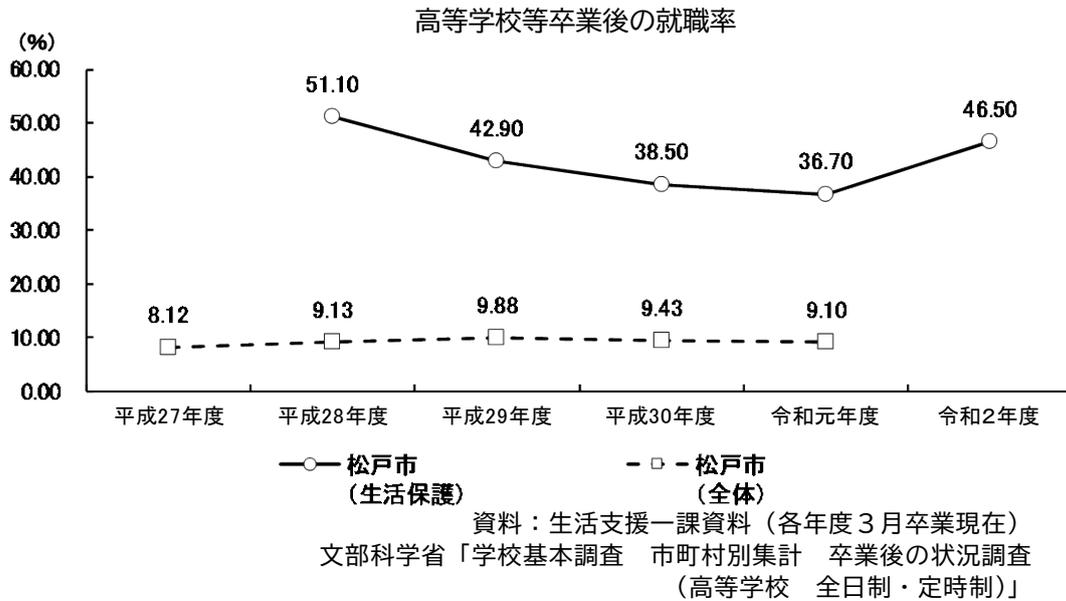
また、松戸市全体の大学等進学率と比べると低い数値となっています。



資料：生活支援一課資料（各年度3月卒業現在）
文部科学省「学校基本調査 市町村別集計 卒業後の状況調査
（高等学校 全日制・定時制）」

■高等学校等卒業後の就職率

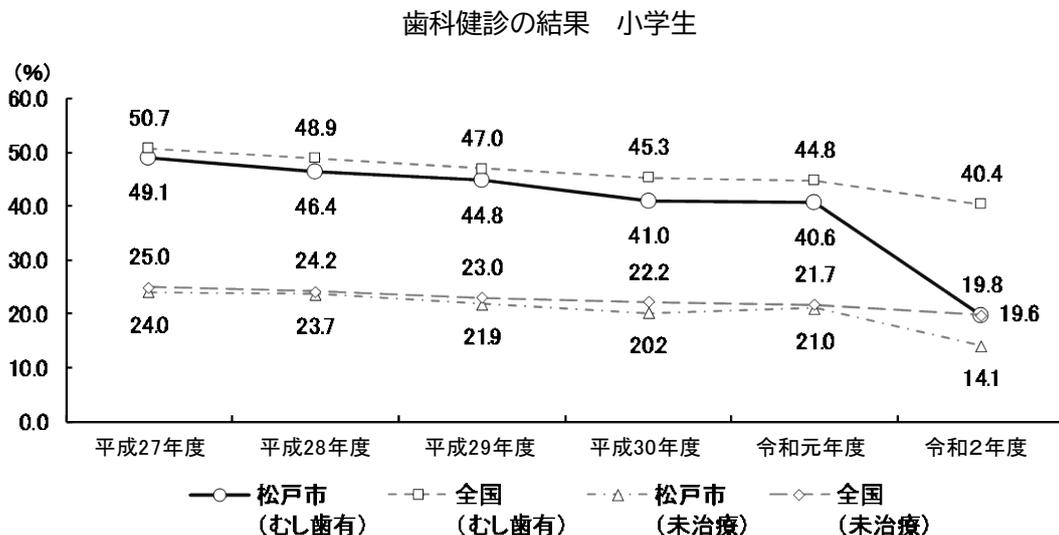
松戸市の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等卒業後の就職率は、令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和2年度には46.50%と増加しています。松戸市全体の高校卒業後の就職率は1割未満ですが、生活保護世帯では4割を超えており、高い数値となっています。



(10) むし歯の状況

■小学生の結果

松戸市の小学生のむし歯保有率は減少傾向となっており、全国より低い傾向にあります。

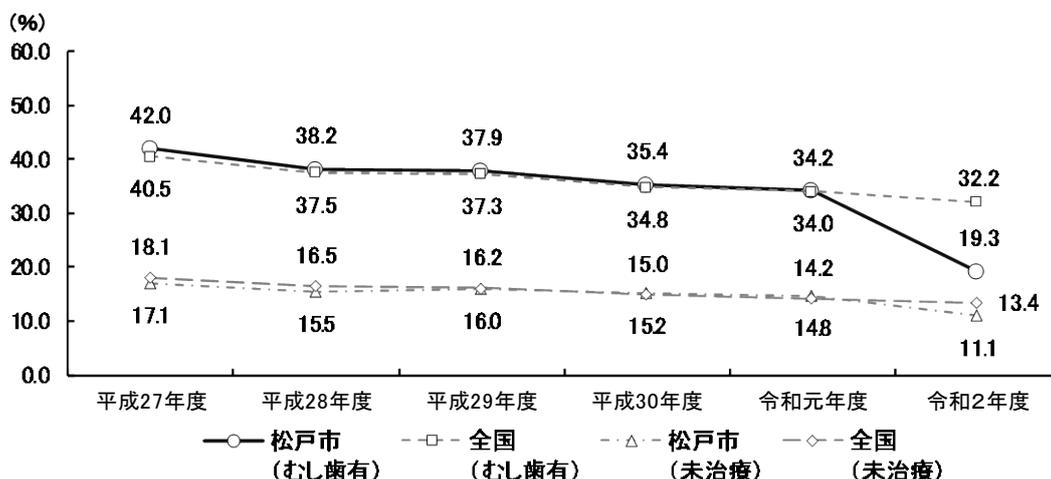


※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、健診方法が異なるため、過年度との比較はできない。

■中学生の結果

松戸市の中学生のむし歯保有率は減少傾向となっており、全国と比較すると低くなっています。

歯科健診の結果 中学生



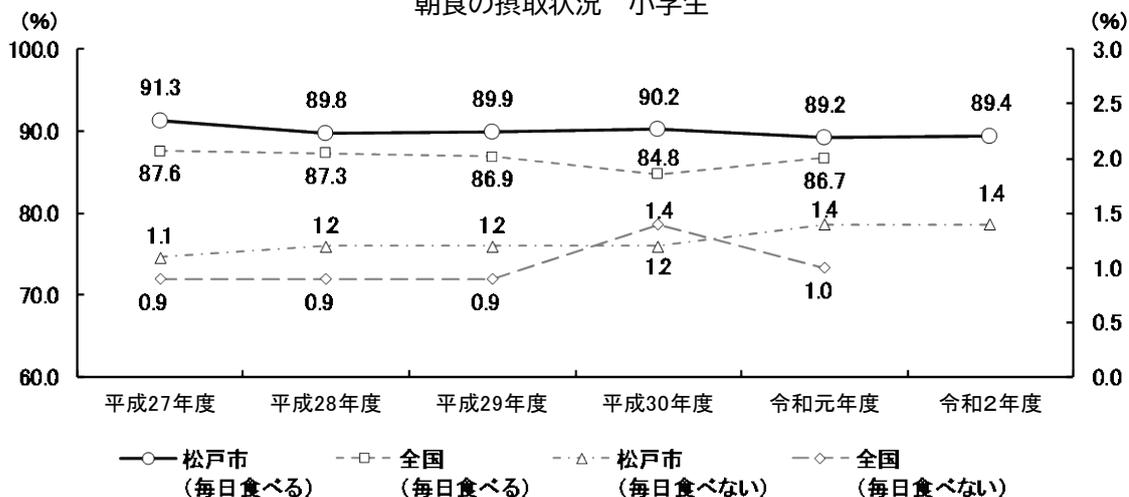
※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、健診方法が異なるため、過年度との比較はできない。資料：保健体育課資料

(11) 朝食の摂取状況

■小学生の結果

松戸市の小学生が朝食を「毎日食べる」割合は、令和2年度で89.4%となっており、「毎日食べない」割合は、令和2年度で1.4%と横ばいに推移しています。

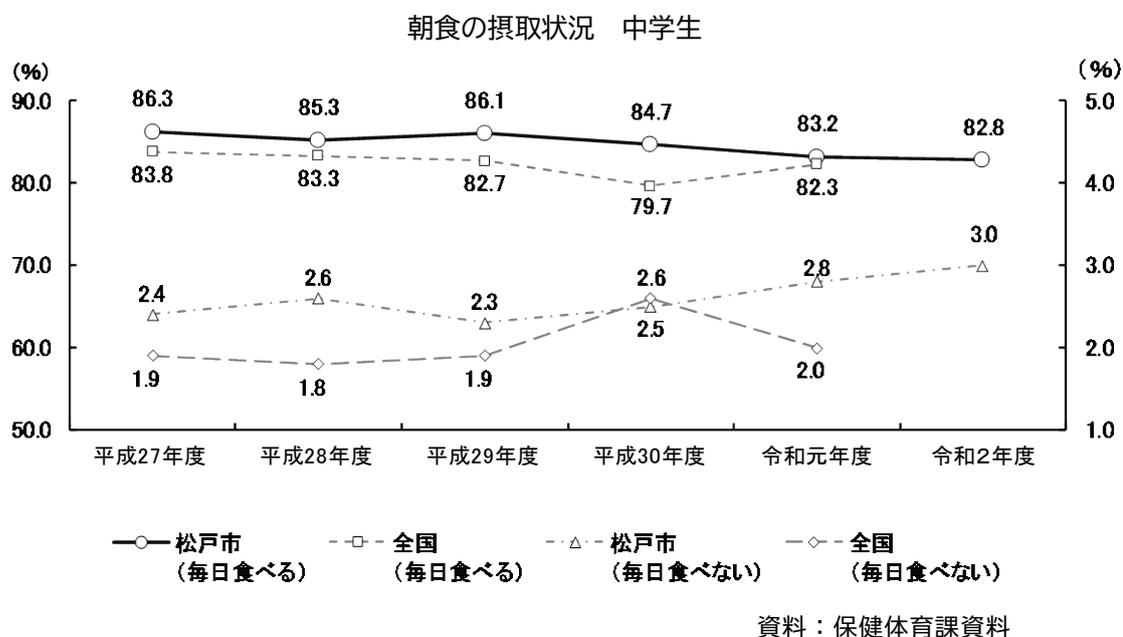
朝食の摂取状況 小学生



資料：保健体育課資料

■中学生の結果

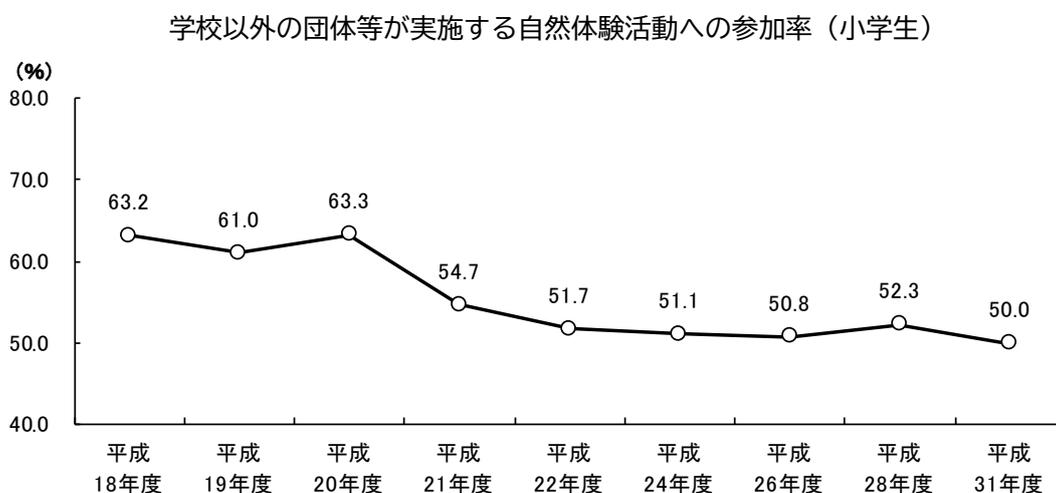
松戸市の中学生が朝食を「毎日食べる」割合は、令和2年度で82.8%と減少傾向にあります。また、「毎日食べない」割合は、令和2年度で3.0%と増加しています。



(12) 子どもの体験活動の状況

■自然体験活動への参加率（小学生）

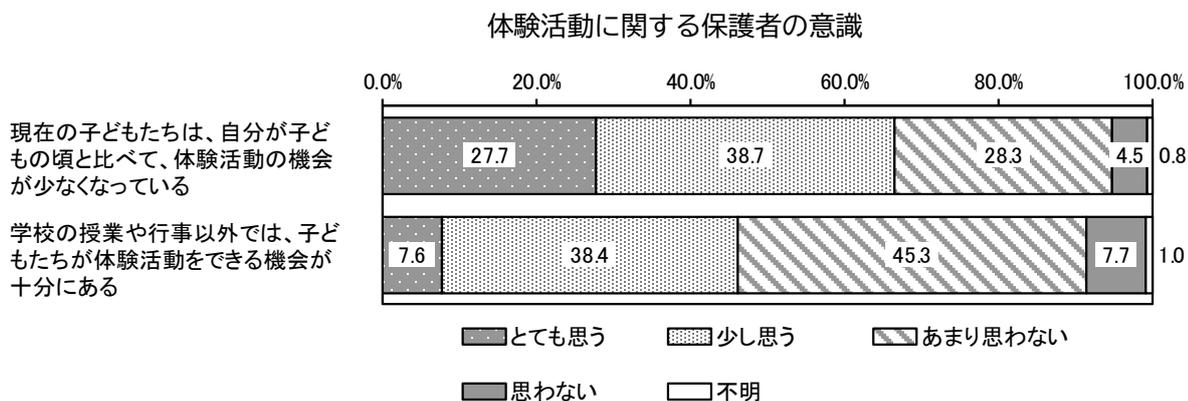
学校以外の団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は近年減少傾向にあり、直近では50%程度にとどまっています。



資料：独立行政法人 国立青少年教育振興機構
「青少年の体験活動に関する意識調査」

■体験活動に関する保護者の意識

小学生の保護者の66.4%が「現在の子どもたちは、自分が子どもの頃と比べて、体験活動の機会が少なくなっている」、53%が「学校の授業や行事以外では、子どもたちが体験活動ができる機会が十分でない」と感じています。



資料：独立行政法人 国立青少年教育振興機構
「青少年の体験活動に関する意識調査（令和元年度調査）」

(13) 新型コロナウイルス感染症の影響

2020年（令和2年）初頭から新型コロナウイルスの感染が日本においても広がり、3月にはWHO（世界保健機関）がパンデミック（世界的流行）相当との認識を示しました。新型コロナウイルス感染症の影響は、ひとり親家庭や以前から生活に余裕がなかった世帯での収入減少など、家計の悪化につながる場合が多く、今後も経過を注視していくとともに必要な支援につなぐ体制の整備が求められます。

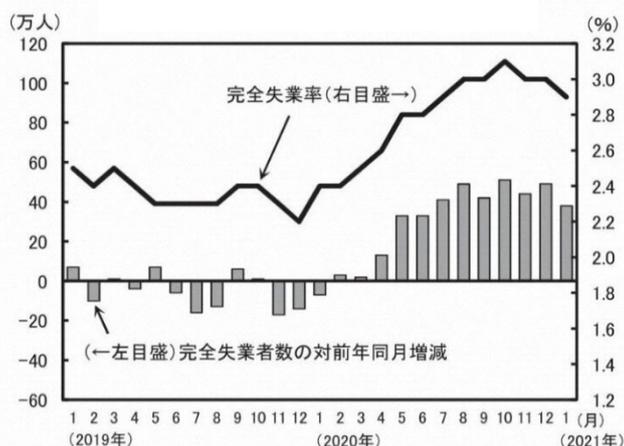
■新型コロナウイルス感染症流行下における就業者の動向

コロナ・ショックとも呼ばれる社会的・経済的影響は、現在も継続しており、特に雇用状況の悪化が深刻なものとなっています。

2021年（令和3年）1月分の労働力調査によると、就業者数は前年同月に比べ、50万人以上減少しており、完全失業者数も197万人で、前年同月に比べ38万人増加しています。雇用形態別雇用者数で見ると、非正規の職員・従業員数が、前年同月に比べ91万人減少しており、そのうち女性は68万人です。

ひとり親家庭、特に母子家庭の母親の多くは、非正規労働者であることから、今後も経過を注視してくとともに、さらなる支援の充実が求められます。

完全失業者数の対前年同月増減と完全失業率（季節調整値）の推移



雇用形態別雇用者数

単位：(万人, %)

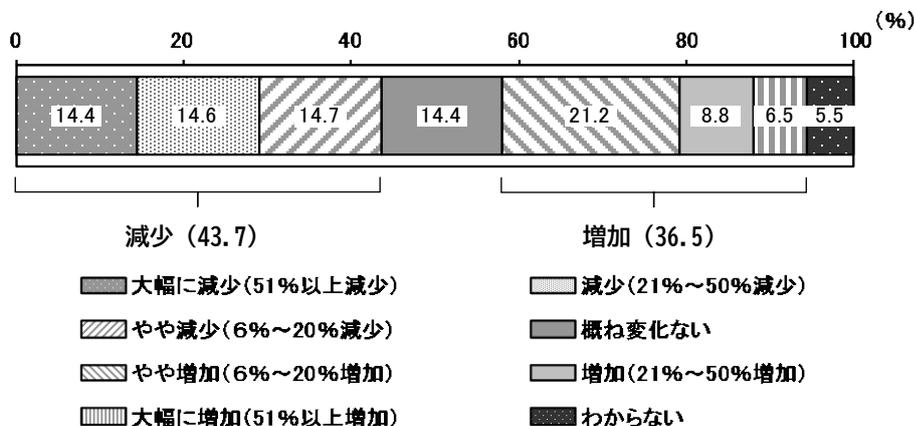
2021年1月	男女計			男			女		
	実数	対前年同月増減	割合	実数	対前年同月増減	割合	実数	対前年同月増減	割合
役員を除く雇用者	5,610	-55	-	2,990	-40	-	2,620	-16	-
正規の職員・従業員	3,552	36	63.3	2,339	-17	78.2	1,214	53	46.3
非正規の職員・従業員	2,058	-91	36.7	652	-22	21.8	1,407	-68	53.7

資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計）各年1月」

■新型コロナウイルス感染症の影響下における子どもの学習時間

「やや増加(6%~20%増加)」の割合が21.2%と最も高くなっていますが、全体的には、学習時間が減少した子どもの割合が43.7%、増加した子どもの割合が36.5%となっています。

感染症拡大後の学習時間の変化（高校生・大学生・専門学生等）



資料：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

第4節 松戸市子育て世帯生活実態調査の概要

(1) 調査の概要

■ 調査の概要

- ①調査対象 松戸市立小学校5年生の全児童（3,929人）及び保護者
松戸市立中学校2年生の全生徒（3,740人）及び保護者
- ②調査期間 平成29年9月1日～平成29年9月15日
- ③有効回答数

	配布人数	子ども票	保護者票	親子のマッチングができた票
小学5年生	3,929	3,603	3,605	3,405
		91.7%	91.8%	86.7%
中学2年生	3,740	3,178	3,192	3,115
		85.0%	85.3%	83.3%

(2) 生活困難層の定義

本調査では、子どもの「生活困難」を3つの要素（①低所得、②家計の状況、③経済的理由による子どもの体験・所有物の不足）に基づいて分類しました。

① 低所得

等価世帯所得が厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯

<低所得基準>

世帯所得の中央値428万円÷√平均世帯人数（2.47人）×50%
=136.2万円

2人世帯の場合=192.6万円

4人世帯の場合=272.3万円

② 家計の状況

経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち、1つ以上が該当

- 1 電話料金
- 2 電気料金
- 3 ガス料金
- 4 水道料金
- 5 家賃
- 6 家族が必要とする食料が買えなかった
- 7 家族が必要とする衣類が買えなかった

3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当した場合を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当した場合を「周辺層」とし、「困窮層」と「周辺層」を合わせて「生活困難層」と定義しています。

③ 経済的理由による子どもの体験・所有物の不足

子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上該当

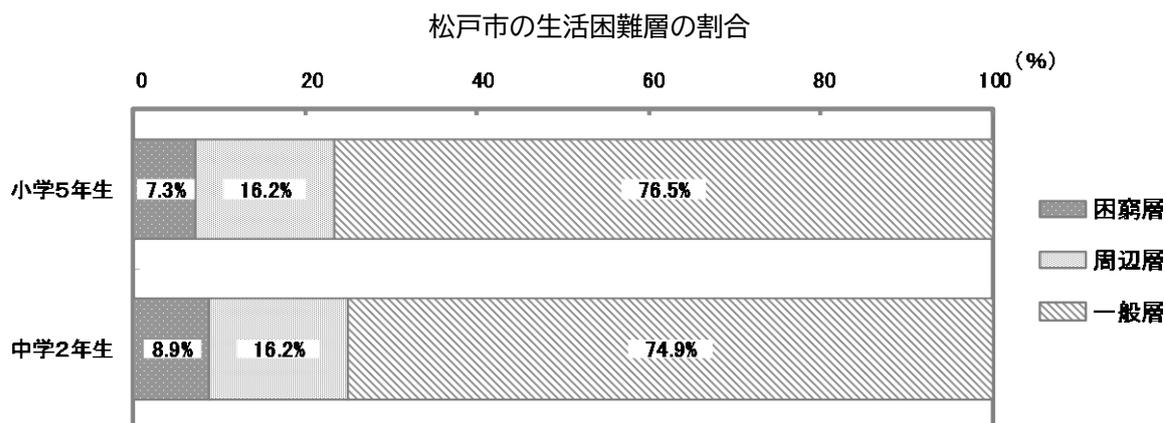
- 1 海水浴に行く
- 2 博物館・科学館・美術館などに行く
- 3 キャンプやバーベキューに行く
- 4 スポーツ観戦や劇場に行く
- 5 遊園地やテーマパークに行く
- 6 毎年おこづかいを渡す
- 7 毎年新しい洋服・靴を買う
- 8 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる
- 9 学習塾に通わせる（又は家庭教師に来てもらう）
- 10 お誕生日のお祝いをする
- 11 1年に1回くらい家族旅行に行く
- 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
- 13 子どもの年齢に合った本
- 14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
- 15 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所

生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれかの要素にも該当しない

(3) 松戸市子育て世帯生活実態調査結果

■松戸市の生活困難層の割合について

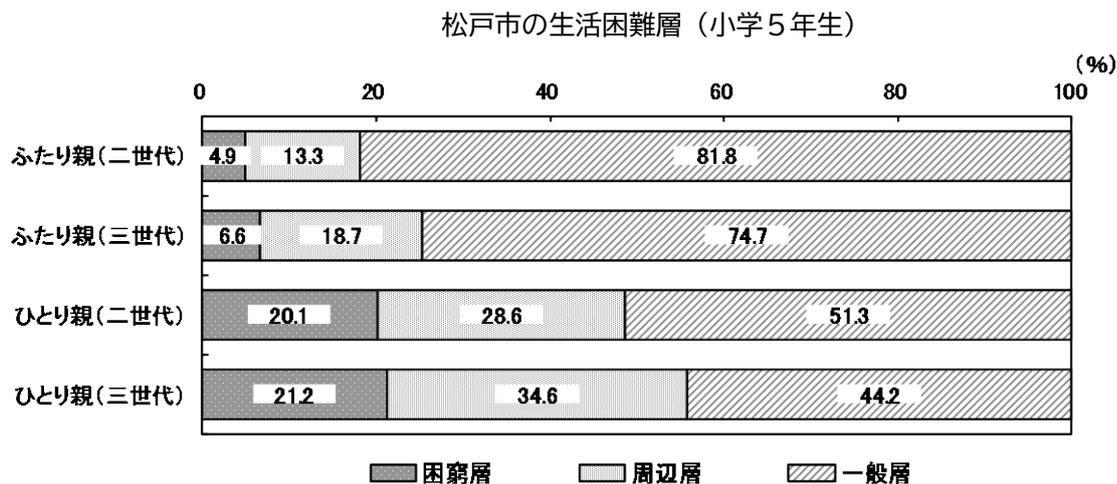
本市の困窮層は、小学5年生で7.3%、中学2年生で8.9%となっています。また周辺層を合わせた生活困難層の割合は、小学5年生で23.5%、中学2年生で25.1%となり、約4人に1人の状況となっています。



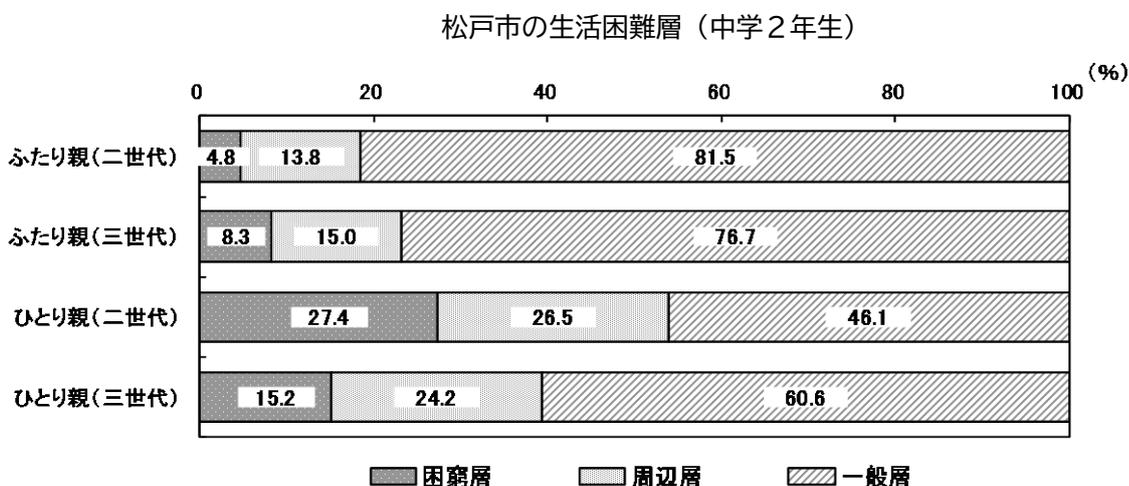
資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

■世帯別の生活困難層の割合について

ひとり親（二世帯）世帯に限ると、困窮層は、小学5年生で20.1%、中学2年生で27.4%となり、周辺層を合わせた生活困難層は、小学5年生で48.7%、中学2年生で53.9%となっています。



資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

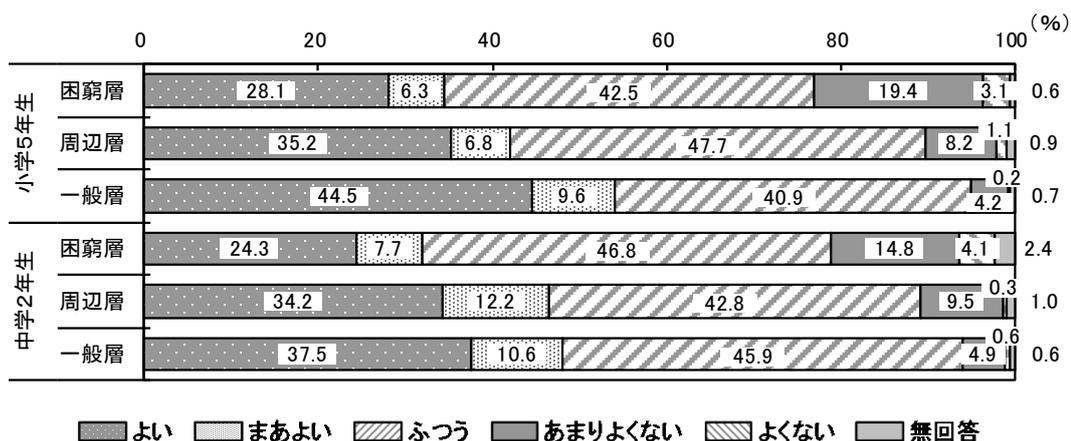


資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

■保護者の健康状態について

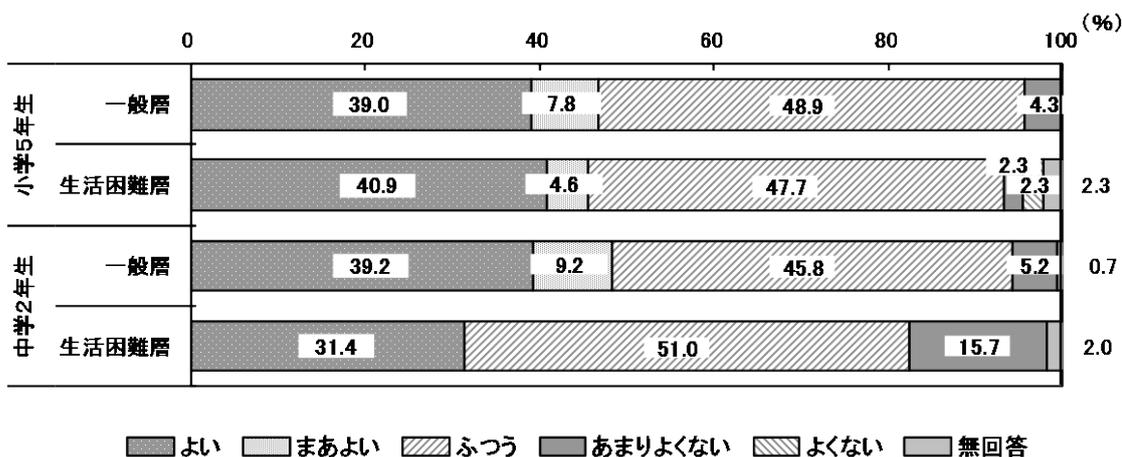
母親の健康状態を生活困難度別にみると、困窮層や周辺層で母親の健康状態が悪い傾向がみられ、小学5年生の困窮層の22.5%、中学2年生の困窮層の18.9%の母親が「あまりよくない」、「よくない」と回答しています。

母親の健康状態（小学5年生、中学2年生）：生活困難度別



資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

父親の健康状態（小学5年生、中学2年生）：生活困難度別

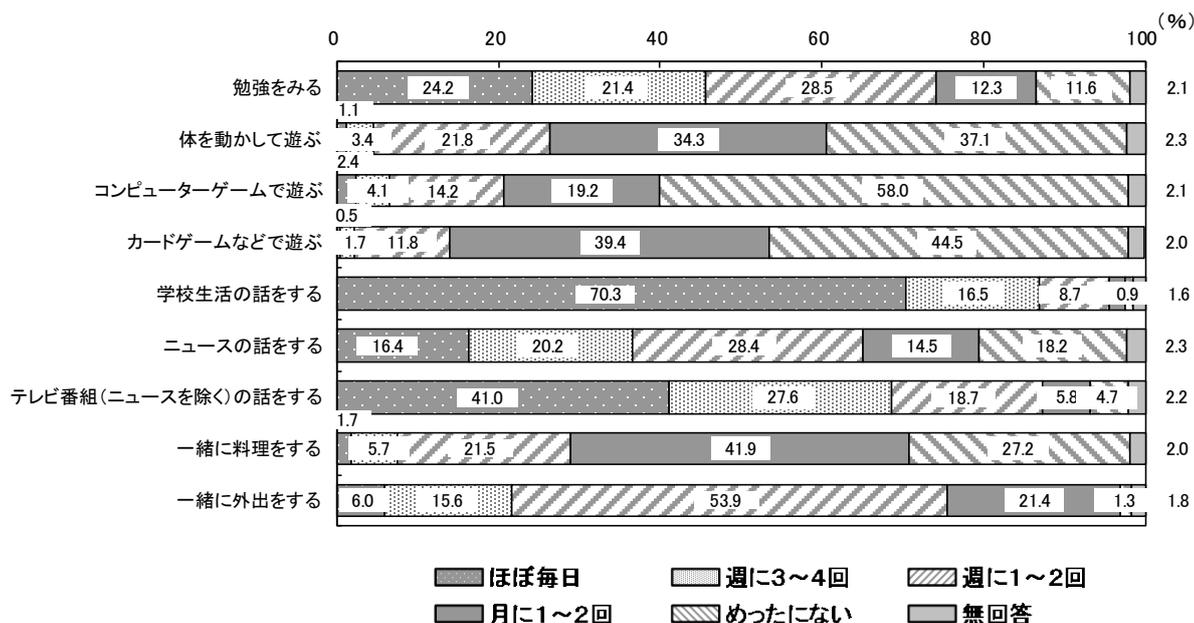


資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

子どもと一緒にすることについて

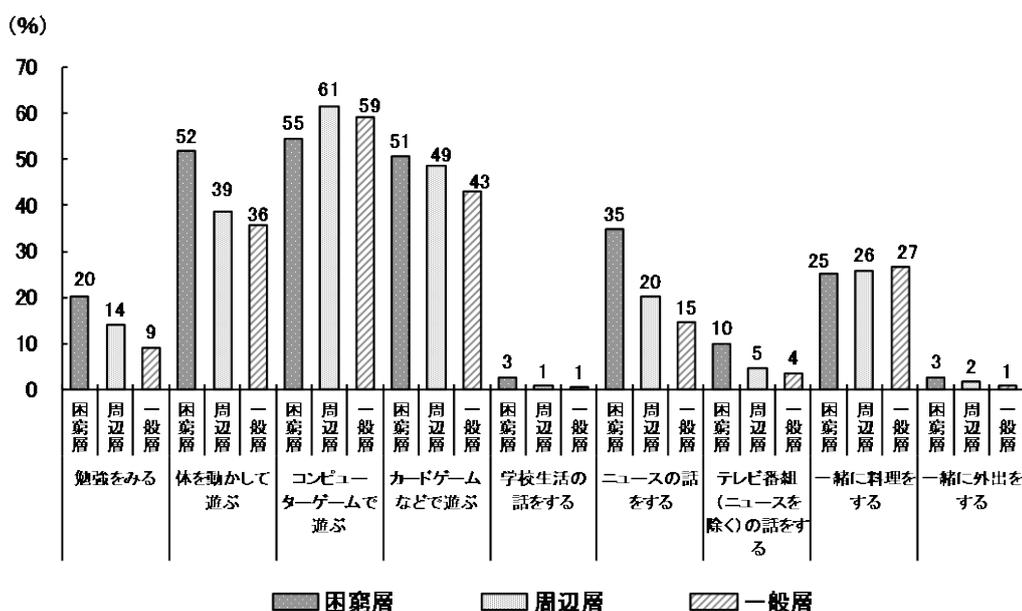
保護者と子どもが一緒にすることについて、「勉強をみる」、「体を動かして遊ぶ」、「ニュースの話をする」、「テレビ番組（ニュースを除く）の話をする」などにおいて、困窮層では「めったにない」と回答した割合が高くなっています。

子どもと一緒にすること別頻度（小学5年生）



資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

子どもと一緒に外出をすること（「めったにない」の回答割合）（小学5年生）：生活困難度別

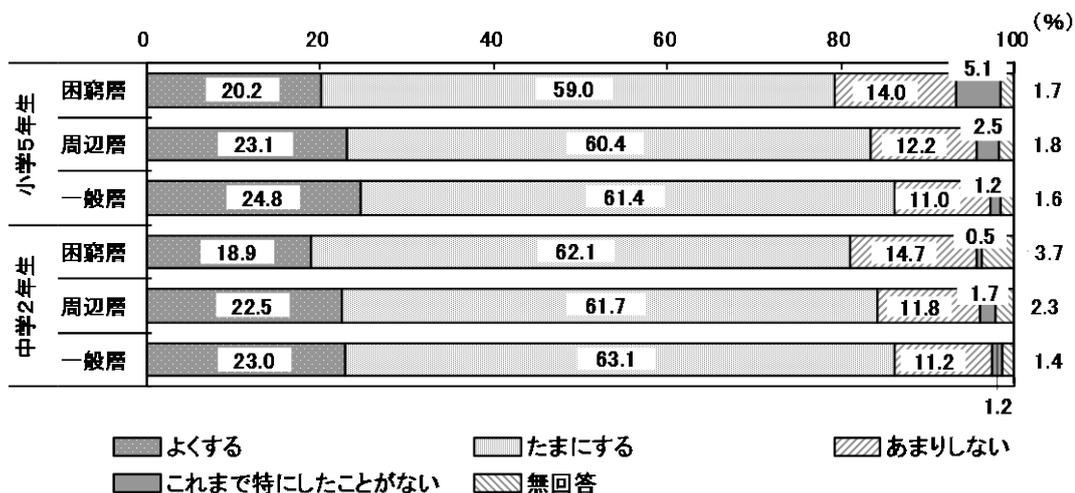


資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

子どもの将来についての会話について

保護者と子どもの将来についての会話では、困窮層では「あまりしない」と回答した割合が高くなっています。

子どもの将来についての会話（小学5年生、中学2年生）：生活困難度別

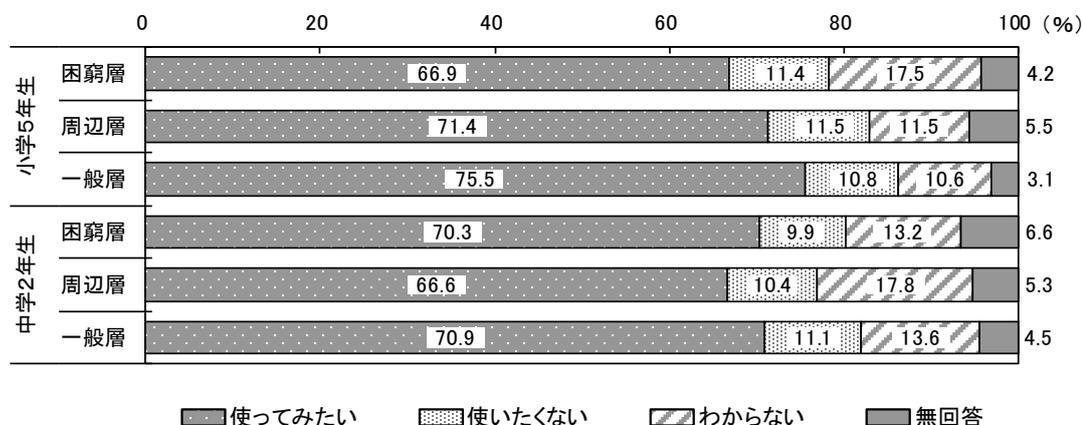


資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

放課後の居場所事業

放課後の居場所事業の利用について、小学5年生、中学2年生ともに一般層で「使ってみたい」と回答した割合が高くなっています。

放課後の居場所事業の利用意向（小学5年生、中学2年生）：生活困難度別

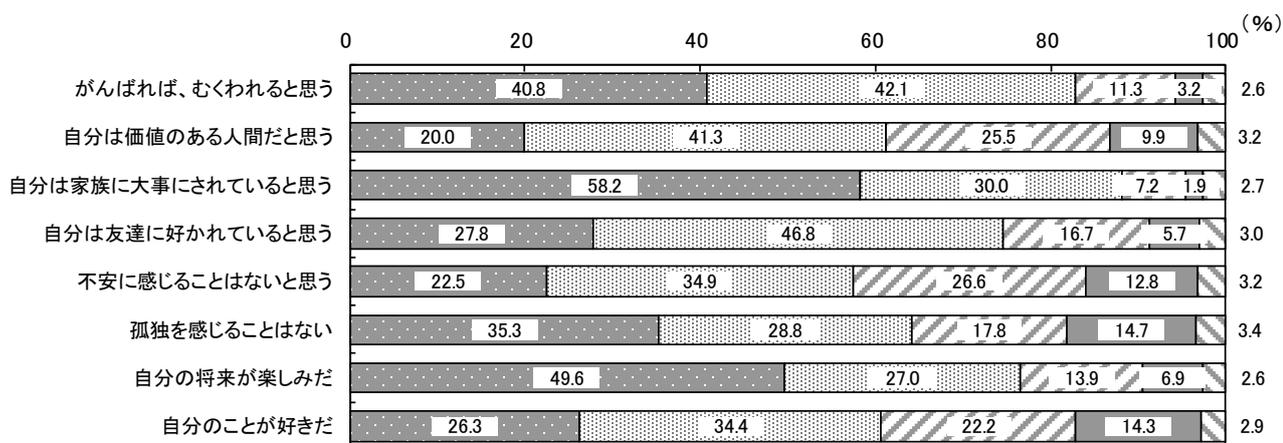


資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

■子どもの自己肯定感について

「自分は価値のある人間だと思う」という設問については、小学5年生、中学2年生いずれも、「とても思う」「思う」と回答している割合は50%を超えているものの、約10%が「思わない」と回答しています。また、「自分の将来が楽しみだ」という設問に対しては、小学5年生の6.9%、中学2年生の11.3%が「思わない」と回答しています。

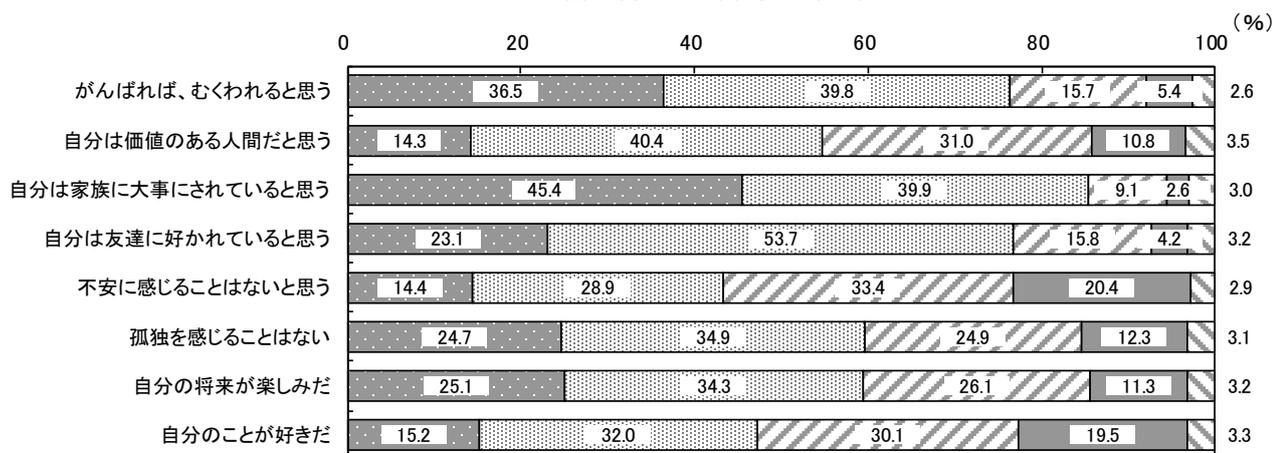
自己肯定感（小学5年生）



■ とても思う ■ 思う ■ あまり思わない ■ 思わない ■ 無回答

資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

自己肯定感（中学2年生）

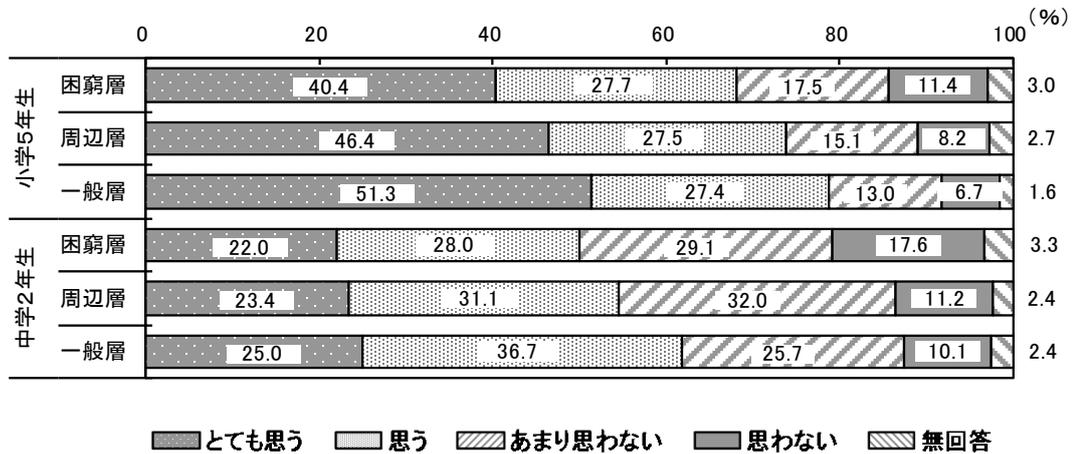


■ とても思う ■ 思う ■ あまり思わない ■ 思わない ■ 無回答

資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

「自分の将来が楽しみだ」という設問に対して、生活困難度別にみると「あまり思わない」、「思わない」と回答した割合は、小学校5年生の困窮層では28.9%、中学校2年生の困窮層では46.7%と高くなっています。

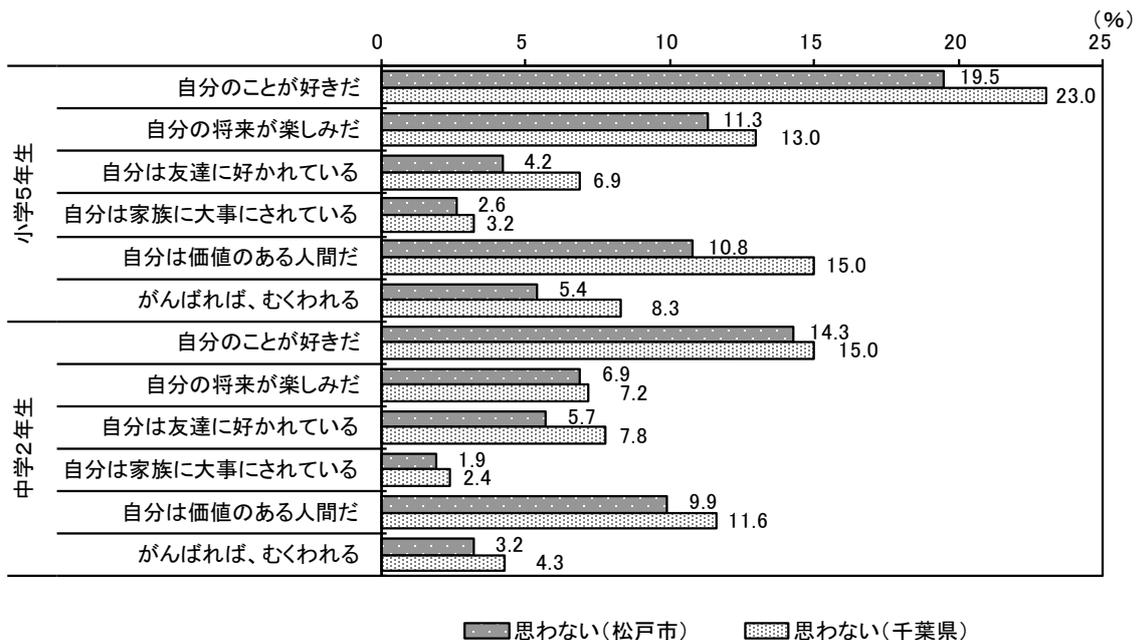
自分の将来が楽しみだ（小学5年生、中学2年生）



資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）

自己肯定感について、千葉県と比較すると、小学5年生で「自分のことが好きだ」、「自分は価値のある人間だ」という設問に対して、「思わない」と回答した割合が低くなっています。一方、中学2年生は千葉県と同程度の割合となっています。

自己肯定感（県との比較）



資料：「松戸市子育て世帯生活実態調査」（平成30年3月）
「千葉県子どもの生活実態調査」（令和元年度）

第5節 支援団体ヒアリング

ヒアリングは、困難を抱える子どもや家庭の現状と課題を支援者の視点から捉えることで、困難に陥ってしまう背景や今後求められる方策等を把握することを目的に実施しました。

調査対象	NPO法人 MamaCan 小金ほのぼの食堂の会 NPO法人 教育支援三アイの会 認定NPO法人 外国人の子どものための勉強会 こがねはら子ども食堂・まつど子ども食堂の会 NPO法人 子どもの環境を守る会Jワールド まつど地域若者サポートステーション (NPO法人 キャリアデザイン研究所) 計7団体
調査方法	ヒアリングシートに基づき、各団体と個別に、オンラインによるインタビューを行いました。
調査期間	ヒアリングシート配付・回収：令和2年9月4日～9月18日 インタビュー：令和2年9月17日～9月23日（1団体40分程度）

困難を抱える家庭の子どもの状況について

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムが不規則。基本的な生活習慣が身に付いていない ・将来的に大人になったときに、生活の仕方がわからず、貧困の連鎖となりかねない ・周囲の大人との関わりが希薄 ・子どもの近くにロールモデルとなる保護者以外の大人がいない ・体験や社会的な経験が少ない ・継続する力の不足、家庭内での知的資源の不足 ・学校以外で教育を受ける機会がなく学力が低い ・勉強で分からないところがあっても聞く相手がいないため分からないままにしてしまう ・学習の環境が整備されていない（子ども部屋がない、文具や学用品が不足している） ・自分に自信が持てず、自己肯定感が低い ・自分の家庭の問題について外で話さない子が多い
------	--

考察	<ul style="list-style-type: none"> ・生活が不規則になり、子どもの学習環境や学習機会、多様な経験の機会が欠如しやすい傾向があります。そのことが、子どもの学習意欲や自己肯定感に影響していることが考えられます。 ・保護者が多忙で子どもとの関わりが持ていない一方で、子どもが保護者以外の大人と関わる機会が少なく、また、子ども自身も家庭の問題を外で話さないため、子ども自身の悩みや不安を解消するきっかけが得られにくい状況であると考えられます。
施策に求められる視点	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもの健やかな成長の支援 ・経済的状況によらない学習環境や進学のための支援 ・経済的状況にかかわらず、多様な体験や交流ができる機会の充実 ・不安や悩みを相談できる場所や安心して過ごせる居場所の整備 ・子ども一人ひとりの個性や状況に寄りそった支援 など

困難を抱える家庭の保護者の状況について

主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと十分に関われる時間がない ・非正規雇用が多く低賃金かつ不安定。この傾向は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活の変化により深刻化している ・周囲に相談に乗ってくれる人も少なく孤立している ・保護者自身が身体的、精神的な障害や病気を抱えている場合があるなど、1つの家庭で複数の問題を抱えていることが多い ・子どもに対して、放任主義か、過干渉か、どちらかに極端になる傾向がある ・支援者がさまざまな支援の方法を提示しても、その後、保護者自身で手続を進めていくことが困難な場合がある ・行政等が発信した情報が行き届いていない、また、保護者自身が自分の置かれた状況を課題であると認知し改善しようとしていない
考察	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の雇用形態として、特にひとり親世帯においては非正規雇用が多く、この傾向は新型コロナウイルスによる生活の変化によって、深刻化している状況が見られます。 ・保護者自身が身体的、精神的な障害や病気を抱えている場合もあり、多様な支援が求められています。 ・その一方で、周囲から孤立し支援につながりにくく、また保護者自身が自分の置かれた状況を課題であると認識し改善しようとしていない状況も多いことから、行政による支援の中での気づきやアプローチを増やしていくことに加え、最も身近な地域での気づきや支え合いを充実させていく必要があります。 ・また、情報発信においても、市の情報だけではなく民間の情報も効果的に発信し、支援を必要としている方にプッシュ型で情報を届けていく必要があります。

<p>施策に求められる視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援 ・多様な課題に対応する包括的な支援 ・アウトリーチの充実による早期発見、早期支援体制の構築 ・ひとり親家庭に対する支援 ・経済的自立に向けた支援 ・効果的な情報発信、情報集約 など
-------------------	---

その他支援体制に対する意見について

<p>主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一見すると、保護者がサポートを受け入れる姿勢がないと感じてしまい、支援を継続することが難しいと感じる時がある ・保護者がひきこもって表に出てこない場合に、つながるきっかけがない ・関係機関との連携（情報交換・人的援助など）が必要であると感じる一方で、専門機関につなぐとその後の情報は下りてこず、一緒にサポートしていけないことがある ・専門機関に支援をつなぐことまではできるが、皆で支援のあり方を考えステップアップしていくというのは難しい ・コロナ禍では人と人との接触が少なくなっているため、出来る支援は限界がある
<p>考察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱える家庭は、さまざまな問題を抱えている場合が多い一方で、家庭の問題は潜在化しやすいため、支援者側の気づきが重要となります。 ・また、支援につながったとしても保護者がサポートを受けられる姿勢がみられないケースもあるなど、長期間にわたり、支援者が連携、協力して支援の在り方を検討していく場が求められています。 ・どのような支援があるのか、支援者側が日々刻々と変化する福祉制度などの情報を共有していく必要があります。 ・コロナ禍においては、感染防止対策も求められるため、オンラインなどの新しい形でのつながりが求められています。



第6節 第1期計画の進捗状況と成果

(1) 基本施策ごとの進捗状況と成果

■基本施策1 社会全体で応援

貧困等の問題を抱えた子どもやその家庭に気づくことができる市民を増やし、行政と市民が協働して「子どもたちがこぼれにくい地域づくり」を進めるために、子どもたちの現状を知り、一人ひとりが関わり方を考えることができるような周知活動を行いました。

また、親や先生以外の地域の大人と子どもたちが触れ合う機会を設ける、子どもたちの活動の成果を広く発表する等により、子どもたち自身の将来の夢を育み、それを周囲の大人が応援するための機会を提供しました。

<主な取組実績>

- 子どもの夢支援事業（子ども夢フォーラム）
- 中高生支援業務（ゲットユアドリーム）

小中学生のスポーツや文化活動の紹介と表彰、発表の場である「子ども夢フォーラム」を通じ、すべての子どもが夢を持ち実現を目指せるよう支援しました。また、中学生に、さまざまな職業や経歴の大人と交流することにより将来の夢を考える機会を提供するゲットユアドリーム事業では、実施する中学校の拡大に取り組みました。

※☑平成30年度からの拡充事業

事業名	取組	平成29年度 末時点	実績 (令和2年度末)		担当課(室)
			平成30年度	令和元年度	
☑ 子どもの夢支援事業 (子ども夢フォーラム)	表彰者数	464人	平成30年度	464人	子ども わかもの課
			令和元年度	408人	
			令和2年度	191人	
☑ 中高生支援業務 (ゲットユアドリーム)	連携中学校数	2校	平成30年度	2校	子ども わかもの課
			令和元年度	2校	
			令和2年度	4校	

- 子どもの未来応援事業（講演会の開催）
- 子どもの未来応援事業（活動内容の周知）

「子どもの未来応援講演会」や子どもの貧困対策に関するパートナー講座を開催し、地域における理解と支援を広げるための機会を設けました。

また、地域の市民活動団体が主催する子ども食堂について、市のさまざまな媒体による情報発信、情報提供等を行ってきました。コロナ禍においては、子ども食堂に対し緊急応援金を交付し、その活動をサポートしました。

※**新**平成 30 年度からの新規事業

事業名	取組	平成 29 年度 末時点	実績 (令和 2 年度末)		担当課 (室)
新 子どもの未来 応援事業	市民活動内容 (子ども食堂) の ホームページ 掲載数	—	17 件		子どもの未来 応援担当室
	子どもの未来 応援講演会 開催数	—	平成 30 年度	3 回	子どもの未来 応援担当室
			令和元年度	2 回	
			令和 2 年度	1 回	

○青少年自立支援事業（中高生支援業務・放課後過ごし方ガイドの作成）

小学生が安全に楽しく放課後を過ごすためのさまざまな子どもの居場所を紹介するパンフレットを毎年作成し、小学校の全児童に配付することにより周知拡大を図りました。

事業名	取組	平成 29 年度 末時点	実績 (令和 2 年度末)	担当課 (室)
新 青少年自立支援事業 — 中高生支援業務	子どもの居場所 ガイド	—	平成 30 年度から市内 小学生全員に配付	子ども わかもの課

○青少年自立支援事業（中高生支援業務・居場所づくり支援者研修会・情報交換会の開催）

居場所に関わる支援者や職員は、毎年 4～5 回の情報交換会、2 回程度の研修会に参加し、子どもたちの悩みに寄り添えるようスキルアップを図りました。

事業名	取組	平成 29 年度 末時点	実績 (令和 2 年度末)		担当課 (室)
新 青少年自立支援事業 — 中高生支援業務	居場所づくり 支援者研修会・ 情報交換会 開催数	—	平成 30 年度	2 回	子ども わかもの課
				5 回	
			令和元年度	2 回	
			令和 2 年度	4 回	
				0 回	
				2 回	

※上段：支援者研修会

下段：情報交換会

■基本施策2 支援につながる

支援を必要とする子どもや家庭が確実に支援を受けられるように、相談窓口、各種施設のほか、児童館やこども館、青少年プラザなど子どもたちにとって身近な居場所から支援につながる体制を整備し、対応する市職員等の対応力を向上するための研修を行いました。

また、スクールソーシャルワーカーの学校配置を増やしていくことにより、教育の場における福祉的アプローチの充実を図りました。

<主な取組実績>

○育児の情報提供事業（子育てガイドブック作成業務）

子育て情報を一元的にまとめ、市ホームページ「まつどDE子育て」において提供するとともに、「まつど子育てガイドブック」（冊子）を毎年15,000部発行し、子育て世帯が多く訪れる行政機関の窓口や子育て支援施設に設置しました。まつど子育てガイドブックは、表紙に市ホームページの自動翻訳サイト（英語、中国語、韓国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語に対応）へリンクするQRコードを記載することで、日本語を母国語としない方にも取組を理解してもらえるよう対応しました。



事業名	取組	平成29年度 末時点	実績 (令和2年度末)	担当課（室）
☑育児の情報提供事業	子育てガイドブック 多言語版	—	ホームページの翻訳機能により対応	子ども政策課

○育児の情報提供事業（育児の情報提供業務）

スマートフォン用子育てアプリ「まつどDE子育てアプリ母子モ」を導入し、育児に必要な手続、施設情報、イベントに関する情報など、プッシュ型による情報提供を積極的に行っています。また、保護者にとって身近なアプリであるLINEを利用した「まつどDE子育てLINE」を導入し、妊娠期から安心して出産や子育てができるよう、専門家（小児科医、産婦人科医、管理栄養士等）監修の育児情報の配信を実施しています。

○青少年自立支援事業（中高生支援業務・子どもの居場所づくり事業）

子どもの居場所づくりについては、野菊野こども館、根木内こども館に加え、令和元年度に六実こども館、令和2年度に樋野口こども館を新設しました。また、中高生世代の居場所としては、松戸地区、新松戸地区に加え、平成31年3月に五香六実、令和3年1月に八柱地区を開設しました。

事業名	取組	平成29年度 末時点	実績 (令和2年度末)	担当課(室)
新青少年自立支援事業 - 中高生支援業務	子どもの居場所数 (青少年プラザ)	-	4か所	子ども わかもの課
	児童館・ こども館数	児童館1館 こども館2館	児童館1館 こども館4館	子ども わかもの課

○教育相談事業（学校教育相談業務・スクールソーシャルワーカー）

平成29年度から、市独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校内だけでなく家庭、行政、地域の関係機関と連携しながら児童生徒や保護者の困りごとや悩みの解決に向け支援をしています。毎年スクールソーシャルワーカーの増員を図り、令和2年度から市内すべての小中学校に対応できる体制を整えました。

事業名	取組	平成29年度 末時点	実績 (令和2年度末)	担当課(室)	
広教育相談事業	スクール ソーシャル ワーカー数	2人	平成30年度	6人	教育研究所
			令和元年度	8人	
			令和2年度	10人	

○放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成業務）

放課後児童クラブは、利用児童数の増加に対応した施設を確保するとともに、令和元年度から生活保護世帯の利用料金を無料に、就学援助世帯の利用料金を4,000円に引き下げました。

また、小学生が放課後等に安全に安心して学習やスポーツ・文化活動ができる放課後KIDSルームの実施小学校の増加に取り組みました。

放課後KIDSルームは令和2年度末で市内37か所の公立小学校で実施しており、令和3年度末までに全公立小学校で実施できる見込みになっています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後KIDSルーム 実施校数	20か所	24か所	27か所	37か所
放課後KIDSルーム 登録児童数	1,958人	2,191人	2,567人	1,734人

放課後KIDSルームの登録児童数は当該年度の3月1日現在

○地域子ども・子育て支援事業（母子保健型利用者支援業務）

市内3か所の親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）では、保健師、助産師、社会福祉士が妊娠期から子育て期にわたるさまざまな疑問や不安の相談に対して包括的に対応し、総合的で切れ目のない支援を行いました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支援妊婦数	518人	467人	452人	489人
支援乳幼児世帯数	396世帯	435世帯	534世帯	588世帯

○児童虐待等早期発見・対応事業（家庭児童相談関係業務）

松戸市子ども家庭総合支援拠点では、家庭に関する多様な相談や、18歳未満の子どもに関する相談を、電話、面接、訪問により受け付けています。また、児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防し、保護者による適切な養育や児童の将来的な自立を目指すため、社会福祉士や公認心理師等、有資格者である家庭児童相談員を平成29年度の12人から令和2年度には15人に増員し、継続的な支援を実施しました。



■基本施策3 生活を応援

経済的に困難を抱える子育て世帯に、経済的な負担の軽減を図るため、生活や健康を支えるための経済的支援を行いました。

特に、ひとり親家庭等の保護者が安心して働き、生活できるよう、家庭生活の支援、経済的支援等を手厚く実施しました。

<主な取組実績>

○児童扶養手当給付事業

ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当を支給しました。児童扶養手当法の一部改正により、令和元年11月から支払回数が4か月分ずつ年3回から2か月分ずつ年6回へと変更になりました。

コロナ禍においては、児童扶養手当受給者を対象に、市が独自に「ひとり親家庭緊急支援給付金」及び養育費をもらっていないひとり親家庭等を対象に、「ひとり親家庭養育支援給付金」を支給しました。

○ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭医療費等助成）

ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、早期の診療等を受けやすくするため保険診療分の医療費等を助成しています。

自己負担金は通院1回300円、入院1日300円までで、市民税非課税世帯及び均等割のみ課税の世帯は無料です。

令和2年11月から、償還払い方式から、県内の医療機関等を受診する際に、ひとり親家庭等医療費等助成受給券を提示すれば保険診療分の自己負担医療費が助成される現物給付方式となりました。

○地域子ども・子育て支援事業（ファミリー・サポート・センター業務）

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の保護者の家庭生活を支援するため、ファミリー・サポート・センターを利用した場合の利用料の半額を助成しました。

○地域子ども・子育て支援事業（病児・病後児保育事業）

病気及び病気回復期のため、集団保育や家庭保育が困難な子どもを預かる病児・病後児保育事業の実施により、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。市民税非課税世帯の病児・病後児保育の利用料は無料としています。平成29年度の4施設から令和2年度には5施設となり、対象施設を拡大しました。

■基本施策4 学びを応援

すべての子どもが安心して教育が受けられるよう、就学から高等教育の段階に応じて教育費の負担を軽減するとともに、子どもの学習支援事業などを通じて、誰もが基礎的な学力を身に付ける機会の確保を進めました。

また、学校・地域・行政が連携して、子どもや家庭の困りごとを解決するため、スクールソーシャルワーカーの活動内容の浸透を図るとともに、幼稚園、保育所、小学校の連携を深めるため、幼保小連携の取組を実施しました。

<主な取組実績>

○子どもの学習支援事業

○ひとり親家庭支援事業（ひとり親家庭学習支援事業）

児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、就学援助受給世帯等経済的に困窮している家庭の小学5・6年生・中学生・高校生に対し、学力や学習意欲の向上のため、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを実施しています。平成30年度は小金原地区、令和元年度は東部地区に会場を増設し、市内6か所で学習の機会を提供しました。平成29年度から令和元年度まで、利用人数は年々増加傾向にあります。

事業名	取組	平成29年度 末時点	実績 (令和2年度末)	担当課 (室)
子どもの学習支援事業・ひとり親家庭学習支援事業	子どもの学習支援実施会場数	4会場	6会場	生活支援一課 子育て支援課

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施会場数		4会場	5会場	6会場	6会場
利用 延人数	学習	11,770人	14,373人	13,637人	10,232人
	居場所	2,223人	2,656人	2,785人	1,619人

○教育相談事業（学校教育相談業務・訪問相談）

児童生徒・保護者の心のケアをするため、平成28年から、登校しぶり・不登校の相談・学習支援及び児童生徒の居場所として学校・家庭支援ステーション「ほっとステーション」を開設しました。平成29年度から常盤平分室、令和2年度からは古ヶ崎分室を開設し、アウトリーチにより家から出られない児童・生徒の相談、支援を積極的に行いました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教育相談件数	939件	896件	858件	906件
	4,971回	5,085回	4,372回	4,514回

○就学援助費

経済的な理由により子どもを就学させることが困難な家庭の保護者に学用品費や給食費等を援助しています。さらに新入学児童生徒学用品費については、中学校は平成30年度入学予定者から小学校は令和元年度入学予定者分から入学前支給を実施しました。

○幼児教育振興事業（幼保小連携）

幼稚園・保育所（園）・小学校の連携を推進し、就学接続期の子どもの育ちを支えるため、幼稚園、保育所（園）、小学校、行政の職員同士の情報交換会や交流事業を実施しました。また、「就学前学びのプログラム」を策定し、就学接続期保育に関する研究を進めました。

■基本施策5 仕事を応援

特に、ひとり親家庭等の親や子の就職に結びつくよう、就労に関する情報提供や相談を行うとともに、能力向上や資格取得のための支援を行いました。

<主な取組実績>

○ひとり親家庭相談支援事業

母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活全般に関する相談に対応するとともに、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に係る事務を行っています。

○母子・父子自立支援プログラム策定業務

児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じ、個別に自立支援計画書を策定し、履歴書の書き方や就職面接に関する助言等、就職活動を支援しました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
母子・父子（ひとり親）相談				
相談件数	3,449件	4,925件	4,611件	7,099件
母子・父子自立支援プログラム				
相談者数	295人	342人	352人	313人
策定対象者数	48人	47人	47人	45人
就職・転職者数	44人	56人	54人	52人

○まつど女性就労・両立支援相談事業

子育て・介護等との両立等、個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアコンサルタントが個別にカウンセリングを行い、子育てや介護のサービス等の情報提供をしながら就労支援を行っています。令和元年度から、週2日から週3日へ相談日を拡大したほか、令和3年度から夜間相談も開始しました。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	155人	278人	338人	270人
就労人数	22人	45人	82人	65人

■基本施策6 住まいを応援

住居に困っているひとり親家庭等について、公営住宅や民間の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の情報提供等を通じた入居支援を実施しました。

<主な取組実績>

○市営住宅管理事業

ひとり親世帯が市営住宅に入居申込する際、抽選の優遇措置を行いました。

○一時生活支援事業

○住居確保給付金

松戸市自立相談支援センターへの相談者のうち住居喪失者等に対して、食・住の提供を行うとともに、就労支援や家賃相当額の住居確保給付金を給付しました。

(2) 「夢がある子どもを増やします。」という目標設定に対する結果

夢がある子どもの割合	小学5年生	中学2年生
松戸市（平成29年度）	38.7%	53.8%
松戸市（平成30年度）	84.9%	64.6%
（参考） 千葉県（令和元年度）	83.3%	68.3%

「平成29年度 松戸市子育て世帯生活実態調査」
 「平成30年度 松戸市子ども子育て支援に関するアンケート調査」
 「令和元年度 千葉県子どもの生活実態調査」

夢がある子どもの割合については、平成29年度調査から、令和元年度の千葉県調査まで増加傾向にあるとの結果が出ました。目標設定に対する評価としては、概ね良い結果ともいえますが、調査方法等による影響も考慮していく必要があるため、引き続きその動向を注視していく必要があります。また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、社会情勢に大きな変化がありました。学校の長期間の休校や学校行事の自粛等により、子どもの学力面、体力面、精神面の影響が懸念されています。子どもの将来の夢や希望についても、楽観視ができない状況が続いていることから、「withコロナ」においてもすべての子どもたちが夢や希望をもって将来を歩んでいけるよう、より一層、地域や社会全体での取組が必要といえます。

第7節 第1期計画の取組を踏まえた今後の課題について

第1期計画において、各基本施策における取組については、新規事業、拡充事業を中心に計画どおり事業が進んでいる状況です。

しかし、全国的にも、子どもの貧困率が高い状況にあること、中でも、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあり、その貧困率は非常に高い水準にあることなどを見ると、根本的な課題の解決には至っていません。本市においても、今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在しており、貧困と関係性が深いといわれている児童虐待の通報件数等が増加傾向にあるなどの状況も見られています。

また支援者ヒアリングにおいては、生活に困難を抱える家庭の場合、保護者が子どもと関わる時間が十分に確保できず、基本的な生活習慣や学習習慣が確立しにくくなり、様々な家庭環境の影響が子どもの学習意欲や自己肯定感の低下につながりやすい傾向にあることが指摘されました。相談する人がいなくて孤立している保護者については、支援につながりにくだけでなく、つながった後も継続したアプローチを進めていく必要があることなど、子どもの貧困にはさまざまな課題が複合的に関わっていることが浮かび上がってきました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、子どもと子育て家庭に大きな影響を与えました。特にひとり親家庭では、パートタイム等の非正規雇用による勤務形態をとる割合が高く、勤務時間や勤務日数の減少による収入の減少が進んだことから、困難を抱えている家庭ほど生活困窮に進むリスクが高くなることが懸念されています。

こうした状況を踏まえ、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、より一層、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。そこで、本計画では以下の3つの視点を特に必要な視点と捉えます。

I 子どもの生きる力を育む支援の強化

社会や家庭状況の中で、様々な困難や課題を抱えている子どもがいます。生まれ育つ環境はそれぞれ異なりますが、その環境の違いによって子どもの現在及び将来が左右され、その成長、発達が阻害されているという実態が様々なデータによって明らかになっています。特に家庭の経済力は、子どもの学習環境や体験活動などに直接的な影響を及ぼしやすく、このような教育環境の格差が貧困の連鎖を生じやすくさせています。さらに、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、学校行事の中止・変更や、家庭内で過ごす時間が増えるなど、子どもにとってこれまでにない大きな環境の変化がおきています。

こうした状況下においても、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにしていくことが重要であり、また、地域の中に、家庭以外にも子どもが安心して過ごすことができ、認められ、自分の居場所となる場所か悩みや不安を打ち明け、気軽に相談できる場所を充実させていく取組が必要です。

また、「急速に進展した情報社会とも相まって、子どもの生活において人と人との触れ合いや生きた体験が不足しつつあることも懸念されています。」支援団体ヒアリングにおいても「子どもの体験や社会的な経験が少ない」といった意見があり、生活困窮度が高い家庭ほど、その傾向が強いことも懸念されます。そのため、子どもが地域社会において、様々な体験や遊び、自然との触れ合い、多様な人と関わる機会や出会いの創出など、子どもの生きる力を育む支援の強化が求められています。

II 困難を抱えている家庭へのアウトリーチ型 支援の強化（予防的支援の強化）

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからないという状況のほか、そもそも自分自身が課題を抱えているという認識がない、支援者が手を差し伸べても支援制度を積極的に利用したとらない等の状況も見られます。そのため、制度等の利用の有無に関わらず、困難を抱えている子どもや子育て家庭を日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく必要があります。

また、地域に帰属できるコミュニティがない、日々の行き場がない、身近に相談できる人がいない子どもや子育て家庭が増えています。生活を支える関係資源が身近にないことが孤立や生活困窮をさらに深めてしまうことにもつながるため、子どもや家庭への積極的なアプローチ等により必要な情報や支援を届け、つながりの入口をつくるアウトリーチ型の支援がより一層求められています。特にひとり親家庭は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、時間や気持ちに余裕がなく、より地域社会から孤立しやすい環境にあるため、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対してきめ細かく支援していくことが求められています。

Ⅲ 地域全体で子どもを見守り支える取組の充実

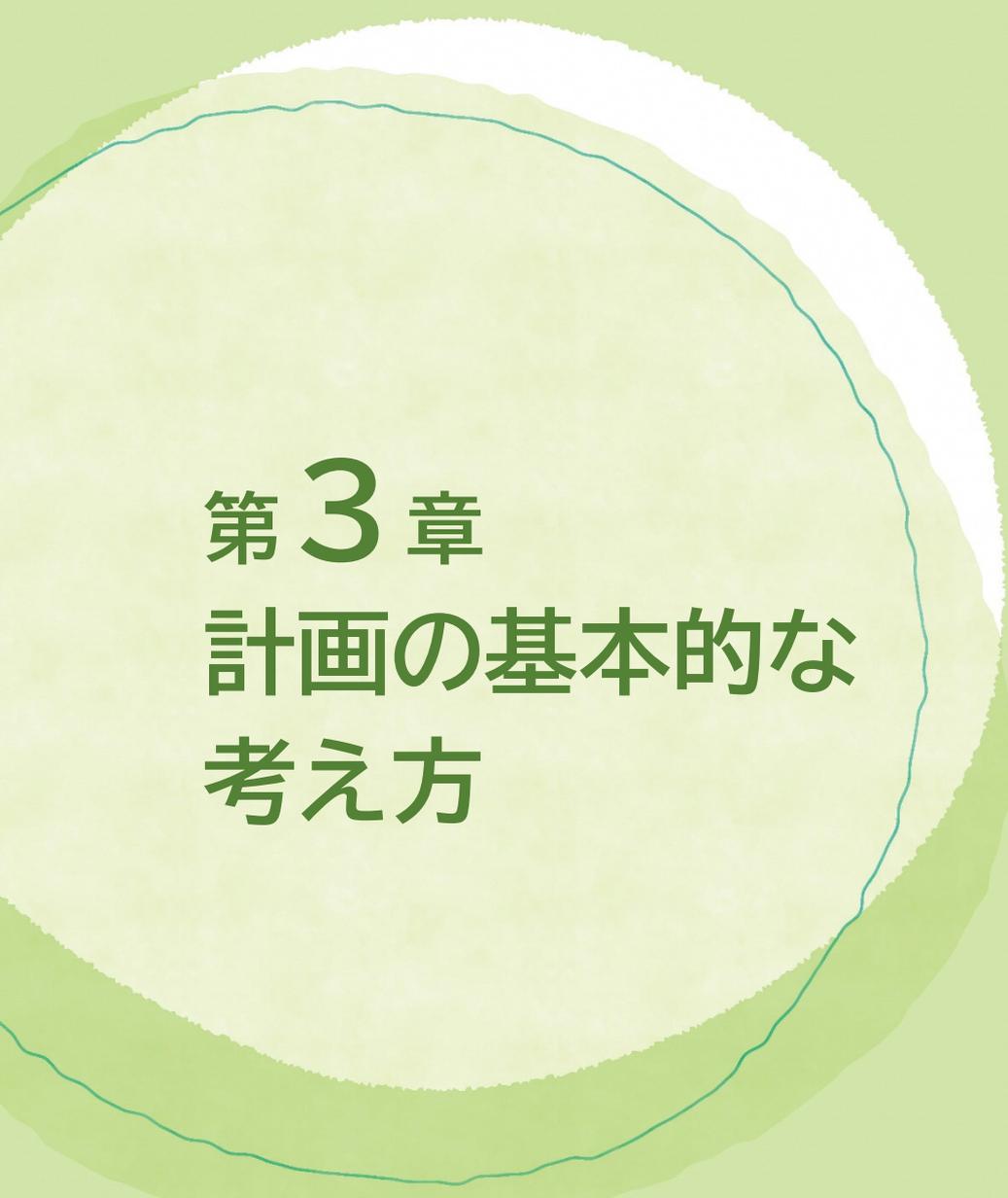
子どもの貧困対策の推進のためには、市、県、国、民間企業や団体、地域住民等がそれぞれの立場から主体的に支援に参画していく必要があります。その一方、日本の子どもの貧困の特徴として、母子家庭を中心としたひとり親家庭の貧困割合が高水準であり、女性の社会的地位の低さや子育てと仕事の両立の難しさなど、様々な社会的課題を包含していることも明らかになっています。

こうした状況を少しでも改善していくためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域全体で課題を解決していくという意識を強く持ち、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支えていくことが重要となります。そのためには、子どもの貧困対策の必要性についての普及啓発を進めながら、地域の中で市民一人ひとりが困難を抱える子どもと子育て家庭への支援の大切さに関心と理解を深めていく必要があります。

また、困難を抱えている子どもや子育て家庭はその課題が複合的に絡み合い、解決に向けては支援に多くの時間を要することから、関係機関の連携や情報共有体制をより一層強化し、様々な地域資源を活用しながら、効果的な取組を展開していく必要があります。







第3章
計画の基本的な
考え方

第1節 基本目標（目指す姿）

本市における子ども・子育て支援の上位計画である「第2期松戸市子ども総合計画」の基本理念と基本目標を踏まえ、本計画においても、第1期計画の基本目標（目指す姿）を継承します。

基本目標（目指す姿）

I 子どもの力

～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

社会環境や家庭状況のなかで、さまざまな困難さや課題を抱えている子どもがいます。こうした子どもを含め、すべての子どもの権利が等しく尊重され、心身ともに健やかに、自立した大人へと成長できるようにします。



II 家庭の力

～家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる～

すべての子どもが健やかに育つために、支援を必要とする家庭へのサポートを充実させ、経済的な負担のみならず孤立や不安などを軽減し、子どものために安心して過ごせる家庭環境をつくることできるようにします。



III 地域の力

～地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える～

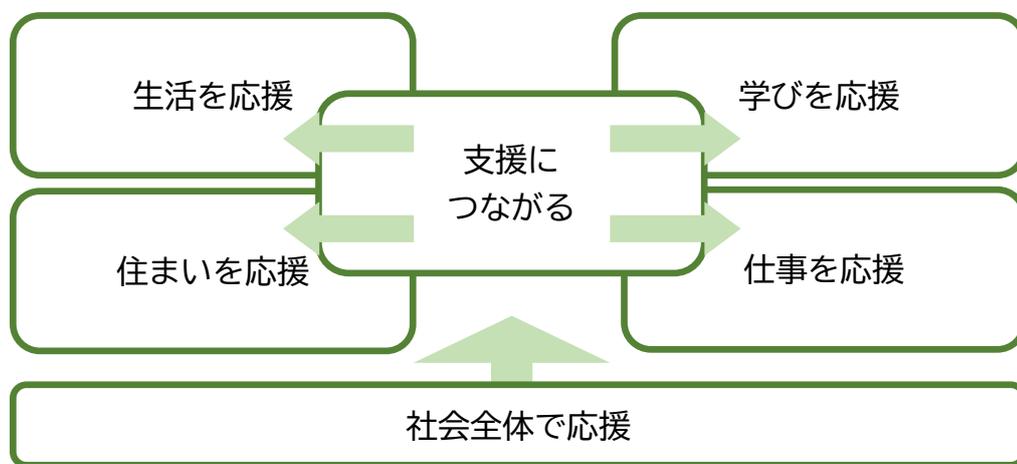
地域の中で市民一人ひとりが、困難さを抱える子どもとその家庭への支援の大切さに関心と理解を深め、地域社会全体で子どもの育ちを応援できるようにします。



第2節 基本施策（6つの柱）

本計画では、基本目標の実現に向けて、第1期計画の基本施策である「社会全体で応援」、「支援につながる」、「生活を応援」、「学びを応援」、「仕事を応援」、「住まいを応援」の6つの基本施策（6つの柱）を継承し、第2章第7節の3つの視点を特に必要な視点と捉えます。6つの基本施策のうち、市民全体で子どもの未来を応援することが要になると考え、「社会全体で応援」を最初に位置づけています。

【6つの基本施策のイメージ】



基本施策については次の基本的な考え方に立ち、施策、取組、事業を組み立て、推進していきます。

(1) 社会全体で応援



子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、全ての子どもたちが夢や希望をもって成長していけるよう、地域や社会全体で子どもの「現在」と「将来」を支援する地域づくりが必要です。そのため、子どもの貧困対策の必要性についての普及啓発を図り、子どもの貧困に対する関心と理解を深めていくとともに、子どもや子育て家庭を応援する人を増やしていきます。そして、市民や地域団体、NPOなどの地域の担い手と行政がともに、「地域の見守り」や「気づき」を大切にする「子どもたちがこぼれにくい地域づくり」を進めます。また、子どもが遊びや体験活動を行い、地域の方と交流できる場所など、地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

(2) 支援につながる



困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。そのため、制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子どもや家庭を日常のさまざまな場面ですできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく必要があります。必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがないように、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」などを適宜行っていくとともに、子どもや家庭への積極的なアプローチ等により必要な情報を届け、つながりの入り口をつくるアウトリーチ型の支援を強化していきます。また、多様かつ複雑な課題に対応するため、関係機関における情報の共有、連携の促進を図っていきます。支援者による支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮し、寄り添いながら支援につなげていく必要があるため、支援に関わる一人ひとりの知識や対応力を高めていきます。

(3) 生活を応援



すべての子どもや家庭の安定した生活の基盤（生活面や健康）を支えるためには、「経済的な支援」や、子どもが健やかに育つための「健康への支援・環境整備」が必要です。所得による経済的制約は、生活の選択肢を狭め、ゆとりを失わせるなど、保護者の精神面にも大きな影響を与えます。

特にひとり親家庭は、保護者ひとりで仕事と子育てを両立していることから、時間や気持ちに余裕がなく、より地域や社会から孤立しやすい環境にあるため、個々の事情に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要があります。

このような課題に対応するため、親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、生活の安定に資するための支援を多面的に実施します。

(4) 学びを応援



家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、自分の能力・可能性を最大限伸ばして、それぞれの夢に自分らしく挑戦していくことが、一人ひとりの豊かな人生の実現につながります。また、このような環境を整備することは、今後のまちの成長・発展にもつながっていきます。その一方で、生活困窮世帯ほど、十分な学習環境が整っていない傾向があり、学習習慣や基礎学力の定着、学習意欲の向上につながりにくく、不登校につながる可能性もあります。また、経済的な理由から様々な体験活動ができなかったり、希望する進学之道が閉ざされたり、基礎学力を身につけられないまま社会に出なければならなくなることもあり、社会生活になじめず引きこもりにつながる可能性もあります。

このような課題に対応するため、学校や地域において様々な体験活動の機会を提供するとともに、質の高い教育を受けられるよう、学習環境や生活環境をきめ細かく整備していきます。また、すべての子どもが集う場である学校を支援の土台（プラットフォーム）として、不登校や虐待など、子どもや家庭が抱える課題への早期発見・早期対応を図ります。

(5) 仕事を応援



保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。その一方で、ひとり親家庭の場合は、子育てとの両立のため、就労条件が限定されることから、非正規雇用など不安定な就労につながりやすい傾向があります。安定した就労は、収入面のゆとりだけでなく、保護者が心のゆとりを持って子どもと接する時間を確保することにもつながります。また貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもの就労支援についても積極的に取り組むことが求められています。

こうしたさまざまな課題に対応し、自立に向けた就労相談、学び直しの支援、仕事と子育ての両立のための就労支援を推進していきます。

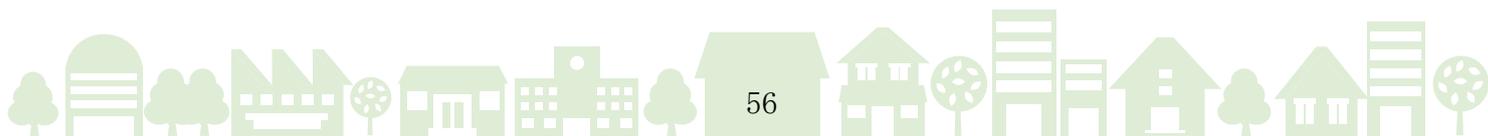
(6) 住まいを応援



住宅は、安定した暮らしの基盤形成に必要不可欠です。その一方、生活困窮世帯にとっては、家賃が家計の大きな割合を占めるため、家賃の負担を抑えながら居心地のよい住まいを提供することは、子どもにとっても保護者にとっても健康面、精神面で大きな影響を与えます。

そのため、生活困窮度の高い子育て家庭に対し、住宅確保に向けた支援や、住居にかかる費用負担の軽減などに取り組み、居住の安定に向けた支援を推進していきます。

本計画で関連すると考えられるSDGsの目標			
	目標1. 貧困をなくそう		目標8. 働きがいも経済成長も
	目標2. 飢餓をゼロに		目標10. 人や国の不平等をなくそう
	目標3. すべての人に健康と福祉を		目標11. 住み続けられるまちづくりを
	目標4. 質の高い教育をみんなに		目標16. 平和と公正をすべての人に
	目標5. ジェンダー平等を実現しよう		



第3節 施策の体系



取組

①子どもの将来の夢や希望を社会全体で応援するという機運を高め、子どもの未来と一緒に考える機会を確保する

①市民が活躍できる場を広げることで、子どもや子育て家庭に関わる人を増やす
②地域における子どもの居場所づくりを推進し、地域住民と子どもが知り合うことのできる接点を増やす
③学校・地域・行政等が連携した地域づくりを推進する

①子どもが直接相談できる機会を充実させる
②家庭の孤立や不安の解消につながるよう、相談窓口の充実・強化、連携を図る
③支援の必要な子どもや子育て家庭の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ
④支援が届きにくい子どもや子育て家庭にも届く、当事者視点に立った情報発信をする

①子どもと子育て家庭の状況に応じた経済的支援を推進する

①ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を整備する
②外国籍の家庭への支援を推進する

①保護者の生活の自立に向けた支援を行う
②保護者の育児負担を軽減する
③就労と子育てを両立できる保育環境を充実させる
④どのような環境の家庭においても親子の健康の維持・増進を図る

①生活困窮度の高い子育て家庭の教育費の負担を軽減する

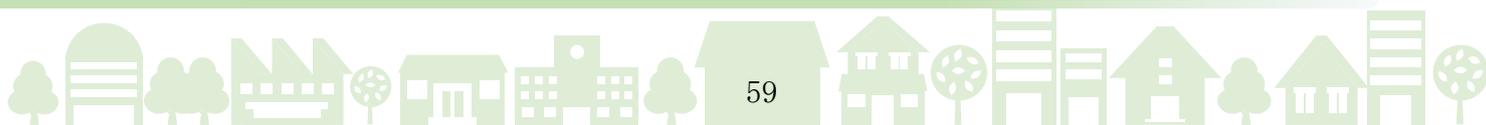
①すべての子どもが学力を身に付ける機会を確保する
②学習面で配慮が必要な子どもの学習を支援する
③学校や地域において、さまざまな体験活動の機会を提供する

①家庭教育についての大切さを普及啓発し、理解を深める

①保護者に対する就労に関する情報提供及び相談の充実を図る
②保護者に対する就労に役立つ資格取得や学び直しを支援する

①子どもや若者が安定した就労につながるよう、就労支援や相談支援の充実を図る

①生活困窮度の高い子育て家庭に対し、住居確保に向けた支援や住居にかかる費用負担の軽減に取り組む



第4節 子どもの貧困に関する指標

本計画を効果的かつ着実に推進するにあたり、施策の実施状況や効果を検証・評価していくため、子どもの貧困に関する指標を以下のとおり設定します。

(1) 事業の進捗に関する指標

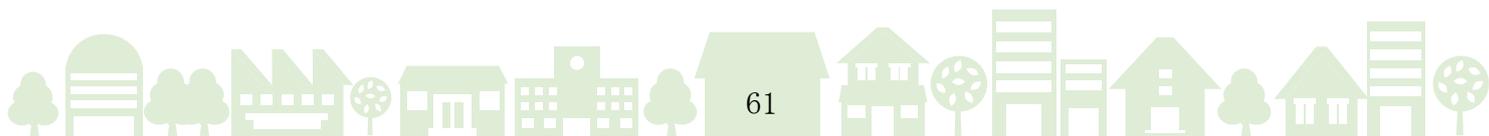
指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	担当課(室)	基本施策	事業 No.
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校 15.6% 中学校 35.0%	小学校 100% 中学校 100%	児童生徒課	社会全体で応援支援につながる学びを応援	28
児童館・こども館、青少年プラザの開設数	児童館・こども館 4施設 青少年プラザ 3施設	児童館・こども館 7施設 青少年プラザ 6施設	子どもわかもの課	社会全体で応援	16 22
子ども家庭総合支援拠点での相談対応件数	1,371件	1,440件	子ども家庭相談課	支援につながる	60
母子健康手帳交付時の保健師による面接率	100%	100%	母子保健担当室	支援につながる	-
乳児家庭全戸訪問事業実施による状況把握率	100%	100%	母子保健担当室	支援につながる	56
eライブラリ ^(注11) の活用率	34.5%	80.0%	学習指導課	学びを応援	125
まなび助っ人活用時間数	4,200時間/年	6,300時間/年	学習指導課	社会全体で応援 学びを応援	20
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	92.1%	93.7%	生活支援一課	学びを応援	-
母子・父子就労促進プログラム策定件数	47人/年	50人/年	子育て支援課	生活を応援 仕事を応援	92

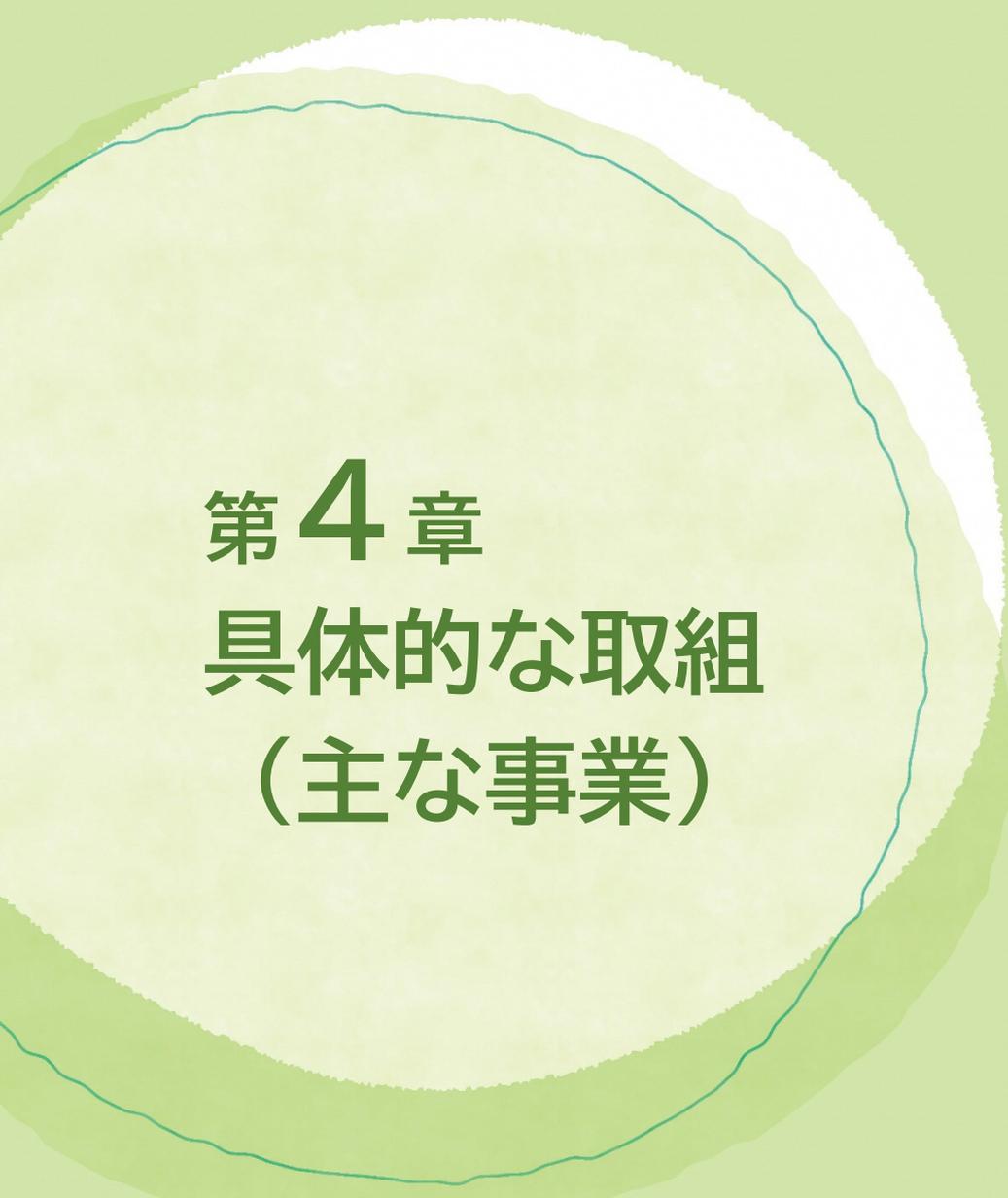
(注11) eライブラリ：児童生徒が自分の習熟度に合わせてドリル学習等ができるデジタル教材

(2) 子どもの気持ちに関する指標

指標	現状値	目標値 (令和6年度)
夢がある子どもの割合	平成29年度 小5：38.7% 中2：53.8% 平成30年度 小5：84.9% 中2：64.6% (参考) 千葉県 令和元年度 小5：83.3% 中2：68.3%	夢がある子どもの割合を増やします。
「自分のことが好きですか」という設問に対して「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答した割合の合計	平成30年度 小5：53.3% 中2：44.7%	自分のことが好きだと思う子どもの割合を増やします。
「自分は周りの人から大切にされていると思いますか」という設問に対して、「そう思う」、「だいたいそう思う」と回答した割合の合計	平成30年度 小5：63.4% 中2：58.2%	自分は周りの人から大切にされていると思う子どもの割合を増やします。

「平成29年度 松戸市子育て世帯生活実態調査」
 「平成30年度 松戸市子ども子育て支援に関するアンケート調査」
 「令和元年度 千葉県子どもの生活実態調査」





第4章
具体的な取組
(主な事業)



第1節 社会全体で応援

(1) すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、社会全体で応援する

家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、すべての子どもが等しく健やかに成長し、夢や希望をもって、地域や社会全体で支援していくことが必要です。

① 子どもの将来の夢や希望を社会全体で応援するという機運を高め、子どもの未来と一緒に考える機会を確保する

すべての子どもが夢と希望を持って成長していけるよう、子ども自身が将来の夢について考える機会を確保します。また、子どもの貧困に関する社会的理解を促進し、地域のさまざまな人々が、多様な状況にある子どもたちを見守り、その夢や希望を応援するきっかけとなる機会を提供します。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
1 重点	子どもの未来応援講演会	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。	市民	子ども政策課 子どもの未来応援担当室
2	子ども夢フォーラム	全ての子どもたちが夢を持ち実現を目指すことができるように、小中学生のスポーツや文化活動の紹介や表彰、こどもモニターによる市への提言等を行います。	小中学生	子どもわかもの課
3 重点	ゲットユアドリーム	中学生が、地域のさまざまな職業や経歴の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢を考える機会を提供します。	中学生	子どもわかもの課
4 新規 重点	子どもの体験活動支援	体験活動の機会が乏しい生活困窮層の子どもたちが参加できる体験イベント等を実施・支援し、子どもたちの将来の夢を培います。	小中学生	子ども政策課 子どもの未来応援担当室

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
5	夢の教室の実施	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめさまざまな種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じて子どもたちに伝えていきます。	小学生	スポーツ課
6	親向けキャリア教育	子どもが性別にとらわれずに、その子らしく人生を選択していけるよう、親向けの講座等を行います。	保護者	男女共同参画課

(2) 子どもを大切に育むという、市民一人ひとりの意識を醸成し、子どもや子育て家庭がこぼれにくい地域づくりを推進する

さまざまな状況から家庭教育を行うことが困難になってしまっている家庭もあり、そうした家庭の状況について理解し、地域の大人たち一人ひとりが手を携えて、子どもたちを育てていく意識を醸成することが必要です。

① 市民が活躍できる場を広げることで、子どもや子育て家庭に関わる人を増やす

子どもの貧困対策に資する活動に取り組む地域の市民団体等との連携を深め、その活動を支援し、市民が活躍できる場を広げます。また、子どもの貧困対策に関する取組が、市民から幅広い理解を得られるよう、情報発信などの啓発を行い、子どもや子育て家庭に関わる人を増やします。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
7 新規 重点	子ども食堂との連携	地域で活動する子ども食堂と連携し、情報交換等を行います。	市民団体、NPO等	子ども政策課 子どもの未来 応援担当室
8	市民活動団体への支援	地域課題の解決に取り組む市民活動団体の活動に対し、市民活動助成制度や市民活動総合補償制度等で支援を行います。	市民団体、NPO等	市民自治課
9	まつど市民活動サポートセンターの設置	市民活動を支援し、その発展に寄与することを目的に、まつど市民活動サポートセンターを設置し、コーディネーターが市民活動に関する情報提供や相談を行います。	市民、市民団体、NPO等	市民自治課
10	まつど地域活躍塾の実施	広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ることを目的とし、ワークショップや実地体験を含む長期の講座を実施します。	市民	市民自治課 (まつど市民活動サポートセンター)
11	パートナー講座の実施	子どもたちを取り巻く現状について、パートナー講座を開催し、市民の理解を深めます。	市民	子ども政策課 子どもの未来 応援担当室
12	子育て支援員研修	「これから子育て支援事業に携わりたい」という方が必要な知識と技術を取得できるように、国のシラバスに沿った講義や演習を行います。	市民	子育て支援課
13	放課後児童クラブ支援員研修	放課後児童クラブ支援員のスキルアップを目的として、計画的に研修を実施します。	放課後児童クラブ支援員	子育て支援課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
14	松戸市人材バンク制度	支援者として実践的に活躍できる人材の確保と場の提供を図るため、子育て支援員研修修了者または有資格者を「松戸市人材バンク名簿」に登録し、必要に応じて子育て支援事業運営事業者に提供します。	子育て支援員研修修了者	子育て支援課
15	地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、ふれあい広場や運動会等のイベントや交流事業を行っています。	市民	社会福祉協議会(地域福祉課)
16 重点	青少年の支援に関わる人材の育成(支援者研修の実施)	児童館・こども館、中高生の居場所のほか相談機関や青少年団体等、青少年支援に携わるスタッフや支援者の育成と連携のための研修や情報交換会を開催します。	相談機関の支援員等	子どもわかもの課
17	子ども会の活動支援	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動等、幅広い体験をする子ども会を支援しています。	小中学生	子どもわかもの課
18	少年補導員	地域での見守り活動や温かい声かけにより、青少年の非行を防止し、不審者や犯罪から青少年を守る活動をしています。放課後や夜間、夏休みなどの長期休業中には各地域の学校と連携して補導活動(パトロール)を行っています。	小中高校生	子どもわかもの課
19	青少年相談員の活動支援	青少年相談員は県知事と市長からの委嘱により活動しているボランティアです。中学生以上を対象としたキャンプや卓球などのスポーツ大会のほか、市内12支部で青少年の体験や学びにつながる活動の支援を行っています。	小中高校生	子どもわかもの課
20	まなび助っ人の配置	児童生徒の学力向上と地域人材の活用を図るため、学校ごとに「まなび助っ人(補習支援員)」を募集し配置します。	小中学生	学習指導課
21 新規	子どもの貧困対策に係る情報提供の推進	子どもの貧困に関する情報を集約したガイドブックを作成し、支援者等の子どもの貧困に対する知識及び意識の向上を図り、子どもの貧困の早期発見から早期支援につなげていきます。	子ども・子育て支援に関わる者	子ども政策課 子どもの未来応援担当室

子ども食堂

子ども食堂は、地域のボランティアが子どもたちに、無料または安価で栄養のある食事を提供する、地域交流の取組の一つです。子どもや親子連れに限らず、地域の誰もが気軽に利用できます。

市内で開設されている子ども食堂は、全て、地域の方々や民間団体の方々の主体的な取組みによって運営されています。

コロナ禍においても、感染防止対策を講じながら、お弁当・食材の宅配や配布活動を通して、地域とのつながりを大事に活動しています。



まつど地域活躍塾

まつど地域活躍塾は、松戸をよりくらしやすいまちにするために、地域で活躍する人材を育成する塾です。

地域に貢献する協働の担い手を育成するため幅広い世代が市民活動に参加するきっかけとなる場を創出する塾として設置しました。



② 地域における子どもの居場所づくりを推進し、地域住民と子どもが知り合うことのできる接点を増やす

児童館・こども館、青少年プラザなど、子どもが遊びや体験活動を行い、地域の方と交流できる場所など地域の中で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、研修を受けた支援員等が、子どもたちを見守り、気軽に相談に応じることにより孤立の防止や課題解決につなげます。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
22 重点	児童館・こども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所です。	0歳～高校生	子どもわかもの課
23	放課後児童クラブ事業	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。	小学生	子育て支援課
24	放課後KIDSルーム事業	学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して学習や体験活動を行える場所を提供します。	小学生	子育て支援課
25 重点	中高生の居場所づくり	思春期の中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所です。	中高生	子どもわかもの課
26	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	小中高生	スポーツ課
27 新規	多世代まるごと居場所づくり（まつどDEつながるステーション）	地域の中での孤立を防止し、社会とのつながりづくりのため、多世代が活用できる居場所づくりを、行政、地域団体、NPO等が連携しながら推進します。	市民、関係団体、NPO等	地域共生課
再掲 7 新規 重点	子ども食堂との連携	地域で活動する子ども食堂と連携し、情報交換等を行います。	市民団体、NPO等	子ども政策課 子どもの未来 応援担当室
再掲 17	子ども会の活動支援	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動等、幅広い体験をする子ども会を支援しています。	小中学生	子どもわかもの課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課 (室)
再掲 19	青少年相談員の活動支援	青少年相談員は県知事と市長からの委嘱により活動しているボランティアです。中学生以上を対象としたキャンプや卓球などのスポーツ大会のほか、市内12支部で青少年の体験や学びにつながる活動の支援を行っています。	小中高校生	子どもわかもの課



児童館あそびの広場



森のこども館

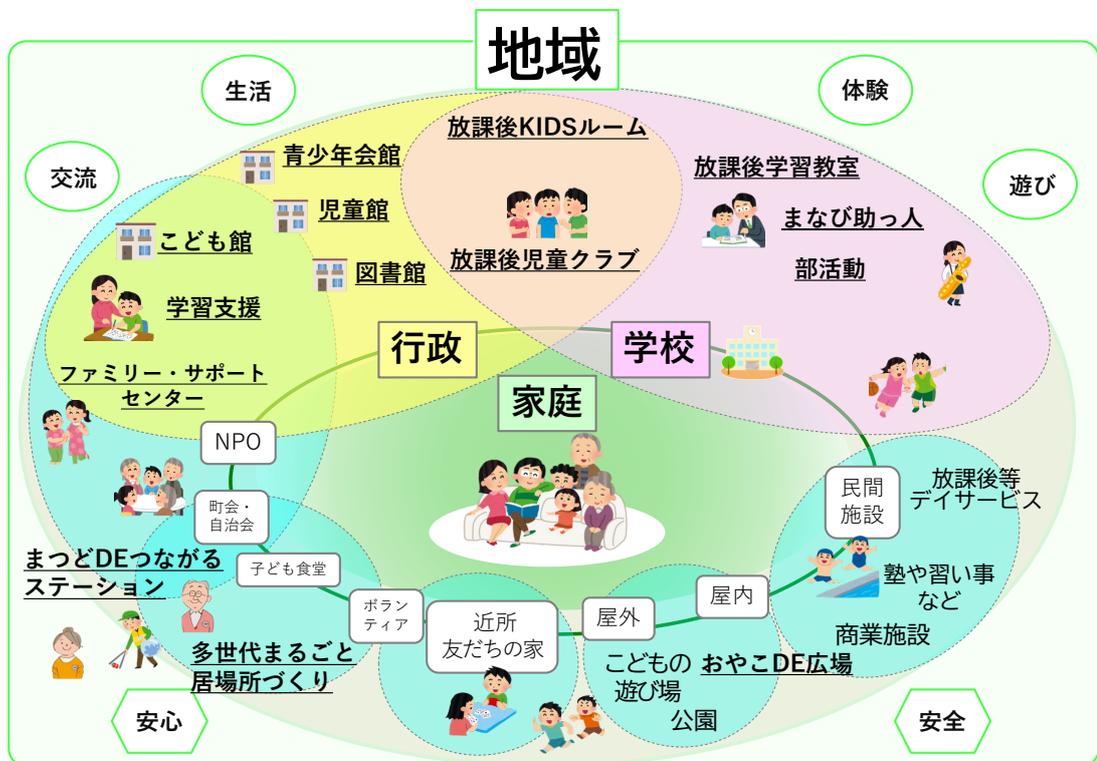
③ 学校・地域・行政等が連携した地域づくりを推進する

地域の実情に即した取組みを行い、支援の必要な家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、学校・地域・行政等が連携した地域づくりを進めます。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
28 重点	学校教育相談業務(スクールソーシャルワーカー活用事業)	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため家庭環境に福祉的アプローチを行います。	小中学生	児童生徒課
29	学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、地域学校協働本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	小中学生	教育政策研究課
30	子育て支援に関する関係機関との情報交換会	地域の子育て支援環境の整備を推進し、必要な人に支援が行き届くようにするため、地域の支援者が集まり、情報を共有し連携を強化します。	関係機関職員	子育て支援課
31	幼保小の関係職員による情報交換	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校等、幼児期から小学校への接続期に関係する職員間の情報交換の機会を確保します。	関係機関職員	幼児教育課
32 新規 重点	子ども・若者の総合的な支援体制の整備	家庭や学校、社会にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させることを目的として、少年センターの機能を見直し、子ども・若者を総合的に支援する体制を整備します(子ども・若者支援協議会及び子ども・若者総合相談センターの検討)。	中高生の支援者	子どもわかもの課
33	家庭教育力向上の支援	子どもの発達段階に応じた、家庭教育力の向上を支援します。全小学校に「家庭教育学級」を設置し、学校と連携し保護者の学びを支援しています。	保護者	社会教育課
34	民生委員・児童委員・主任児童委員	地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービス等の紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関、学校や児童福祉関係機関等と連携に努めています。	市民	地域福祉課
35 新規	松戸市高齢者等見守り活動	松戸市と「見守り協定」を締結した各業種の事業者が、日常業務の中で、地域の高齢者や子どもたちの安心のために、声掛け等の見守り活動を実施。緊急性のある案件は、事業者が市役所・警察・消防等へ通報する等を行い、各機関と連携して取り組んでいます。	市内で活動する事業者等	地域包括ケア推進課 地域支援担当室

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
再掲 16 重点	青少年の支援に関わる人材の育成（支援者研修の実施）	児童館・こども館、中高生の居場所のほか相談機関や青少年団体等、青少年支援に携わるスタッフや支援者の育成と連携のための研修や情報交換会を開催します。	相談機関の支援員等	子どもわかもの課
再掲 18	少年補導員	地域での見守り活動や温かい声かけにより、青少年の非行を防止し、不審者や犯罪から青少年を守る活動をしています。放課後や夜間、夏休みなどの長期休業中には各地域の学校と連携して補導活動（パトロール）を行っています。	小中高校生	子どもわかもの課

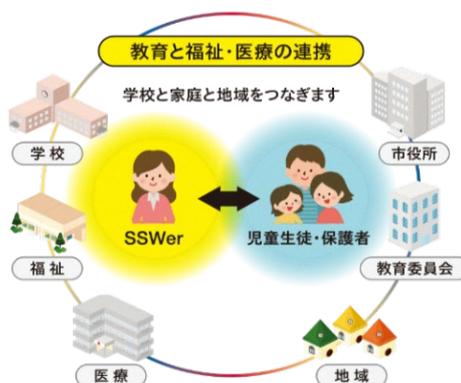
【地域連携のイメージ図】



学校教育相談業務 (スクールソーシャルワーカー活用事業)

スクールソーシャルワーカー (SSWer) は、児童生徒や保護者などから毎日の生活の中で起きる困りごとや悩みを聞き、どうすれば解決できるかを一緒に考え、関係機関とつないでいく福祉の専門職です。

本市においては、全国でも類を見ない拠点型と派遣型を併用する、独自の「スクールソーシャルワーク事業」を展開し、学校、家庭、地域、行政等が連携・協力して、課題解決に向けて取り組んでいます。



学校支援地域連携事業

学校の求めと地域の力のマッチングを図り、効果的に学校支援を行うことで、学校における教育活動の充実を図っています。

また、さまざまな支援活動に、地域の人たちが参画することにより、地域と学校の連携・協働が促進され、地域全体の教育力の向上につながっています。



家庭教育力向上の支援

子どもの発達段階に合わせた「家庭教育学級」や「家庭教育講座」などを開催し、保護者同士が集まり、子育てや家庭教育について学んでいます。

幼児の保護者向けには、東北大学・川島隆太教授監修によるパンフレットと動画「まつどっ子 未来のために今」を制作し、これから子育てをスタートする方に役立つ情報も提供しています。



第2節 支援につながる



(1) 支援を必要としている子どもや家庭が確実に支援につながるよう、支援体制を充実させる

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られるため、こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、支援につなげられるよう、アウトリーチ型のアプローチや、気軽に相談できる機会の充実が必要です。また、問題が複合化した場合は、単一の支援機関や制度では限界があるため、関係機関の連携や情報共有体制をより一層強化していく必要があります。

① 子どもが直接相談できる機会を充実させる

青少年相談やいじめ電話相談の運営、学校教育相談業務といった子どもの抱える悩みを早期に発見するための取組みを行います。また、子どもの思春期におけるさまざまな悩みなど、子どもの心の問題に対応できるよう、一人ひとりに寄り添い相談支援を行います。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
36 新規 重点	青少年相談	思春期の青少年の悩みに寄り添い、青少年が身近に相談できる居場所を増やします。	小中高校生	子どもわかもの課
37 重点	いじめ相談・いじめ防止対策	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談の運営をします。並びに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。	小中高校生	児童生徒課
再掲 28 重点	学校教育相談業務（スクールソーシャルワーカー活用事業）	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため家庭環境に福祉的アプローチを行います。	小中学生	児童生徒課

② 家庭の孤立や不安の解消につながるよう、相談窓口の充実・強化、連携を図る

どのような家庭においても孤立することなく、安心して子育てができる環境を整え、気軽に相談できる体制を充実させます。また、支援者同士の情報共有の場を設け、支援につながる体制を整備します。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
38 新規	子育てオンライン相談、子育てオンライン広場	スマートフォン、タブレット、パソコンを利用して自宅にいる保護者がビデオ通話で子育てコーディネーターと子育て相談ができるオンライン相談や、ZOOM等のアプリを利用して子育て中の親子が子育て支援員らと交流できる子育てオンライン広場を実施します。	0歳～3歳の乳幼児と保護者	子育て支援課
39 重点	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
40	人権被害者相談事業	松戸市人権施策に関する基本方針のうち「相談支援体制の整備」に基づき、関係機関との連携を図り、相談支援体制の整備を図っています。	人権被害者	行政経営課
41	松戸市自立相談支援センター	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立の促進を図ることを目的として、個々の状況に応じた包括的な相談支援を行います。	経済的に困窮している人	生活支援一課
42 新規	福祉まるごと相談窓口	福祉に関する困りごと（サービスや制度を知りたい、どこに相談して良いかわからない等）の相談窓口です。	市民、関係機関職員	地域包括ケア推進課
43 重点	利用者支援事業（親子すこやかセンター）	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	妊婦・産婦及び乳幼児のいる家庭	子ども家庭相談課 母子保健担当室
44	利用者支援事業（子育てコーディネーター）	おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、子ども及びその保護者、または妊婦のさまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。	0歳～3歳の乳幼児と保護者	子育て支援課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課（室）
45	保健福祉センターでの健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なこと等について電話や面接で相談に応じています（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）。	妊娠期～子育て中の保護者	子ども家庭相談課 母子保健担当室
46	婦人・DV相談	夫などからの暴力・暴言（DV）や離婚問題など女性の相談を婦人相談員が受け付けます。	女性	子ども家庭相談課
47	ゆうまつどこころの相談	自分の性格や生き方、夫婦やパートナー、親子等の関係、職場や近所の人間関係等で悩んでいる男女を対象に、専門のカウンセラーが相談を行います。	市民	男女共同参画課
48	福祉相談機関連絡会（多機関協働事業）	複合化した課題を抱える世帯への支援体制の整備、構築等、地域共生社会に向けた取組を強化するため、「松戸市福祉相談機関連絡会」を定期的・継続的に開催し、多分野における相談機関の連携を推進します。また、令和3年度からは、複合化した事例の調整、役割分担、方向性等を定める多機関協働事業の機能も担っています。	関係機関職員	地域包括ケア推進課
49	松戸市基幹相談支援センター	地域における障害者支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人（疑い含む）やひきこもり状態にある人とその家族または障害のある人の支援者などに対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供等の支援を行います。	障害のある人（子ども）またはひきこもり状態にある人とその家族	障害福祉課
50	外国人相談	英語、中国語ほか、モバイル通訳機を活用し、13か国語による相談を実施しています。	日本語を母語としない市民	広報広聴課 広聴担当室
51 新規	庁内通訳者の派遣、モバイル通訳機	庁内で行政手続や相談する際の通訳（英語、中国語）、モバイル通訳機を使った通訳（11言語※）を行っています。 ※英語、中国語、ベトナム語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、フランス語、ロシア語	日本語を母語としない市民	国際推進課
再掲 15	地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、ふれあい広場や運動会等のイベントや交流事業を行っています。	市民	社会福祉協議会（地域福祉課）

松戸市基幹相談支援センター

基幹相談支援センターは、市から委託を受けた法人が設置運営する公的な相談窓口です。専門機関や地域のさまざまな方々と協力し、必要な情報を提供しながら、一緒に解決方法を考えていきます。必要に応じて相談者の自宅などにも訪問を行っています。

令和3年度から同センターが1カ所から3カ所に増えました。複合的な課題を抱える世帯や、ひきこもり支援など制度の狭間で困っている人からの相談に対応するため、分野横断的な相談支援体制の構築を図っています。

相談支援

- 障害福祉サービスの利用などの相談
- ひきこもりに関する相談

権利擁護

- 障害者虐待・障害者差別の防止・早期発見
- 成年後見制度等の関係機関との連携

地域の相談支援体制の強化

- 相談支援専門員のスキルアップ
- 支援困難事例などへの助言・指導
- 地域のネットワークづくり

自立支援協議会の部会等運営

- 障害のある人の支援体制を協議するための会議を運営

③ 支援の必要な子どもや子育て家庭の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ

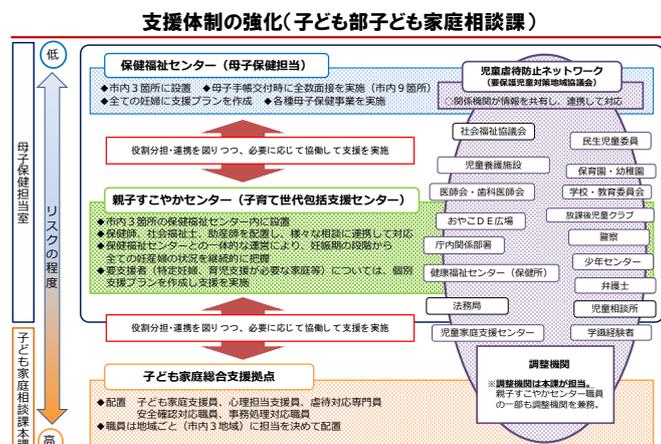
虐待、不登校や非行等の問題を抱えているなど、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、早期支援につなげられるよう、アウトリーチ型支援の充実等に取り組みます。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
52	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。また、妊娠中に1回、市内の歯科委託医療機関において、無料で歯科健康診査を受けられます。	妊婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室
53 新規	産婦健康診査	産後うつや新生児虐待の予防等を図るため、出産後間もない産婦に対する健康診査を実施します。	概ね産後1か月までの産婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室
54 重点	産後ケア事業	出産後、家族等から十分な育児等の支援が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施します。	生後4か月未満の乳児と産婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室
55 重点	養育支援訪問	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。	支援が必要な家庭	子ども家庭相談課 母子保健担当室
56	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）。	生後4か月未満の乳児と産婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室
57	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施します。	乳幼児	子ども家庭相談課 母子保健担当室
58 新規	支援が必要な児童に対する自立支援	ヤングケアラーや不登校等、特に支援が必要な児童（松戸市児童虐待防止ネットワークの支援対象児童等）に対して、見守り体制を強化するとともに、将来的な自立を促進するため、訪問による食事の提供等を通じた子どもの状況把握や自立支援相談を行うほか、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣定着等の支援を実施します。	松戸市児童虐待防止ネットワークの支援対象児童等	子ども家庭相談課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
59 重点	松戸市児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)	要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取組の充実を図ります。	関係機関職員	子ども家庭相談課
60 重点	子ども家庭総合支援拠点	家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付けます。また、児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、必要に応じて学校や保育所等の関係機関と連携しながら、保護者による適切な養育や、児童の将来的な自立を目指し、継続的に支援を実施します。	18歳未満の子どもと保護者	子ども家庭相談課
61 新規	学校・家庭支援ステーション(ほっとステーション)訪問相談	家から出られない児童生徒の家庭に対し、アウトリーチ型の支援相談を行います。また、ほっとステーションに來室してくる児童生徒の居場所として、運動や遊び、学習活動への支援を行っています。	小中学生とその保護者	児童生徒課
再掲 28 重点	学校教育相談業務(スクールソーシャルワーカー活用事業)	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため家庭環境に福祉的アプローチを行います。	小中学生	児童生徒課
再掲 43 重点	利用者支援事業(親子すこやかセンター)	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	妊婦・産婦及び乳幼児のいる家庭	子ども家庭相談課 母子保健担当室

松戸市児童虐待防止ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、連携して対応しています。協議会を構成する関係機関等は守秘義務があり、協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があるときは、関係機関等に対して資料や情報の提供を求め、意見を聞いたり、その他必要な協力を求めることができます。



ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような18歳未満の子どもとされています。

本市では、松戸市児童虐待防止ネットワークの構成機関や関係機関等に対しヤングケアラーという概念を周知し、早期発見に努めています。

ヤングケアラーとなっている子ども本人の意思確認、保護者から家庭状況の聞き取り等を実施し、子どもの健やかに育つ権利や教育を受ける権利が侵害されていないか確認した上で、学校関係機関と連携し、子どもにとって望ましい支援方法を検討しています。



©一般社団法人日本ケアラー連盟

④ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭にも届く、当事者視点に立った情報発信をする

インターネットや情報誌などさまざまなツールを使い、支援を必要とする世帯に適時に適切な情報が届くように努めるとともに、外国籍であるなどにより日本語が不自由な家庭にも支援情報が届くようにします。また、支援者側が必要な情報を取得できるよう子どもの貧困対策に資する情報提供の充実を図ります。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
62	子どもの居場所ガイドの配布	小学生が安全に楽しく放課後を過ごせるよう、「子どもの居場所」を紹介するパンフレットを作成し小学校の全児童に配布します。	小学生	子どもわかもの課
63 新規	相談窓口一覧冊子「ひとりで悩まないで」の配布	新型コロナウイルス関連をはじめ、子育て世帯向けの相談窓口一覧表を作成し、配布します。	子育て世帯の保護者	子ども政策課
64	子育て情報サイト「まつどDE子育て」	市ホームページ内の「まつどDE子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。	妊娠前～高等教育期	子ども政策課
65	子育てガイドブックの発行	「松戸市子育てガイドブック」で子育て情報を一元的に提供します。	妊娠前～高等教育期	子ども政策課
66	まつどDE子育てアプリ「母子モ」	「まつどDE子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。	妊婦及び3歳未満の乳幼児の保護者	子ども政策課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
67	まつどDE子育てLINE	妊娠期から安心して出産や子育てができるよう孤独な子育てや乳幼児虐待の予防を目的に、LINEを利用した育児情報の配信を実施しています。	妊婦及び3歳未満の乳幼児の保護者とその家族	子ども家庭相談課 母子保健担当室
68 重点	児童虐待防止の広報・啓発活動	虐待防止に関わる市民向け子育て講演会を実施します。また、子ども家庭総合支援拠点の連絡先を載せた「こども相談カード」を作成し、市内の小・中・高校の子どもに配布します。	小中高校生	子ども家庭相談課
69	外国人向け多言語ホームページ	市民多言語HP、Facebook、Twitterにて市の情報を英語、中国語、ベトナム語で発信しています。その他、韓国語・スペイン語・ポルトガル語を加えた計6カ国語の自動翻訳に対応しています。広報まつど等については、カタログポケット（電子書籍アプリ）を導入し、PDFデータの多言語翻訳・音声読み上げに対応しています。対応言語は上記6カ国語に中文（繁体）・タイ語・インドネシア語を加えた計9カ国語です。※音声読み上げはベトナム語のみ未対応。	日本語を母語としない市民	国際推進課 広報広聴課
70	外国語版生活ガイドブック	行政手続きやごみ捨てガイド等、生活に必要な情報を翻訳したガイドブックを配布しています（英語、中国語、ベトナム語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）。	日本語を母語としない市民	国際推進課
71	外国語版医療機関ガイド	英語、中国語、韓国語、ベトナム語に対応した市内医療機関の案内を市ホームページに掲載しています。	日本語を母語としない市民	地域医療課
72 新規	SNSを活用した情報発信	子育て支援に関する情報をタイムリーに発信するため、LINEを活用したプッシュ型の情報発信を実施します。	市民	子ども政策課
再掲 21 新規	子どもの貧困対策に係る情報提供の推進	子どもの貧困に関する情報を集約したガイドブックを作成し、支援者等の子どもの貧困に対する知識及び意識の向上を図り、子どもの貧困の早期発見から早期支援につなげていきます。	子ども・子育て支援に関わる者	子ども政策課 子どもの未来応援担当室

第3節 生活を応援



(1) 子育て家庭の生活基盤が保たれるよう、子育てに伴う経済的負担を軽減する

親の経済状態や就労状況にかかわらず、子育て家庭の日々の生活を安定させるため、経済的支援を実施するとともに、必要な世帯へ支援の利用を促すことが必要です。

① 子どもと子育て家庭の状況に応じた経済的支援を推進する

世帯状況や所得に応じて、児童扶養手当や各種手当等の支援を行い、各家庭の状況に則した経済的支援を着実に実施します。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
73	児童手当	児童の健全育成を図るため、中学校修了前までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	0歳～中学生	子育て支援課 児童給付担当室
74	子ども医療費助成制度	中学校修了前までの児童にかかる医療費（保険診療分）の自己負担額（全部または一部）を助成します。	0歳～中学生	子育て支援課 児童給付担当室
75	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父または母と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳まで）の児童を養育している保護者等に支給します。	0歳～18歳	子育て支援課 児童給付担当室
76	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限額未満である家庭）に対し、保険診療分の医療費の自己負担額（全部または一部）を助成します。	0歳～18歳の児童とその保護者	子育て支援課 児童給付担当室
77	入院助産制度	経済的理由により病院や助産所に入院して出産することができないと認められる人が、受けられる制度です。	妊婦	子ども家庭相談課
78	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産育児一時金を支給します。	出産後の保護者	国保年金課
79	遺児手当	両親または父もしくは母を亡くした義務教育終了前までの遺児を扶養している保護者等に支給します。	0歳～中学生	子育て支援課 児童給付担当室

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
80	就学援助費	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方等、その他経済的な理由により子どもを就学させることが困難な家庭に学用品費や給食費等を援助します。	松戸市に在住し、公立小中学校に通学している児童生徒の保護者(所得制限あり)	学校財務課
81	生活保護法による各種扶助費	生活保護受給者に対し、不足分について、教育扶助(義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの)を行います。	生活保護受給者	生活支援一課 生活支援二課
82 新規	幼児教育・保育の無償化	3歳児～5歳児の保育所(園)、認定こども園の保育料及び小規模保育施設、施設型給付幼稚園を含む0歳児～2歳児の非課税世帯の保育料は不徴収。また、未移行幼稚園の入園料、保育料、預かり保育料、認可外保育施設の保育料を上限額の範囲で給付します。	3歳児～5歳児までの児童、または0歳児～2歳児の非課税世帯の児童の保護者	幼児教育課 保育課 保育課入所入園担当室
83 新規	幼稚園の預かり保育料の助成	保育の要件を満たし、市の指定する幼稚園で預かり保育を利用した場合、国の無償化超過分の費用の一部を助成します。	3歳児～5歳児	幼児教育課
84	認可外保育施設保育利用料の助成	県の指導監督基準を満たす認可外保育施設に入所し、一定の基準を満たす児童に対し、保育利用料の助成を行います。	0歳児～2歳児	保育課入所入園担当室
85	実費徴収に係る補足給付を行う事業(利用者実費負担軽減)	保育所(園)・認定こども園等において実費徴収が行うことが出来るとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用等」行事費について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。未移行幼稚園については、一定の条件を満たした子どもの給食費において、副食費の一部を免除します。	0歳児～5歳児	幼児教育課 保育課 保育課保育運営担当室
86	放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブの利用について、生活保護世帯または就学援助世帯の利用料を減免します。	小学生	子育て支援課
87	ファミリー・サポート・センター利用料の助成	ファミリー・サポート・センターの利用について、児童扶養手当受給世帯は利用料の半額を助成します。	0歳～小学生	子育て支援課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
88	病児・病後児保育利用料減免	病児・病後児保育の利用について、生活保護世帯または市民税非課税世帯の利用料を免除します。	生後57日～小学生	子育て支援課
89 新規	幼児同乗用自転車等購入支援	子育て家庭が幼児同乗用自転車を購入する際の費用の一部を助成し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図ります。	未就学児を2名以上養育する者	子育て支援課
90	未熟児養育医療費助成	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする子ども	子ども家庭相談課
91	社会福祉協議会での生活福祉資金貸付制度	失業等により、所得が少ない世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と相談支援を行っています。	生計維持のため貸付を必要とする世帯	社会福祉協議会(地域福祉課)



病児・病後児保育

(2) 社会的支援が必要な家庭への支援を強化する

子育て世帯の経済的自立や生活の安定に向けて、保護者の就労支援や学び直しの支援が求められています。

① ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を整備する

就労による自立や生活の安定を図るため、職業紹介や就労支援などを行い、保護者の就労機会の確保に努めます。また、手当の支給、子どもの学習支援、母子生活支援施設などの支援体制を整備します。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
92 重点	母子・父子自立支援プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）の保護者	子育て支援課
93 重点	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）の保護者	子育て支援課
94	ひとり親家庭高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）の保護者	子育て支援課
95	ジョイントワーク松戸	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等	生活支援一課 子育て支援課
96	家計改善支援事業	生活困窮者の家計の再建を支援するため、専門家による家計相談を実施します。	経済的に困窮している人	生活支援一課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課 (室)
97 新規 重点	養育費・面会交流に関する支援	離婚によって子どもが受ける心理的、経済的負担を最小限にとどめるため、離婚前後の保護者に対して養育費の継続的な確保のための保証契約や、公正証書作成にかかる費用の助成、適切な面会交流の実施を支援します。	離婚前後の保護者	子育て支援課
98 新規 重点	ひとり親向け交流会	経済的困窮や孤独になりがちなシングルマザーが同じ境遇の母親と時間を共にし、つながりのきっかけを作るための、ワークショップと交流会を実施します。	ひとり親世帯の保護者	男女共同参画課
99 重点	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生・中学生・高校生	生活支援一課 子育て支援課
100 新規 重点	ひとり親家庭児童学力向上支援業務	ひとり親家庭の経済的格差が学力や進学、就職に影響を与えることがないよう、子どもの学習支援事業を利用する児童のうち学習意欲が高く、基礎学力以上の学力習得を目指す生徒に対し、学習塾に通う費用を助成します。	児童扶養手当受給世帯（生活保護世帯を除く）の中学校2・3年生、高等学校2・3年生	子育て支援課
101	ひとり親世帯の保育所（園）入所選考	保育（2・3号）認定施設の入所選考について、利用調整基準の加算項目に「母子・父子家庭」の項を設けて審査を行います。	ひとり親世帯	保育課入所入園担当室
102	母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、（一定の基準を満たした）配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子、及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援することを目的とする施設です。面接相談をした上で、入所が必要と判断された場合に入所することができます。	配偶者のない、またはこれに準ずる事情の母親と子ども	子育て支援課
再掲 39 重点	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
再掲 75	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父または母と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（一定の障害がある場合は20歳まで）の児童を養育している保護者等に支給します。	0歳～18歳	子育て支援課 児童給付担当室

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
再掲 76	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限額未満である家庭）に対し、保険診療分の医療費の自己負担額（全部または一部）を助成します。	0歳～18歳の児童とその保護者	子育て支援課 児童給付担当室
再掲 79	遺児手当	両親または父もしくは母を亡くした義務教育終了前までの遺児を扶養している保護者等に支給します。	0歳～中学生	子育て支援課 児童給付担当室

② 外国籍の家庭への支援を推進する

本市では、外国籍の方の人口が増加傾向にあるため、日本語を母語としない方へ日本語学習の支援の充実を図るなど、言葉の理解がスムーズになるように支援を行います。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
103	国際理解教育推進業務による日本語指導	日本語指導協力者が、母語を交えた日本語指導を行います。また、授業中そばにつき添って通訳をします。必要に応じて、学校と保護者間の通訳も行います。	小中学生	学習指導課
104 新規	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、日本語で困っている等、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供します。	日本語を母語としない小中学生	国際推進課
105 新規 重点	日本語教室	（公財）松戸市国際交流協会の主催で、15歳以上の松戸市民を対象に初級・ビジネス初級・中級の日本語教室を開催しています。	15歳以上の市内在住、在学、在勤の方	（公財）松戸市国際交流協会
106 新規	外国人の子どもへの読書支援	外国語絵本等の資料を収集し提供します。	日本語を母語としない子ども	図書館
再掲 50	外国人相談	英語、中国語ほか、モバイル通訳機を活用し、13か国語による相談を実施しています。	日本語を母語としない市民	広報広聴課 広聴担当室

(3) 子どもと子育て家庭が安定した生活を送れるよう、親子の生活基盤を支える支援を推進する

すべての子育て家庭が安定した生活を送れるよう、保護者の自立支援や育児負担の軽減を図るとともに、親子の健康の維持・増進を図る必要があります。

① 保護者の生活の自立に向けた支援を行う

保護者の就労による自立や生活の安定を図るため、職業紹介や就労支援などを行い、保護者の就労機会の確保に努めます。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
再掲 39 重点	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に母子・父子自立支援員が応じ、必要な支援を行います。	母子または父子世帯及び寡婦世帯	子育て支援課
再掲 41	松戸市自立相談支援センター	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立の促進を図ることを目的として、個々の状況に応じた包括的な相談支援を行います。	経済的に困窮している人	生活支援一課
再掲 92 重点	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）の保護者	子育て支援課
再掲 93 重点	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）の保護者	子育て支援課
再掲 94	ひとり親家庭高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	児童扶養手当受給世帯（同等の所得水準にある場合を含む）の保護者	子育て支援課
再掲 95	ジョイントワーク松戸	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等	生活支援一課 子育て支援課
再掲 96	家計改善支援事業	生活困窮者の家計の再建を支援するため、専門家による家計相談を実施します。	経済的に困窮している人	生活支援一課

② 保護者の育児負担を軽減する

子育て家庭のさまざまなニーズにより、一時的に保育が必要となった乳幼児を預かり、育児負担の軽減に努めます。また、一時的に子どもを預かる子どもショートステイ等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合の支援を行います。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
107	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます(夜間・休日養護もあり)。	1歳以上 ～18歳未満	子ども家庭相談課
108 重点	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズに対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園の送迎や預かり等、育児についての助け合いを行います。	生後4か月 ～小学生	子育て支援課
109	一時預かり事業	幼稚園・保育所(園)・ほっとる一む等で、一時的に子どもを預かります。未移行幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。	生後6か月 ～就学前児童	幼児教育課 保育課 子育て支援課 子どもわかもの課
再掲 54 重点	産後ケア事業	出産後、家族等から十分な育児等の支援が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業(宿泊型・訪問型・日帰り型)を実施します。	生後4か月 未満の乳児 と産婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室
再掲 55 重点	養育支援訪問	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。	支援が必要な家庭	子ども家庭相談課 母子保健担当室

③ 就労と子育てを両立できる保育環境を充実させる

子育て家庭の経済的自立や生活の安定に資する取組を推進するとともに、就労と子育てが両立できる環境づくりを進めるため、保育等のサービスや放課後に関わる事業など、必要な支援を行います。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
110	保育施設の充実	民間の活力を活かし、保育需要に応じた認可保育所の整備を推進します。また、児童の安全確保のため、保育所の耐震対応等の老朽化対策を推進します。	未就学児の保護者	保育課 保育課保育運営担当室
111	延長保育事業	保育所（園）等へのお迎えが、基本の保育時間（施設が設定する時間帯、標準時間認定11時間、短時間認定8時間）を超える場合に延長して保育します。	就学前の子ども の保護者	保育課
112	幼稚園の預かり保育の推進	働いている世帯の子どもが幼稚園を利用できるように、幼稚園の通常の時間以外に長時間の保育を行う預かり保育を推進します。	3歳児 ～5歳児	幼児教育課
113	送迎保育ステーション	保護者が就労していても幼稚園の教育を選択しやすくするため、指定幼稚園までバスで送迎します。	3歳児 ～5歳児	保育課保育運営担当室
114	病児・病後児保育事業	病期中または病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。	生後57日 ～小学生	子育て支援課
115	保育士等確保事業	指定保育士養成施設で修学し、卒業後に保育士として市内民間保育所等に勤務する意志のある方に対して無利子で修学資金を貸し付けるなどします。	市内民間保育所等に勤務する意志のある方	保育課保育運営担当室
再掲 23	放課後児童クラブ事業	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。	小学生	子育て支援課
再掲 24	放課後KIDSルーム事業	学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して学習や体験活動を行える場所を提供します。	小学生	子育て支援課
再掲 101	ひとり親世帯の保育所（園）入所選考	保育（2・3号）認定施設の入所選考について、利用調整基準の加算項目に「母子・父子家庭」の項を設けて審査を行います。	ひとり親世帯	保育課入所入園担当室
再掲 108	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズへ対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園の送迎や預かり等、育児についての助け合いを行います。	生後4か月 ～小学生	子育て支援課

④ どのような環境の家庭においても親子の健康の維持・増進を図る

どのような環境の家庭においても安心して妊娠・出産から子育て期を過ごせるように、各種健康診査の助成や歯科指導を行うなど、すべての親子が健康で生活できる環境づくりを推進します。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
116	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させていきます。	初めて母親・父親になる人	子ども家庭相談課 母子保健担当室
117	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。	0歳 ～高校生	健康推進課
118	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「食育の『わ』を広げよう」をキャッチフレーズとした「第3次松戸市食育推進計画」のもと、食育を進めています。	市民	健康福祉政策課
119	わんぱく歯科くらぶ	むし歯予防（歯と口腔の健康のため）の教室を実施します。	2歳2か月 ～3歳5か月	子ども家庭相談課 母子保健担当室
120	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育所・幼稚園等で実施しています。	4・5歳児	子ども家庭相談課 母子保健担当室
121	学校保健啓発事業	歯科衛生に関する正しい知識の普及・関心の向上、歯科疾患の予防・早期発見・治療を目的とした事業を実施しています。	小中学生	学務課 学校保健担当室
再掲 45	保健福祉センターでの健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なこと等について電話や面接で相談に応じています（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）。	妊娠期 ～子育て中の保護者	子ども家庭相談課 母子保健担当室
再掲 52	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。また、妊娠中に1回、市内の歯科委託医療機関において、無料で歯科健康診査を受けられます。	妊婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課 (室)
再掲 53 新規	産婦健康診査	産後うつや新生児虐待の予防等を 図るため、出産後間もない産婦に 対する健康診査を実施します。	概ね 産後1か月 までの産婦	子ども家庭相談課 母子保健担当室
再掲 57	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図るた め、「乳児健康診査」「乳児股関節 健診」「1歳6か月児健康診査」「3 歳児健康診査」を実施します。	乳幼児	子ども家庭相談課 母子保健担当室
再掲 77	入院助産制度	経済的理由により病院や助産所に 入院して出産することができない と認められる人が、受けられる制 度です。	妊婦	子ども家庭相談課

第4節 学びを応援



(1) どのような環境にある子どもであっても将来にわたって安心して教育が受けられるように教育費の負担を軽減する

経済的な理由により就園・就学が困難となることがないよう、また、生活困窮度が高くても安心して教育が受けられるよう教育費負担の軽減を行う必要があります。

① 生活困窮度の高い子育て家庭の教育費の負担を軽減する

家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが等しく教育を受ける機会を確保するため、経済的理由により子どもが教育の機会を逸することのないよう教育費の負担の軽減や学習支援等を実施します。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
122	高等学校入学資金貸付制度	生活困窮により入学困難な家庭の子どもが、高等学校に入学する際に、入学金等一時的に必要な資金を無利子で貸し付けます。	中学3年生の保護者等	子育て支援課 児童給付担当室
123	奨学資金の貸付け(無利子)	経済的な理由で就学が困難な方に対して、無利子の奨学資金の貸付けを行っています。	高校生	千葉県教育委員会
再掲 80	就学援助費	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方等、その他経済的な理由により子どもを就学させることが困難な家庭に学用品費や給食費等を援助します。	松戸市に在住し、公立小中学校に通学している児童生徒の保護者(所得制限あり)	学校財務課
再掲 81	生活保護法による各種扶助費	生活保護受給者に対し、不足分について、教育扶助(義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴って必要なもの)を行います。	生活保護受給者	生活支援一課 生活支援二課
再掲 82 新規	幼児教育・保育の無償化	3歳児～5歳児の保育所(園)、認定こども園の保育料及び小規模保育施設、施設型給付幼稚園を含む0歳児～2歳児の非課税世帯の保育料は不徴収。また、未移行幼稚園の入園料、保育料、預かり保育料、認可外保育施設の保育料を上限額の範囲で給付します。	3歳児～5歳児までの児童、または0歳児～2歳児の非課税世帯の児童の保護者	幼児教育課 保育課 保育課入所入園担当室

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課 (室)
再掲 83 新規	幼稚園の預かり 保育料の助成	保育の要件を満たし、市の指定する幼稚園で預かり保育を利用した場合、国の無償化超過分の費用の一部を助成します。	3歳児 ～5歳児	幼児教育課
再掲 99 重点	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上を目指します。	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生・中学生・高校生	生活支援一課 子育て支援課
再掲 100 新規 重点	ひとり親家庭児童学力向上支援業務	ひとり親家庭の経済的格差が学力や進学、就職に影響を与えることがないよう、子どもの学習支援事業を利用する児童のうち学習意欲が高く、基礎学力以上の学力習得を目指す生徒に対し、学習塾に通う費用を助成します。	児童扶養手当受給世帯（生活保護世帯を除く）の中学校2・3年生、高等学校2・3年生	子育て支援課

(2) すべての子どもが、それぞれの能力や可能性を伸ばすことができるよう、学びの機会を充実させる

すべての子どもたちが家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に自分らしく挑戦できるよう、学力の定着と学習意欲の向上を図る必要があります。

① すべての子どもが学力を身に付ける機会を確保する

家庭環境や経済状況に左右されず、子どもたちが適切な生活習慣や学力を身に付け、その可能性を最大限伸ばせるよう学校でのきめ細かな指導を推進します。また、生活困窮世帯やひとり親世帯等の子どもを対象とした学習支援事業により学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し、受験のための進学支援等を行います。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課 (室)
124 新規	言語活用科	全ての学習の基礎となる思考力・判断力・表現力を養う日本語分野と小学校から系統立てた英語学習を進める英語分野により構成された小中一貫教育を推進し、子どもたちの生きる力を育てます。	小中学生	学習指導課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
125 新規	ICTを活用した学習(GIGAスクール構想)	誰一人取り残すことなく、多様な子どもたちの資質・能力を育成できるよう、効果的にICTを活用し、協働学習や個別学習を充実させます。	小中学生	学習指導課
126 新規	中学校夜間学級事業(第一中学校みらい分校)	さまざまな理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等により学び直しを希望する人が学べる公立中学校の夜間学級を開設します。	学齢期を超えた市内在住の方	学務課
再掲 20	まなび助っ人の配置	児童生徒の学力向上と地域人材の活用を図るため、学校ごとに「まなび助っ人(補習支援員)」を募集し配置します。	小中学生	学習指導課
再掲 24	放課後KIDSRoom事業	学校施設を活用して、小学生が放課後等に安全に安心して学習や体験活動を行える場所を提供します。	小学生	子育て支援課
再掲 99 重点	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生・中学生・高校生	生活支援課 子育て支援課
再掲 100 新規 重点	ひとり親家庭児童学力向上支援業務	ひとり親家庭の経済的格差が学力や進学、就職に影響を与えることがないように、子どもの学習支援事業を利用する児童のうち学習意欲が高く、基礎学力以上の学力習得を目指す生徒に対し、学習塾に通う費用を助成します。	児童扶養手当受給世帯(生活保護世帯を除く)の中学校2・3年生、高等学校2・3年生	子育て支援課

言語活用科

松戸市独自の教科である、「言語活用科」では、小学1年生から中学3年生まで、日本語と英語両分野からの学びを通して、論理的・批判的思考力やコミュニケーション能力を身につけることを目指しています。小中一貫したカリキュラムでの「ことばの教育」を進め、グローバル化する社会で活躍できる力を子どもたちに育みます。



ICTを活用した学習（GIGAスクール構想）

ICTをよりよい学びを実現するための手段と捉え、ICT活用が日常となる時代を生きる子どもたちに、情報活用能力を育成するとともに、一人ひとりの能力や特性に応じた「個別学習」、教え学び合う「協働学習」を通じて学力向上に取り組んでいます。



夜間中学みらい分校

みらい分校は、さまざまな理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等により学び直しを希望する人が学べる公立中学校の夜間学級です。教員免許を持っている教員が、中学校の教科を教えており、さまざまな年齢、国籍の生徒が生き生きと学んでいます。



英語の授業風景

② 学習面で配慮が必要な子どもの学習を支援する

不登校がちになっている場合や、外国にルーツを持つなどにより日本語が不自由な場合、また、障害がある場合など、配慮が必要な子どもとその保護者への支援の推進を図ります。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
127	適応指導教室 (ふれあい学級)	不登校児童生徒が教育相談を行う過程で、適応指導教室への通級を通して、集団への適応力を高め社会的自立を目標に段階的な支援を行っています。	4年生以上の小中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒	児童生徒課
128	学校教育相談業務(就学相談・教育相談)	子どもの発達課題や就学先・不登校傾向等について、専門的立場から相談に応じます。	年長から小中学生とその保護者	児童生徒課
再掲 20	まなび助っ人の配置	児童生徒の学力向上と地域人材の活用を図るため、学校ごとに「まなび助っ人(補習支援員)」を募集し配置します。	小中学生	学習指導課
再掲 28 重点	学校教育相談業務(スクールソーシャルワーカー活用事業)	スクールソーシャルワーカーが、地域の関係機関と連携しながら児童生徒の課題解決のため家庭環境に福祉的アプローチを行います。	小中学生	児童生徒課
再掲 61 新規	学校・家庭支援ステーション(ほっとステーション)訪問相談	家から出られない児童生徒の家庭に対し、アウトリーチ型の支援相談を行います。また、ほっとステーションに来室してくる児童生徒の居場所として、運動や遊び、学習活動への支援を行っています。	小中学生とその保護者	児童生徒課
再掲 103	国際理解教育推進業務による日本語指導	日本語指導協力が、母語を交えた日本語指導を行います。また、授業中そばに付き添って通訳をします。必要に応じて、学校と保護者間の通訳も行います。	小中学生	学習指導課
再掲 104 新規	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、日本語で困っている等、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供します。	日本語を母語としない小中学生	国際推進課
再掲 105 新規 重点	日本語教室	(公財)松戸市国際交流協会の主催で、15歳以上の松戸市民を対象に初級・ビジネス初級・中級の日本語教室を開催しています。	15歳以上の市内在住、在学、在勤の方	(公財)松戸市国際交流協会

ふれあい学級

ふれあい学級（松戸市適応指導教室）は、松戸市独自の不登校児童生徒への支援システムです。

教育相談を行う過程で、ふれあい学級への通級を通して、集団への適応力を高め、社会的自立を目標に段階的な支援を行っています。



③ 学校や地域において、さまざまな体験活動の機会を提供する

体験活動は、子どもの成長の糧として、豊かな人間性、自ら学び・考える力などの生きる力を養うものとして期待され、地域の多様な世代と交流する場としても重要であることから、さまざまな体験活動の機会の提供について、より一層の充実を図ります。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
129 重点	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、市内の中学校と高校で乳幼児の親子とのふれあい体験を実施します。	中高生	子育て支援課 子どもわかもの課
130 重点	こどもモニター	子どもたちの意見が市政に反映できるように、こどもモニターの事業を推進します。	小中学生	子どもわかもの課
131 新規 重点	子どもの体験プログラムの実施	主に小学生を対象に、夏休み等を利用して、スポーツ・ものづくり等、さまざまな体験プログラムを実施し、子ども同士や地域の大人・若者との世代間交流もできる場を提供します。	小学生	社会教育課
132	青少年教室・青年講座	青少年の学びと自立を育むため、多様な体験や交流、学びの機会の充実を図り、学校や家庭以外の自主的な活動や体験の機会を提供します。	小学生 ～青年期	社会教育課
133	Let's体験の実施	中学生から20代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場で、ボランティア活動を体験します。	中学生～ 高等教育期	市民自治課(まつど市民活動サポートセンター)
134	博物館学習支援事業	「米づくりと展示づくり」など、楽しみながら歴史の学習ができる「こども体験教室」を開催します。	小中学生	文化財保存活用課 博物館
再掲 3 重点	ゲットユアドリーム	中学生が、地域のさまざまな職業や経歴の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢を考える機会を提供します。	中学生	子どもわかもの課
再掲 4 新規 重点	子どもの体験活動支援	体験活動の機会が乏しい生活困窮層の子どもたちが参加できる体験イベント等を実施・支援し、子どもたちの将来の夢を培います。	小中学生	子ども政策課 子どもの未来 応援担当室
再掲 5	夢の教室の実施	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめさまざまな種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じて子どもたちに伝えていきます。	小学生	スポーツ課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
再掲 58 新規	支援が必要な児童に対する自立支援	ヤングケアラーや不登校等、特に支援が必要な児童（松戸市児童虐待防止ネットワークの支援対象児童等）に対して、見守り体制を強化するとともに、将来的な自立を促進するため、訪問による食事の提供等を通じた子どもの状況把握や自立支援相談を行うほか、基本的な生活習慣の習得支援、学習習慣定着等の支援を実施します。	松戸市児童虐待防止ネットワークの支援対象児童等	子ども家庭相談課

夏休みは遊びの基地 青少年会館へ！

主に小学生を対象に、夏休み等で、スポーツ・ものづくり等、さまざまな体験プログラムを実施しています。プログラムへの参加はもちろん、青少年会館で自由に遊ぶこともできます。



中高生と乳幼児のふれあい体験

(3) すべての子どもが健やかに育つように、家庭教育についての理解を深める取組を推進する

子どもが基本的な生活習慣・生活能力、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担う家庭教育について、理解を深めることが必要です。

① 家庭教育についての大切さを普及啓発し、理解を深める

さまざまな子育ての情報を提供するとともに、発信の方法を検討し、性教育も含めた家庭教育の重要性が理解され、子育てに対する安心感・充実感を持つことができるように、保護者が学ぶ機会を提供します。

【主な事業】

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
135	ブックスタート事業	乳児家庭全戸訪問の際に「ブックスタート・パック」を贈り、絵本を通じて乳児と保護者がゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを作ります。	乳児家庭全戸訪問対象の乳児とその保護者	幼児教育課
136	親力向上セミナー	子育て中の保護者と接する機会の多い、地域子育て支援拠点のスタッフ等の支援者がスキルアップし、関わるができるよう、研修や講座を実施します。	支援者及び保護者	子どもわかもの課
137	松戸市版幼児家庭教育の推進	「まつどっ子未来のために今」(幼児家庭教育パンフレット)の普及、パートナー講座、講演会を通じて、保護者の学びや育ちを支えます。	保護者	社会教育課
138	親のための性教育	親が「性」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように取り組んでいきます。	保護者	男女共同参画課
139	思春期保健業務	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように、パートナー講座「親のための性教育」の実施、電話や面接での相談に応じています。	保護者	子ども家庭相談課 母子保健担当室
再掲 33	家庭教育力向上の支援	子どもの発達段階に応じた、家庭教育力の向上を支援します。全小学校に「家庭教育学級」を設置し、学校と連携し保護者の学びを支援しています。	保護者	社会教育課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課 (室)
再掲 116	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めていきます。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させていきます。	初めて 母親・父親に なる人	子ども家庭相談課 母子保健担当室



家庭教育力向上の支援

第5節 仕事を応援



(1) 保護者の生活基盤の向上に向け、安定した就労につながるよう支援する

子育て世帯の経済的自立や生活の安定に向けて、保護者の就労支援や学び直しの支援を行う必要があります。

① 保護者に対する就労に関する情報提供及び相談の充実を図る

就労していない、または非正規雇用等で生活が不安定な世帯の保護者に対し、就労に関する情報提供及び相談の充実を図ります。また、保護者の就労機会の確保などの支援を行っていきます。

【主な事業】

※「新規」は、平成30年度以降の新規事業を示す。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
140	就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な人に対し、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。	経済的に困窮している人	生活支援一課
141	生活保護受給者に対する就労支援	キャリアコンサルティング、履歴書・面接対策、職業紹介等の就労支援を行います。また、すぐ就労することが困難な人に就労する準備として生活習慣や社会的能力の形成、就労体験の場の提供などを行います。	生活保護受給者	生活支援一課 生活支援二課
142 新規	就職氷河期世代キャリアチャレンジ事業	就職氷河期世代の就労・正社員化を促進するため、社会人基礎力の向上の支援及び市内企業とのマッチングを図ります。	概ね35歳以上49歳以下の非正規で働く就職氷河期世代の人	商工振興課
143	求人・求職対策支援業務 (就労支援サイト Let's まつど)	Let's まつどは、事業者と求職者を結ぶ松戸市の就労支援サイトです。松戸市と松戸市周辺の求人情報に加え、松戸市で実施しているセミナーや合同企業説明会などの情報も掲載しています。	就労を希望する市民	商工振興課
144	まつど女性就労・両立支援相談事業	子育て・介護等との両立等、個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアコンサルタントが個別にカウンセリングを行い、子育てや介護のサービス等の情報提供をしながら就労支援を行っています。	就労または就労継続を希望する女性	男女共同参画課

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
145	再就職支援事業	ハローワーク松戸と連携した再就職支援セミナー等を実施します。	就労を希望する女性	男女共同参画課
146	労働支援事業 (労働相談)	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラ等労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。	勤労者	商工振興課
再掲 92 重点	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。	児童扶養手当受給世帯 (同等の所得水準にある場合を含む)の保護者	子育て支援課
再掲 95	ジョイントワーク松戸	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等	生活支援一課 子育て支援課

まつど女性就労・両立支援相談事業

就労を望む女性の希望が叶えられるよう、男女共同参画センターでは「まつど女性就労・両立支援相談」を実施しており、キャリアコンサルタントが一人ひとりのお話を聞いて仕事をしたい女性たちを支援しています。

家事・育児・介護などとの両立を図るための情報提供やハローワークとの連携による仕事の紹介など個々のライフスタイルに合った就労ができるよう、再就職と就労継続、起業等の相談を行っています。



② 保護者に対する就労に役立つ資格取得や学び直しを支援する

ひとり親家庭の生活安定を図るため、専門的スキルを修得し、資格を取得するための支援や、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に助成金を支給するなど、就労に役立つ学び直しを支援します。

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
147	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親またはその子どもが、より良い条件での就業や転職をするために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、助成金を支給します。	ひとり親家庭の保護者とその子ども	子育て支援課
再掲 93 重点	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。	児童扶養手当受給世帯(同等の所得水準にある場合を含む)の保護者	子育て支援課
再掲 94	ひとり親家庭高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。	児童扶養手当受給世帯(同等の所得水準にある場合を含む)の保護者	子育て支援課
再掲 105 新規 重点	日本語教室	(公財)松戸市国際交流協会の主催で、15歳以上の松戸市民を対象に初級・ビジネス初級・中級の日本語教室を開催しています。	15歳以上の市内在住、在学、在勤の方	(公財)松戸市国際交流協会

(2) 子どもの社会的自立に向け、安定した就労につながるよう支援する

貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもが抱えている現在の不安や困難を取り除くとともに、子どもがその能力・適正に応じて希望する進路に進んでいけるよう、子ども自身の成長や就労につながる取組が必要です。

① 子どもや若者が安定した就労につながるよう、就労支援や相談支援の充実を図る

生活困窮世帯等の子どもを対象に将来の就職に向けた相談等の支援を行います。また、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者を対象に、就職のための資格取得の支援等、社会的自立に向けた支援を行います。

【主な事業】

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
148	地域若者サポートステーション	ニート等の若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（キャリア開発プログラム）や臨床心理相談等を実施します。	15歳以上～概ね49歳までの現在無業の人	商工振興課
149	若者就労支援業務（まつど合同企業説明会）	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。	15歳以上～概ね49歳までの就職を希望する人	商工振興課
150	生活保護法による各種扶助費（生業扶助費）（技能修得、就職支度費）	生活保護受給者に対し、不足分について、技能習得に関する扶助（授業料、教科書、教材費等）を行います。ただし、これによって自立助長に効果が見込まれる場合に限り、就職が確定した場合で、働くのに必要な衣類、道具などの費用がない場合には、就職支度費を支給します。	生活保護受給者	生活支援一課 生活支援二課
再掲 147	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親またはその子どもが、より良い条件での就業や転職をするために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、助成金を支給します。	ひとり親家庭の保護者とその子ども	子育て支援課

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーションは、働くことに悩みのある15～49歳までの現在仕事に就いていない方、週20時間未満で働く方とじっくり向き合い、「自分らしく働く」土台を作っていくための就職支援機関です。

個々人のニーズに合わせて、個別相談（キャリアコンサルティング）、就職準備セミナー、職場見学・体験をアレンジし、就職活動のバックアップを行っています。



第6節 住まいを応援



(1) 子育て家庭の生活基盤の安定に向け、住居にかかわる支援を推進する

住宅は生活の重要な基盤であり、誰もが安心して暮らしていけるよう、居住の安定確保を図る必要があります。

① 生活困窮度の高い子育て家庭に対し、住居確保に向けた支援や住居にかかる費用負担の軽減に取り組む

ひとり親世帯等で住居に困っている子育て世帯について、市営住宅に係る優先入居、入居者負担の軽減のほか、子育て世帯等の住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の情報提供等を行います。

【主な事業】

No.	名称	事業概要	主な対象者	担当課(室)
151	市営住宅の入居者優遇措置	母子・父子世帯の申込の際、抽選の優遇措置が受けられます。	ひとり親世帯	住宅政策課
152	市営住宅の費用負担の軽減	市営住宅の家賃算定の際、母子・父子等控除を行い、費用負担に配慮します。	ひとり親世帯	住宅政策課
153	住宅確保要配慮者への居住支援サービス	高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報提供を行います。	高齢者、障害者、子育て世帯等	住宅政策課
154	一時生活支援事業	一定の住居を持たない人や住居形態が不安定な人等に対し、一定期間、宿泊場所や食事等を提供し、生活基盤を整えようとして住宅の確保や求職活動等の自立を支援します。	生活に困窮する一定の住居を持たない人等	生活支援一課
155	住居確保給付金	離職や自営業の廃止、または個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失した人または喪失するおそれのある人を対象に、家賃相当分の給付金を支給します。	住居を喪失している、またはそのおそれのある人	生活支援一課
156	生活保護法による各種扶助費(住宅扶助費)	生活保護受給者に対し、不足分について、住宅扶助(住居費、補修その他住宅の維持のために必要なもの)を行います。	生活保護受給者	生活支援一課 生活支援二課

○ 松戸市における妊娠・出産から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

妊娠前～出産直後		0～2歳	3～6歳	小学校	中学校	高等教育期
妊婦健診・妊婦 歯科健診						
ママパパ 学級						
妊婦訪問						
入院助産制度						
まつどDE子育てLINE						
親子すこやかセンター・保健福祉センター						
養育支援訪問						
幼児教育パンフレット						
子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談・婦人相談）						
食育の推進						
子育て支援機関による情報交換会						
子どもの未来応援講演会						
福祉相談機関連絡会						
民生委員・児童委員による見守り活動						
基幹相談支援センター						
ひとり親家庭相談						
福祉まるごと相談窓口						
子育て情報サイト「まつどDE子育て」、アプリ「母子モ」、子育てガイドブック						
人権相談、外国人相談、外国人向けホームページ、多言語版生活ガイドブック、庁内通訳派遣等						
生活困窮者自立支援事業						
松戸市就労支援サイト「Let'sまつど」						
ジョイントワーク松戸						
まつど女性就労・両立支援相談						
ひとり親家庭就労支援事業（自立支援プログラム、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等）						
松戸市自立相談支援センター						
市営住宅の入居者優遇措置						
市営住宅の費用負担の軽減						
住宅確保要配慮者への居住支援サービス						
一時生活支援事業						
住居確保給付金						
生活保護法による各種扶助費（住宅扶助費）						
産婦健診						
産後ケア事業						
乳児家庭 全戸訪問						
ブックスタート						
小規模保育施設						
各種乳幼児健診						
保育所（園）・認定こども園						
地域活動事業（園庭開放）						
おやこDE広場・子育て支援センター （子育てコーディネーター）						
乳幼児一時預かり事業						

妊娠前～出産直後	0～2歳	3～6歳	小学校	中学校	高等教育期	
	延長保育事業					
	ファミリー・サポート・センター					
	病児・病後児保育					
	児童手当					
	子ども医療費助成制度					
	遺児手当					
	児童館・こども館（家庭教育相談員・子育てコーディネーター）					
	予防接種事業					
	ひとり親家庭等医療費等助成					
	生活保護法に基づく教育扶助費、入学準備金、進学準備給付金、生業扶助費					
	児童扶養手当					
		わんぱく歯科くらぶ				
	こどもショートステイ					
		幼稚園の預かり保育料助成				
		幼稚園預かり保育				
		送迎保育事業				
		フッ化物洗口				
		幼保小連携				
	就学相談・教育相談					
		放課後の居場所				
		放課後児童クラブ				
		子ども夢フォーラム				
		子どもの体験活動支援				
		スクールソーシャルワーカー活用事業				
		学校支援地域連携事業				
		いじめの電話相談				
		言語活用科				
		まなび助っ人活用				
		適応指導教室				
		学校・家庭支援ステーション				
		就学援助費				
	青少年相談					
子どもの学習支援事業						
青少年教室・青年講座						
	ゲットユアドリーム					
	中高生の居場所づくり					
	中高生と乳幼児のふれあい体験					
	高等学校入学資金貸付					
	地域若者サポートステーション					
	合同企業説明会					
	若年無業者就労促進等費用助成					
	就職応援セミナー					





第5章
計画の推進

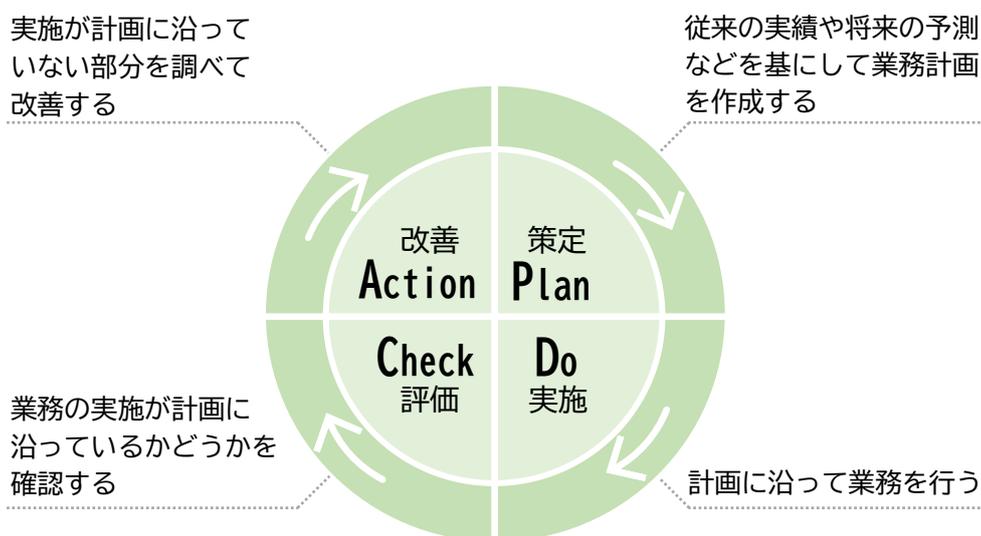
第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、NPO、地域の施設・機関・団体等の多様な主体と連携し、情報を共有しながら社会全体で総合的に取り組んでいきます。

また、市役所内の庁内横断的組織「子どもの未来応援検討チーム」において、本計画の推進について定期的に評価・検証を行うとともに、松戸市子ども総合計画の進捗管理と連動させた管理を行います。

第2節 計画の進捗管理

計画期間においては、国、県の施策や動向を注視しながら、各施策の進捗状況等を評価・検証し、支援を必要とする子どもやその家庭にとって効果的な対策をとれるように、適宜、各施策の修正・追加などを実施していきます（PDCAサイクルの導入）。さらに、平成26年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」は、概ね5年を目途に見直しを検討するとされていますので、その動向等も視野に入れながら実施していきます。



參考資料

1 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号 令和元年法律第四十一号による改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱(以下「大綱」という。)を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(教育の支援)

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(生活の安定に資するための支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

(経済的支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

(設置及び所掌事務等)

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大綱の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。
- 3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。
- 6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱
 ○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
 ○今般の大綱改定は、
 ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
 ○平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的	現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す 子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施
基本的方針	① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握 ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化 ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進
指標	ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）
指標の改善に向けた重点施策（主なもの）	
1. 教育の支援 ○ 学力保障、高校中退予防、中退後支援 の観点を含む教育支援体制の整備 <small>少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等</small> ○ 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施 2. 生活の安定に資するための支援 ○ 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援 <small>子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等</small> ○ 生活困窮家庭の親の自立支援 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ○ ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援 4. 経済的支援 ○ 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数等を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～） ○ 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上	
施策の推進体制等	
○ 地方公共団体の計画策定等支援 ○ 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用	

出典：内閣府資料

子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念	
○ 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。 ○ 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。	
II 基本的な方針	IV 指標の改善に向けた重点施策
○ 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ○ 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮 ○ 地方公共団体による取組の充実 など	教育の支援 ○ 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ○ 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障 ○ 高等学校等における修学継続のための支援 ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援 ○ 大学等進学に対する教育機会の提供 ○ 特に配慮を要する子供への支援 ○ 教育費負担の軽減 ○ 地域における学習支援等 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ○ 職業生活の安定と向上のための支援 ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現 ○ ひとり親に対する就労支援 ○ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 生活の安定に資するための支援 ○ 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等 ○ 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援、保育等の確保 等 ○ 子供の生活支援 ○ 子供の就労支援 ○ 住宅に関する支援 ○ 児童養護施設退所者等に関する支援 ・家庭への復帰支援、通所等後の相談支援 ○ 支援体制の強化 経済的支援 ○ 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施 ○ 養育費の確保の推進 ○ 教育費負担の軽減
III 子供の貧困に関する指標	施策の推進体制等
○ 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率 ○ 高等教育の修学支援新制度の利用者数 ○ 食料又は衣服が買えない経験 ○ 子供の貧困率 ○ ひとり親世帯の貧困率 など、39の指標	<子供の貧困に関する調査研究等> ○ 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究 ○ 子供の貧困に関する指標に関する調査研究 ○ 地方公共団体による実態把握の支援 <施策の推進体制等> ○ 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援 ○ 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開 ○ 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し

参考資料

出典：内閣府資料

3 国の子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

No.	指標		全国	松戸市
1	生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率		93.7% (平成30年4月1日現在)	92.1% (令和2年4月1日現在)
2	生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率		4.1% (平成30年4月1日現在)	4.2% (令和2年4月1日現在)
3	生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率		36.0% (平成30年4月1日現在)	41.7% (令和2年4月1日現在)
4	児童養護施設 の子供の 進学率	中学校 卒業後	95.8% (平成30年5月1日現在)	—
5		高等学校等 卒業後	30.8% (平成30年5月1日現在)	—
6	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)		81.7% (平成28年11月1日現在)	—
7	ひとり親 家庭の子供の 進学率	中学校 卒業後	95.9% (平成28年11月1日現在)	—
8		高等学校等 卒業後	58.5% (平成28年11月1日現在)	—
9	全世帯の子供の高等学校 中退率		1.4% (平成30年度)	—
10	全世帯の子供の高等学校 中退者数		48,594人 (平成30年度)	—
11	スクールソー シャル ワーカーに よる対応 実績のある学 校の割合	小学校	50.9% (平成30年度)	17.8% (令和2年3月31日現在)
12		中学校	58.4% (平成30年度)	35.0% (令和2年3月31日現在)
13	スクール カウンセラー の配置率	小学校	67.6% (平成30年度)	県15.6% (令和2年3月31日現在)
14		中学校	89.0% (平成30年度)	県100% (令和2年3月31日現在)
15	就学援助制度に関する周知 状況（入学時及び毎年度の 進級時に学校で就学援助制度 の書類を配布している市町村 の割合）		65.6% (平成29年度)	市内公立学校配布済 (令和2年3月31日現在)

「—」表記は、数値を算出していないもの

No.	指標		全国	松戸市
16	新入学児童 生徒学用品 費等の 入学前支給 の実施状況	小学校	47.2% (平成30年度)	令和元年度入学予定者 から実施
17		中学校	56.8% (平成30年度)	平成30年度入学予定者 から実施
18	高等教育の 修学支援 新制度の 利用者数	大学	—	—
19		短期大学	—	—
20		高等専門 学校	—	—
21		専門学校	—	—

「—」表記は、数値を算出していないもの

【生活の安定に資するための支援】

No.	指標		全国	松戸市
22	電気、ガス、 水道料金の 未払い経験	ひとり親世帯	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8% (平成29年)	—
23		子供がある 全世帯	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3% (平成29年)	—
24	食料又は衣服 が買えない 経験	ひとり親世帯	食料が買えない経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7% (平成29年)	—
25		子供がある 全世帯	食料が買えない経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9% (平成29年)	—
26	子供がある 世帯の世帯員 で頼れる人が いないと 答えた人の 割合	ひとり親世帯	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (平成29年)	—
27		等価世帯所 得第Ⅰ～Ⅲ +分位	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (平成29年)	—

「—」表記は、数値を算出していないもの

【保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

No.	指標		全国	松戸市
28	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	80.8% (平成27年)	—
29		父子世帯	88.1% (平成27年)	—
30	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	44.4% (平成27年)	—
31		父子世帯	69.4% (平成27年)	—

「—」表記は、数値を算出していないもの

【経済的支援】

No.	指標		全国	松戸市
32	子供の貧困率	国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	—
33		全国消費実態調査	7.9% (平成26年)	—
34	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	—
35		全国消費実態調査	47.7% (平成26年)	—
36	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	42.9% (平成28年度)	—
37		父子世帯	20.8% (平成28年度)	—
38	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合	母子世帯	69.8% (平成28年度)	—
39		父子世帯	90.2% (平成28年度)	—

「—」表記は、数値を算出していないもの

4 松戸市子どもの未来応援プラン策定経過

日付	名称	内容
令和2年6月22日	令和2年度第1回松戸市子どもの未来応援検討チーム会議（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子どもの未来応援プランの策定について ・子どもの未来応援懇談会の設置について
令和2年7月22日 ～8月7日	第1期松戸市子どもの未来応援プラン進捗状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度、31年度の進捗状況調査及び令和2年度の取組予定について調査を実施
令和2年9月4日 ～9月23日	支援団体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの支援に関わる専門職のヒアリングを実施
令和2年12月18日	令和2年度第2回松戸市子どもの未来応援検討チーム会議（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市子どもの未来応援プラン（平成30年度～令和2年度）の進捗状況について ・第2期松戸市子どもの未来応援プラン骨子案及び素案イメージについて ・第2期松戸市子どもの未来応援プランに掲載する各課の事業について
令和2年12月18日	令和2年度第1回松戸市子どもの未来応援懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期松戸市子どもの未来応援プラン骨子案及び素案イメージについて ・第2期松戸市子どもの未来応援プランに掲載する各課の事業について
令和3年3月25日	令和2年度第2回松戸市子どもの未来応援懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期松戸市子どもの未来応援プラン素案について
令和3年7月12日	令和3年度第1回松戸市子どもの未来応援検討チーム会議（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期松戸市子どもの未来応援プラン策定スケジュールについて ・第2期松戸市子どもの未来応援プラン素案について
令和3年7月26日	第1回子ども子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期松戸市子どもの未来応援プラン素案について
令和3年9月27日 ～10月4日	第1期松戸市子どもの未来応援プラン進捗状況調査	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の進捗状況調査及び令和3年度の取組予定について調査を実施
令和3年10月29日	令和3年度第2回松戸市子どもの未来応援検討チーム会議（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・松戸市子どもの未来応援プラン進捗状況調査の報告について ・第2期松戸市子どもの未来応援プランのパブリックコメントの実施について
令和3年11月15日	第2回子ども子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期松戸市子どもの未来応援プランのパブリックコメントの実施について

5 松戸市子どもの未来応援懇談会名簿

松戸市子どもの未来応援懇談会の構成員は次のとおりです。

No	分野	所属	氏名 (50音順)	備考
1	福祉関係	社会福祉法人晴香監事	沖 和 汎	
2	学識経験者	流通経済大学法学部准教授	坂野 喜隆	座長
3	学識経験者	聖徳大学心理・福祉部准教授	須 田 仁	
4	地域団体	NPO法人子どもの環境を守る 会Jワールド理事長	三 浦 輝 江	
5	教育関係	松戸市教育委員	山 田 達 郎	

6 子どもの未来応援検討チーム名簿

本計画策定期間における松戸市子どもの未来応援検討チーム（庁内組織）の構成員は次のとおりです。

No	分野	令和2年度	令和3年度
1	総務部行政経営課長	三根 秀洋	三根 秀洋
2	総合政策部政策推進課長	大竹 英貴	大竹 英貴
3	経済振興部商工振興課長	秋庭 良一	秋庭 良一
4	健康福祉部健康福祉政策課長	福井 進吾	飯野 幸子
5	福祉長寿部生活支援一課長	本木 健司	本木 健司
6	子ども部子ども政策課長（座長）	板花 克	板花 克
7	子ども部子育て支援課長	秋田 敦子	秋田 敦子
8	子ども部子どもわかもの課長	大川 潤	大川 潤
9	子ども部子ども家庭相談課長	長谷川 明美	長谷川 明美
10	子ども部幼児教育課長	齊藤 啓子	齊藤 啓子
11	子ども部保育課長	山内 将	山内 将
12	街づくり部住宅政策課長	岡田 卓	岡田 卓
13	生涯学習部教育企画課長	菊地 治秀	川野 康仁
14	学校教育部学務課長	近松 真哉	石橋 聡
15	学校教育部指導課長	吉野 桂子	菊地 聖子
16	学校教育部保健体育課長	加藤 将秀	久保田 昭彦
17	学校教育部教育研究所長	野崎 隆	佐藤 正大

7 子ども・子育て会議委員名簿

本計画策定期間（令和2年度から2年間）における松戸市子ども・子育て会議の委員は次のとおりです。

- 第4期委員 令和元年8月20日～令和3年8月19日
- 第5期委員 令和3年8月20日～令和5年8月19日

No	分類	団体の名称等	委員氏名 (50音順)	備考
1	関係団体	松戸市民生委員児童委員協議会	安達 里季	
2	学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	阿部 眞美子	
3	市民	公募市民	天田 由紀子	(～令和3年8月)
			明田 美紀恵	(令和3年8月～)
4	関係団体	千葉県助産師会	石垣 洋子	
5	事業者	松戸市おやこDE広場ネットワーク	石田 尚美	
6	関係団体	特定非営利活動法人 松戸市障害者団体連絡協議会	荻野 正美	
7	学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	神谷 明宏	
8	市民	公募市民	久川 洋子	
9	関係団体	公益社団法人 松戸歯科医師会	小松 世幸	
10	関係団体	松戸市子ども会育成会連絡協議会	坂 栄一	
11	学識経験者	流通経済大学 法学部	坂野 喜隆	
12	市民	公募市民	佐藤 慎一郎	(～令和3年8月)
			山田 美和	(令和3年8月～)
13	関係団体	公益財団法人 松戸市国際交流協会	千石 秀幸	
14	事業者	松戸市私立幼稚園連合会	寺田 美子	
15	関係団体	松戸市PTA連絡協議会	奈賀 綾子	(～令和3年8月)
			鈴木 公一	(令和3年8月～)
16	事業者	松戸市校長会	西郡 泰樹	
17	事業者	松戸市保育園協議会	久居 麻紀子	
18	事業者	松戸市放課後児童クラブ法人連絡会	百田 清美	
19	関係団体	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	文入 加代子	
20	関係団体	一般社団法人 松戸市医師会	松本 真輔	
21	事業者	児童養護施設 晴香園	宮下 宏幸	

8 | パブリックコメント（意見募集）の実施結果

■第2期松戸市子どもの未来応援プラン（案）に係る パブリックコメント（意見募集）の結果について

「第2期松戸市子どもの未来応援プラン（案）」の策定にあたり、市民の皆様から意見の募集をしたところ、5名の方からご意見をいただきました。

パブリックコメント手続実施結果の概要

①意見募集期間

令和4年1月4日（火）から令和4年2月3日（木）まで

②意見提出方法

持参、郵送、FAX、Eメール、電子メール（意見提出専用フォーム）

③資料の閲覧方法

松戸市ホームページ、子ども政策課、行政資料センター、まつど市民活動サポートセンター、各支所及び図書館（本館・分館）

④意見提出者数

5名

⑤意見総数

15件

⑥意見の取り下げ

0件

⑦回答数

15件

9 用語解説

【あ行】

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

NPO法人

NPOとは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合は、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

親子すこやかセンター（子育て世代包括支援センター）

母子保健法により市町村が設置するセンターで、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供しています。

おやこDE広場

概ね0歳～3歳児を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

【か行】

学校・家庭支援ステーション（ほっとステーション）

児童生徒・保護者の不安な気持ちをケアするために、「登校しぶり・不登校の相談・学習支援」「子育て相談・教育相談・進路相談」「日本語指導支援スタッフによる日本語指導、保護者の居場所づくり」などの機能を備え、アウトリーチ型の支援を行う拠点です。

基本的な生活習慣

生活習慣のうち、主に食事、排せつ、睡眠、着脱衣に関するものをいいます。

言語活用科

論理的・批判的思考力やコミュニケーション能力を身につけ、グローバル化する社会で活躍できる児童生徒の育成を目指し設定した松戸市独自の教科。文部科学省の「教育課程特例校」の指定を受け、松戸市では平成23年度から段階的に実践しており、「英語分野」と「日本語分野」の2本の柱により構成されています。

子育てコーディネーター

おやこDE広場や子育て支援センターで、子育ての悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援を行う者をいいます。

子育て支援センター

就学前児童を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保育園で実施しています。保護者の相談や交流の場としての機能もあります。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業のことです。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

子ども家庭総合支援拠点

市町村が、児童等に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点。平成28年改正児童福祉法において、当該支援拠点の整備が市町村の努力義務となりました（児童福祉法第10条の2）。

こども館

地域の子どもたち、子育て中の方が「安心して、楽しく過ごすことができる場」「出会い・ふれあう場」「体験の場」として、自由に利用できる施設。児童館的機能を備えています。

子ども食堂

子どもたちの食の支援、居場所の支援等を目的に、市民団体などが無料または低額で食事を提供するボランティア活動またはその場所をいいます。食事の提供だけでなく、子どもの学習支援や居場所提供等を併せて行っている子ども食堂もあります。

【さ行】

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具等に要する費用等の一部及び施設等利用給付の保護者に対する給食副食費の一部を助成する事業のことです。

児童館

子どもたちに健全で楽しい遊びを提供するための施設。地域の子どもたちが自由にきて遊び、大人（児童厚生員）とのかかわりのなかで季節に応じた行事に参加するなど、さまざまな活動をしています。児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つです。

児童虐待

保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことです。

児童相談所

子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関です。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市や特別区等も設置することができます。

児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効となりました。日本は1994年に批准しました。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

社会福祉協議会

社会福祉法第109条に位置付けられた社会福祉法人。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的として、市民の協力によって運営されています。

就職氷河期

日本のバブル経済崩壊後、大規模な就職難が社会問題となった時期。特に平成5年（1993）頃から平成17年（2005）頃までを指します。長期的な景気の冷え込みを氷河期（氷期）にたとえたものです。

就学援助

経済的な理由により就学が困難な子どもたちの保護者に対して、援助を行い、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度。

住宅確保要配慮者

住宅セーフティネット制度の対象となる要配慮者は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯（子どもが高校生相当以下）、その他住宅の確保に特に配慮を要する者です。

ジョイントワーク松戸

松戸市役所内に設置されたハローワークの出先機関。生活保護受給者、住宅支援給付受給者、児童扶養手当受給者等を対象に、福祉と連携した就労支援を行っています。

スクールカウンセラー

子どもの心のケアを行う専門家。児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有します。

スクールソーシャルワーカー

子どもが置かれた環境（家庭、友人関係等）への働き掛けを行う専門家。教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有します。

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業など専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活福祉資金貸付

所得が一定水準以下の世帯等を対象とした、低利または無利子の資金貸付です。

生活保護

病気や失業などのため、生活費や医療費等に困り、ほかに方法がないときは一定の条件により、援助が受けられる制度です。

【た行】

地域子育て支援拠点

地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。松戸市では「おやこDE広場」と「子育て支援センター」が地域子育て支援拠点です。

適応指導教室

不登校の児童・生徒を対象に、学校復帰を目指して支援を行う教室です。

【な行】

乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安等への助言や子育て支援に関する情報提供をし、社会からの孤立を防ぐことで、虐待の予防を図り、乳児の健全な育児環境を整備する事業のことです。

認可外保育施設

認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。

認可保育所

認可保育所は、法令などに定められた保育士の数や施設の面積などの基準を満たしていることについて、都道府県や政令市又は中核市から認可を受け、自治体の公費により運営されている施設です。

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。

妊婦健康診査

妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、問診や診察、血圧・尿検査等の検査、食事や生活に関する保健指導、血液検査等を医療機関等で実施します。

年少人口

0歳から14歳までの人口です。

【は行】

ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭のことをいいます。

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことです。

フッ化物洗口

永久歯のむし歯予防を目的に一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液で1分間ぶくぶくうがいをする方法です。

放課後KIDSルーム事業

全ての小学生を対象として、放課後において学校の図書館などで、学習やさまざまな体験、文化活動等を行い、子どもたちの居場所を提供する取組です。

放課後児童クラブ事業

保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生の児童を放課後に預かり、健全な育成を行う事業です。児童福祉法第6条の3第2項において、放課後児童健全育成事業として定められている事業で、社会福祉法では第二種社会福祉事業の1つとされています。

【ま行】**松戸市基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障がいのある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関。

松戸市子ども総合計画

松戸市総合計画の分野別計画として位置づけられ、子ども・子育て支援法に基づく事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画。第2期松戸市子ども総合計画を令和2年度から6年度までの5年間を計画期間として定めている。

松戸市自立相談支援センター

経済的に困窮するおそれのある人の総合相談窓口。生活困窮者自立支援制度全体の相談窓口であり、専門の相談支援員が常駐しています。

まつど地域若者サポートステーション

働くことに悩みのある15歳から49歳までの方の職業的自立をはかるための支援機関。個人面談や就職に向けたスキルアッププログラム、職業体験、ボランティアなどさまざまなメニューを提供し、就職や進学に向けた支援を行っています。厚生労働省の委託事業として松戸市に開設しています。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。さまざまな支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。

【や行】

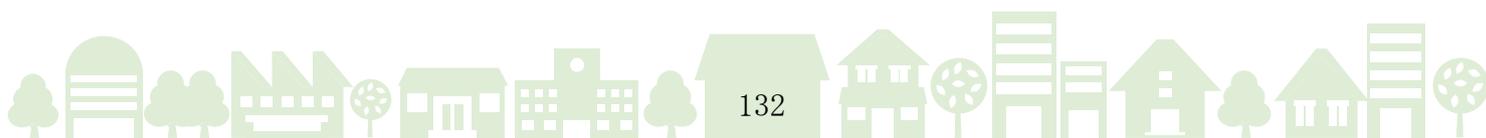
幼稚園の預かり保育

幼稚園において通常の教育時間の前後や休業日などに在園児の希望者を対象に行う保育のことです。

【ら行】

利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことです。



第2期
松戸市子どもの未来応援プラン（案）
（松戸市子どもの貧困対策計画）

発行日：令和4年〇月

編集・発行：松戸市 子ども部 子ども政策課 子どもの未来応援担当室
〒271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5

TEL 047-366-5181 FAX 047-365-1009

URL <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>